国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

様式集及び記載要領

令和6年8月

国土交通省近畿地方整備局

1 第一次審査に関する提出書類

分類	項目	様式	No.	枚数 制限	用紙 サイズ
1) 入札参加表明	入札参加表明書	指定	1-1	適宜	A4
書の提出書類	グループ構成表	指定	1-2	適宜	A4
	委任状 (構成企業→代表企業)	指定	1-3	適宜	A4
2) 第一次審査提	競争参加資格確認申請書	指定	2-1	1	A4
出書類	調査・設計業務を実施する者の参加資格等 要件に関する書類	指定	2-2	適宜	A4
	配置予定の管理技術者の資格· 調査・設計業 務の実績等	指定	2-3	適宜	A4
	工事業務を実施する者の参加資格等要件に 関する書類	指定	2-4	適宜	A4
	配置予定の主任技術者又は監理技術者の資 格· 同種工事の実績等	指定	2-5	適宜	A4
	工事監理業務を実施する者の参加資格等要 件に関する書類	指定	2-6	適宜	A4
	維持管理業務を実施する者の参加資格等要 件に関する書類	指定	2-7	適宜	A4
	添付資料提出確認書	指定	2-8	1	A4
	見積書	指定	2-93	適宜	A4

[※]各提出書類の提出方法、受付期間等の詳細は、入札説明書を参照すること。

2 第二次審査に関する提出書類

	分類	関リる佐山書類 項目	様式	No.	枚数 制限	用紙サイズ
3) 第二次審查提 第二次審查書類提出書		第二次審査書類提出書	指定	A-1	1	A4
出記		グループ構成表	指定	A-2	なし	A4
		委任状 (代表企業)	指定	A-3	1	A4
		入札書	指定	A-4	1	A4
		要求水準書及び添付資料に関する確認書	指定	A-5	1	A4
	1. 実施方 針及び実施 体制	事業実施方針・体制 ①「事業者選定基準 第 6 章-I 評価分類 (事業実施方針・体制)」の評価の視点及び 評価基準のとおり:1枚	指定	B-1	1	A4
		リスク管理・対応 ①「事業者選定基準 第 6 章-I 評価分類 (リスク管理・対応)」の評価の視点及び評 価基準のとおり:1枚	指定	B-2	1	A4
		事業の安定性 ①SPC の設立:1枚	指定	B-3	1	A4
提案書	2. 資金調達 及び収支計 画	資金調達計画 ①「事業者選定基準 第 6 章-Ⅱ 評価分類 (資金調達計画) 評価の視点(資金調達・ 償還計画・収支計画)」の評価基準のとおり: 1 枚 ②「事業者選定基準 第 6 章-Ⅱ 評価分類 (資金調達計画) 評価の視点(事業を安定 的に継続するための資金の確保、資金不足 時の対応)」の評価基準のとおり:1 枚	指定	B-4	2	A4
		資金調達計画書	指定	B-4①	2	A4
		事業費の支払計画	指定	B-42	3	A4
			指定	B-4② 別表 ①	1	A4
			指定	B-4② 別表 ②③	1	A4
		資金収支計画	指定	B-43	1	A3
		初期投資計画	指定	B-44	1	А3
		事業費内訳書	指定	B-45	適宜	А3
		入札時工事費内訳書	指定	B-46	適宜	A4
		工事費内訳書	指定	B-47	適宜	A4
		財務・資金管理 ①「事業者選定基準 第 6 章-II 評価分類 (財務・資金管理)」の評価の視点及び評価 基準のとおり:1枚	指定	B-5	1	A4

	分類	項目	様式	No.	枚数 制限	用紙サイズ
提案書	3. 施設整備計画			C-1	4	A4
書		地域や環境への配慮 ①「事業者選定基準 第 6 章-Ⅲ 評価分類 (施工にあたっての生活環境への配慮)」の 評価の視点及び評価基準のとおり:1枚	共通	C-2	1	A4
		周辺地域との調和、まちづくりへの貢献 ①「事業者選定基準 第 6 章-III 評価分類 (周辺地域との調和、まちづくりへの貢献) 評価の視点(良好な道路空間の形成)」の評価 基準のとおり:1枚 ②「事業者選定基準 第 6 章-III 評価分類 (周辺地域との調和、まちづくりへの貢献) 評価の視点(占用業者等への配慮)」の評価基 準のとおり:1枚	共通	C-3	2	A4
	4. 維持管理計画	点検業務・補修業務 ①「事業者選定基準 第 6 章-IV 評価分類 (点検業務・補修業務)」の評価の視点及び 評価基準のとおり:1枚	共通	D-1	1	A4

	分類 項目		様式	No.	枚数 制限	用紙 サイズ
	5. 調整マネ 全体計画 ジメント業 ①「事業者選定基準 第 6 章-V 評価分類 務 (全体計画)」の評価の視点及び評価基準の とおり: 1 枚		共通	E-1	1	A4
		設計段階 ①「事業者選定基準 第 6 章-V 評価分類 (設計段階)」の評価の視点及び評価基準の とおり:1枚	共通	E-2	1	A4
提案書		工事段階・維持管理段階 ①「事業者選定基準 第 6 章-V 評価分類 (工事段階・維持管理段階)」の評価の視点 及び評価基準のとおり:1枚	共通	E-3	1	A4
	6. 賃上げの 実施	【大企業用】従業員への賃金引上げ計画の表 明書	拉宁	F-1	1	A4
		【中小企業等用】従業員への賃金引上げ計画の表明書	指定	F-2	1	A4
	7. 事業スケ	事業スケジュール表	指定	G-1	1	А3
	ジュール		10 10	G-2	1	A4
要习	k 水準書審査項	目チェックリスト	指定	H-1	適宜	A4

3 その他

分類	項目	様式	式 No.	枚数	用紙
刀規	· 块口 	なり	NO.	制限	サイズ
4) 貸与資料申	守秘義務の遵守に関する誓約書	共通	3-1	2	A4
込時の提出書	貸与資料申込書	共通	3-2	1	A4
類	破棄義務の遵守に関する報告書	共通	3-3	1	A4
5) 入札説明書					
等に関する質	入札説明書等に関する質問書		3-4	1	A4
問提出時の提	八代成功音寺に関する貝向音	共通	3 4	1	A4
出書類					
6) 入札辞退時	入札辞退届	共通	3-5	1	A4
等の提出書類	構成企業等変更届	共通	3-6	1	A4

4 提出書類の記載要領

(1) 作成上の留意点

ア 記載内容全般

- ・ 本記載要領に枚数の指定があるものは、それに従うこと。記載のない様式については枚数を制限しないものとする。
- ・ 本記載要領に様式の指定があるものは、それに従うこと。

イ 様式等

- ・ 使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4 判縦長 横書き片面とすること。
- ・ 各提出書類等に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とすること。

ウ 編集方法

・ 提出書類等の 1 項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。 例) 1/2

(2) 各提出書類

ア 第一次審査に関する提出書類

・ 第一次審査に関する提出書類は、以下の書類を A4 判縦長左綴じとし、ファイルの表紙に は応募企業又は応募グループ(以下「応募者」という)の名称、事業名、書類名を表記のう え1部提出すること。

(ア) 入札参加表明の提出書類

・ 入札参加表明にあたっては様式1-1~様式1-3を作成し、各1部提出すること。ただし、 応募グループを構成しない場合は様式1-3の作成を必要としない。

(イ) 競争参加資格確認申請時の提出書類

- ・ 様式 2-1~様式 2-7 に加えて、様式 2-8 の添付資料 I ~ XI を提出すること。
- ・ 様式 2-8 の添付資料 $I \sim XI$ は、まとめてファイルに綴じ、表紙及び背表紙には応募企業名又は代表企業名を明記すること。

イ 第二次審査に関する提出書類

- ・ 各書類の表紙の左上に通し番号 (正·副の別、及び正本分は 1/7、副本分は 2/7~7/7) を 記載すること。
- ・ 提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなどの工夫を施すこと。また、本様式の記載内容に関係して、他の様式、図面等により詳細な内容を示している場合は、その箇所を分かりやすく示すこと。
- ・ 各書類の提案受付番号は、近畿地方整備局が記載するため、空欄のままとすること。

(ア) 第二次審査提出書

- ・ 様式 A-1~様式 A-3、様式 A-5 については、正·副各1部、計2部を正·副毎に纏めて提出 すること。
- ・ 様式 A-4、様式 B-4②、様式 B-4②別表①、様式 B-4②別表②③については、入札説明書 第4章 5. (1) イに従い作成し、入札書として1部提出すること。

(イ) 提案書

- ・ それぞれ A4 判縦長 (A3 判指定の様式は横折込) 左綴じとし、正本 1 部、副本 6 部、合計 7 部を提出すること。
- ・ それぞれのファイルの表紙及び背表紙には、事業名、書類名·分類名、応募者名及び通 し番号(正·副の別、及び正本分には1/7、副本分には2/7~7/7)を記載すること。
- ・ 提案書の様式ごとにインデックスを付けること。
- ・ 提案書の最後に、要求水準書審査項目チェックシート(H-1)を添付すること。

- ・ なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募者名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業 A」「構成企業 B」「協力企業 A」「協力企業 B」等の匿名を使用すること。
- ・ 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上に設定すること。

(ウ) その他

・ 提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存した CD-R を 2 枚提出すること。なお、当 該 CD-R には、事業名、応募者名、保存されている書類名及び項目を明記すること。ただ し、様式 A-4、様式 B-4②、様式 B-4②別表は除く。

ウ その他

(ア) 貸与資料申込時の提出書類

・ 貸与資料申込時の提出書類を作成する際には、様式 3-1 及び様式 3-2 をまとめて 1 部提出すること。なお、応募グループを構成する場合は、企業毎に書類を提出すること。

(イ) 入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

・ 入札説明書等に関する質問提出時の提出方法等については、入札説明書を参照のうえ、 様式 3-4 を作成し、提出すること。様式 3-4 については Microsoft Excel を使用すること。

(ウ) 入札辞退時等の提出書類

- ・ 入札辞退時は様式 3-5 を 1 部提出すること。
- ・ 構成員等変更の場合は様式 3-6 を 1 部提出すること。

1) 入札参加表明書の提出書類

令和 年 月 日

入札参加表明書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和6年8月20日付けで入札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」に係る一般競争入札に参加することを表明します。

グループ構成表

	* \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	商号又は名称		
	所 在 地		
	代表者氏名		印
	担当者 氏 名		
応募企業	所 属		
又は	電話	ファックス	
代表企業	メールアドレス		
	[本事業における役割]		
	※本事業における役割(グルー	ープにおける役割等 ^{注3)}) を	簡潔に示してください。
	商号又は名称		
	所 在 地		
	代表者氏名		印
	担当者 氏 名		11.
	所 属		
構成企業	電話	ファックス	
	メールアドレス	<i>, , , , ,</i> , , , , , , , , , , , , , ,	
	本事業における役割]		
	「本事来における伎前」		
	* U = 1 1 A 4 4		
	商号又は名称		
	所 在 地		1
	代表者氏名		即
	担当者 氏 名		
協力企業	所属		
1007 5 IL 7/C	電話	ファックス	
	メールアドレス		
	[本事業における役割]		

- 注) 1. 単独企業での応募(応募企業)の場合も提出して下さい。
 - 2. 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。
 - 3. 役割は細目まで記載して下さい。 (例えば、調査・設計業務であれば、「事前調査業務」、「詳細設計業務」、「調整マネジメント業務(設計段階)」等まで記載して下さい。)

委 任 状 (構成企業→代表企業)

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

	商号又は名称	
構成企業	所 在 地	
	代表者氏名	印
	商号又は名称	
構成企業	所 在 地	
	代表者氏名	印
	商号又は名称	
構成企業	所 在 地	
	代表者氏名	印
	商号又は名称	
協力企業	所 在 地	
	代表者氏名	印
	商号又は名称	
協力企業	所 在 地	
	代表者氏名	印

注) 1. 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。

私達は、下記の企業をグループの代表企業とし、「国道171号幸電線共同溝PFI事業」に関し、下記の権限を委託します。

受任者	商号又は名称 所 在 地	
	代表者氏名	印
受任事項	1. 入札参加表明に関する件	
	2. 競争参加資格確認申請に関する件	
	3. 入札辞退及び構成企業等変更に関する件	
	4. 入札に関する件	
	5. 復代理人の選任に関する件	

2) 第一次審査提出書類

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和6年8月20日付で入札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」に係る一般競争入札について確認されたく、必要な資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、また、様式1-2に記す各企業は入札説明書に定められた参加資格をみたしていること及び提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

[問い合わせ先(申請書)]

担当者:〇〇 〇〇

部 署:○○本店 ○○部 ○○課

電話番号: (代表) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (内線〇〇〇〇)

F A X:000-000-000

E-mail:

調査・設計業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

調査・設計業務を実施する 企業名

代表企業、構成企業、 協力企業の別

- 1. 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を証する書類の写しを本様式の後(うしろ)に添付します。
- 2. 平成 26 年度以降公示日までに完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業による電線共同溝の実施(詳細)設計業務又は電線 共同溝の基本(概略・予備)設計業務の実績(発注者から直接請け負った者として実施した業 務)を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
 - ・主として調査・設計に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・ 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
 - ・2. を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2. の業務実績は国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。)が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めないものとします。
 - ・コロナ通知に基づき一時中止等を行ったことにより、入札公告日までに完了しなかった場合、当該業務は入札公告日までに完了したものとし、実績として認めます。この場合は、履行期間を延期したことが確認できる資料(打合せ記録簿等)を添付してください。
 - ・調整マネジメント業務(設計段階)のみを実施する者については、2.の実績を下表のいずれ かの実績とすることが可能です。この場合下表の書類を添付してください。

実績	添付書類
入札説明書第3章3. に掲げる事業監理業務の実績	契約書並びに仕
(当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建	様書、図面等規模
設部(いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除	の分かる書類の写
く。)が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評	l.
定点が60点未満のものは、実績として認めません。)	
入札説明書第3章4. に掲げる工事企業の競争参加資格要件イの	施工実績証明書
実績	又は契約書並びに
(当該施工実績について国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局	仕様書、図面等規
開発建設部(開発建設部関係事務所を含む)の発注した工事に係	模の分かる書類の
る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績	写し。
として認めない。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が	
70点未満でないことで実績とします。)	

次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

- ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。
 - a. 技術士(総合技術監理部門:建設-道路、建設部門:道路)
 - b. 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:道路-業務:計画・調査・設計)
 - c. 土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、1級土木)(設計)
 - ※国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定(平成26年11月28日国土交通省告示第1107号)第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
 - ※外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相応又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局)又は国土交通大臣認定(総合政策局又は土地・建設産業局)を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
- イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務の実績を有する者とする。また、上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。なお、公示日までに完了予定であった業務がコロナ通知に基づき一時中止等を行っ

なお、公示日までに完了了たであった業務がコロケ通知に基づる一時中正等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

- a. 電線共同溝の実施(詳細)設計業務
- b. 電線共同溝の基本 (概略・予備) 設計業務

上記イの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部 (いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。)が発注した業務に係る 実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

配置子	定管理技術者の氏名			
上記の	者の資格及び登録番号	○○○(取得年月日:○年○月○日)		
上記の	ものを雇用する企業名			
上記企	主業について構成企業又は協力	構成企業 ・ 協力企業 (いずれかを囲むこと)		
企業の)另[特別正未		
上記企	業の登録資格番号	○○○(登録年月日:○年○月○日)		
長期休暇期間		令和 年 月 日~令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。		
績 設	業務名称	○○○○業務 (TECRIS 登録番号)		
の計内業	業務の発注者名	0000		
容 務	業務の受注者名	0000		
※ 実	計画地	○○県○○市○○町○○		

勿加資格要件

最終契約金額	000,000,000円
業務工期	令和○年○月○日~令和○年○月○日
受注形態	・単独・共同企業体()
業務実施上の立場	○○○として従事
対象施設	電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照明、道路標識)、等
延 長	$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ m
主な共同溝占有者	電力会社、通信会社、CATV 等
評定点	

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

工事業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

工事業務を実施する

企 業 名

代表企業、構成企業、 協力企業の別

- 1. 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
- 2. 平成 21 年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
 - ① 電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績
 - ② 供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で、交通規制を伴う 工事の施工実績
 - ③ 上記①、②は同一工事の施工実績
 - ・主として工事に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
 - ・2. を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2. の業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(開発建設部関係事務所を含む)の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めません。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とします。
 - ・コロナ通知に基づき一時中止等を行ったことにより、入札公告日までに完了しなかった場合、当該業務は入札公告日までに完了したものとし、実績として認めます。この場合は、履行期間を延期したことが確認できる資料(打合せ記録簿等)を添付してください。
 - ・調整マネジメント業務(工事段階)のみを実施する者については、2.の実績を下表の実績とすることが可能です。この場合下表の書類の写しを添付してください。

実績	添付書類			
入札説明書第3章3. に掲げる設計企業の競争参加資格要件イの	契約書並びに仕			
実績	様書、図面等規模			
(当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建	の分かる書類の写			
設部(いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除	l.			
く。)が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評				
定点が60点未満のものは、実績として認めません。)				

配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を当該工事業務に専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア 次に掲げる資格を有する配置予定技術者(監理技術者又は主任技術者)であること。

(監理技術者を配置する場合)

- a 1級土木施工管理技士
- b 1級建設機械施工管理技士
- c 技術士(建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木)
- d 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した 者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定 講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査 に合格した者をいう。

(主任技術者を配置する場合)

- a 1級又は2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る。)
- b 1級又は2級建設機械施工管理技士
- c 技術士(建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木))
- d 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した 者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定 講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査 に合格した者をいう。
- イ 平成21年度以降に元請けとして、同種工事(入札説明書第3章4.イに掲げる工事)の 経験を有する者であること(甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわ らず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の 経験は認められない。)。
 - a 上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。
 - b 同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局 及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事(いずれも港湾空港関係を除 く。)である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。
 - c 低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。
 - d 申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。
 - e 同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合について は、明示した同種工事の経験を満たしていることが証明できる資料(最終の実施工 程表等)を提出すること。

- ウ 配置予定技術者は、参加表明書提出期限日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な 雇用関係が必要である。
- エ 配置予定技術者にあっては、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた 技術者(営業所専任技術者)でないこと。
- オ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- カ 上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。
- キ 配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を第4章1.の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

	C 17 (0) (3)						
配置	予定技術者の従事役職	主任(又は監理)技術者〇〇〇〇					
		1級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)					
		2級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)					
		1級建設機械施工管理技士(取得年月日及び登録番号)					
法令	による資格・免許	2級建設機械施工管理技士(取得年月日及び登録番号)					
		技術士(取得年月日及び登録番号)					
		監理技術者資格者証(交付年・交付番号及び有効期限)					
		監理技術者講習修了証(交付年・交付番号及び有効期限)					
上記	のものを雇用する企業名						
上記	のものを雇用している期間	令和 年 月 日~令和 年 月 日(年 ヶ月)					
上記	の企業が分担する工事種別	〇〇工事					
上記	企業について構成企業又は	構成企業 ・ 協力企業 (いずれかを囲むこと)					
協力	企業の別						
		令和 年 月 日~令和 年 月 日					
長期	休暇期間	※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相					
12 79	77777779110J	当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長					
		期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。					
	工事名称	○○○□工事(CORINS 登録番号)					
	工事の発注者名	0000					
	工事の受注者名	0000					
	施工場所	○○県○○市○○町○○					
工事	最終請負金額	000,000,000円					
経	工 期	令和○年○月○日~令和○年○月○日					
験	受注形態	・単独 ・甲型共同企業体(出資比率○%) ・乙型共同企業体					
の概	受注形態	・現場代理人 ・監理技術者 ・主任技術者					
概要	×14/17/15	・その他()					
	 整備対象施設	電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照					
		明、道路標識)、等					
	規模	OOOm					
	主な共同溝占有者	電力会社、通信会社、CATV 等					

工事種別	・○○工事
評 定 点	

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

工事監理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

工事監理業務を実施する

代表企業、構成企業、 協力企業の別

企 業 名

- 1. 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後(うしろ)に添付します。
- 2. 平成26年度以降に、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有することを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
 - ・主として工事監理に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
 - ・2. を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類 の写しを添付してください。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建 設部(開発建設部関係事務所を含む)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評 定点が60点未満のものは、実績として認めないものとします。

維持管理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

維持管理業務を実施する 企業 名

代表企業、構成企業、 協力企業の別

- 1. 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント 業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様 式の後(うしろ)に添付します。
- 2. 平成26年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有することを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
- 3. 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕工事」の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後(うしろ)に添付します。
 - ・主として維持管理に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・ 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.3.の順に整理してください。
 - ・2. を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。

添付資料提出確認書

A 3114 4					
企業名	Í				
	添付書類		部数	応募者 確認	近畿地方整備局 確認
I	会社	概要 (パンフレット等)			
II		単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資 変動計算書(直近3箇年)			
III		決算の貸借対照表及び損益計算書 近3箇年)			
IV	会社 と)	定款(直近のものに原本証明を添付するこ			
V	印鑑	証明書(入札公告日以降に交付されたこと)			
VI	使用	印鑑届 (書式自由)			
VII	こと	税納税証明書(入札公告日以降に交付された 、直近3箇年、未納の税額がないことの証明 その3の3))			
VIII	こと	税納税証明書(入札公告日以降に交付された 、直近3箇年、未納の税額がないことの証明 その3の3))			
IX		登記簿謄本(入札公告日以降に交付されたこ 直近の履歴事項全部証明書原本)			
X	競争	参加資格審査の等級等を証する書類の写し			
ΧI		実績及び有資格者を証明できる書類(契約書 に仕様書等業務内容の分かる書類の写し等)			

[※]原本と指定がない書類は、写しでも構いません。

(別様-1)

令和6年8月20日

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長(公印省略)

見積提出依頼書

下記内容について、業務執行の参考とするため、見積もり依頼します。

記

- 1. 事業名 国道171号幸電線共同溝PFI事業
- 2. 事業期間 契約の締結日から令和30年3月31日
- 3. 業務内容・見積り条件 別紙-1のとおり
- 4. 見積提出期限

宛名は「近畿地方整備局長」とし、令和6年9月17日(火)正午までに 提出して下さい。

5. 提出方法 見積書は下記場所へ期限内に郵送又は持参してください。 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 8階 近畿地方整備局 総務部 契約課 契約第二係

6. その他

見積依頼は、あくまでも事業費算出上の「参考」とするため依頼するものです。 なお、見積により採用した歩掛等については、見積参考資料 として周知します。

別紙一1

業務内容・見積り条件

- 1. 事業名 国道171号幸電線共同溝PFI事業
- 2. 業務量・業務内容

本業務の業務量・業務内容は既に公表している数量総括表・要求水準書とする。

3. 見積り条件

本見積り依頼の対象範囲は、下記の項目とする。

- (1) 調査·設計業務
- 1) 事前調查業務(現地踏查、試掘調查)
 - ①業務委託料 (現地踏査)
- 2) 詳細設計業務
- ①交差点照明施設詳細設計
- ②電線共同溝詳細設計
- 3) 調整マネジメント業務(設計段階)
 - 計画準備
 - ②調整監理
 - ③打合せ
- (2) 工事業務
- 1) 見積歩掛(工事)
 - ①舗装版破砕積込:アスファルト舗装版 15cmを超え35cm以下
 - ②管路材設置:埋設部 単管設置(鋼管)
 - ③管路材設置:埋設部 単管設置(UC-PS管)
- 2) 調整マネジメント業務(工事段階)
- ①業務計画
- ②工事監理
- (3) 工事監理業務
- 1) 工事監理業務
 - ①業務計画
 - ②監理業務
 - ③打合せ
- (4)維持管理業務
- 1) 点検・補修業務
- ①日常点検
- ②定期点検
- 2) 台帳作成・管理業務
 - ①管理台帳作成
- 3) 調整マネジメント業務(維持管理段階)
 - ①計画準備
 - ②調整監理
 - ③打合せ
- 4. 見積内容

本業務の歩掛を別様-2により作成するものとする。

- 5. その他
 - (1) 見積り書作成に要する費用は、自社負担とする。
 - (2)消費税は含めないで下さい。
 - (3) 何らかの標準歩掛かりを準用または一定の係数を掛けるなどで算出している 場合は、その内容についても明示して下さい。
 - (4) 上記以外に必要な経費等がある場合は追記して提出して下さい。

国道171号幸電線共同溝PFI事業

見積書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

住所

商号又は名称

代表者名

囙

(担当者連絡先)

所属部署

氏 名

電話番号

見積について、別途のとおり提出します。

の枠に入力お願いします。

事業名 : 国道171号幸電線共同溝PFI事業

(1)調查・設計業務

1)事前調查業務(現地踏查、試掘調查)

①現地踏査							1回当り
			備考				
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	IH 5
現地踏査							

2) 詳細設計業務

①交差点照明施設詳細設計

1箇所当り

備考
佣与

^{※1} 本歩掛は、交差点照明施設詳細設計の修正によるものとする。

②電線共同溝詳細設計

「全体設計] 1 笛所当り

				直接経費						
		技師長	主任技師	技師(A)	技師 (B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料	備考	
設計	計画									
全	現地踏査									
体	設計条件の整理・検討									
計	平面・縦断線形設計									
画	数量計算									
管路	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
特殊	: 音乐記号									
地上	機器部設計									
施工	計画									
関係	機関との協議資料作成									
照查	i									
報告	書作成									

^{※1} 本歩掛は、電線共同溝詳細設計の修正によるものとする。

3) 調整マネジメント業務(設計段階)

①計画準備 1式当り

	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師(C)	技術員	備考
計画準備							

②調整監理 1年当り 直接人件費 備考 技師長 主任技師 技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員 調整監理

_3打合せ							1年当り
直接人件費							
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師 (C)	技術員	備考
打合せ							

^{※2} 報告書作成は、設計計画から照査の歩掛に含まれるものとする。

^{※2} 電子計算機使用料には、直接人件費の合計額に対する率(%)を記載してください。

^{※3} 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

^{※4} 本地区は、市街地(DID地区)であり、市街地以外等の延長はOmとする。

(2) 工事業務

1) 見積歩掛(工事)

①舗装版破砕積込: アスファルト舗装版 15cmを超え35cm以下

100m2当り

Onit Richard I Rec 1707 William Richard Tool Tele 2000 Class										
名称	規格	単位	数量	諸雑費	備考					
土木一般世話役		人								
普通作業員		人								
バックホウ運転	山積0.28m3(平積0.2m3)	В			NO.01-1単価表					
諸雑費(まるめ)		式	1							
日当り施工量		m2/⊟								

^{※1} 運搬作業は、別途計上する。

※2 日当り作業量は、1班当りの数量を記載すること。

NO.01-1単価表 バックホウ運転『山積0.28m3(平積0.2m3)』

1日当り

TO ST T MEDICAL SERVICE SERVICE TO STORE SERVICE SERVI									
名称	規格	単位	数量	単価	備考				
運転手(特殊)		人		_					
軽油	1.2号	L		_					
パックホウ(クローラ)[超小旋回型・クレーン 機能付き]	山積0.28m3 (平積0.2m3) 1.7t 吊			_	賃料				
諸雑費(まるめ)		式	1						

②管路材設置:埋設部 単管設置(鋼管)

100m当り

名称	規格	単位	数量	諸雑費	備考
土木一般世話役		人		% 1	
特殊作業員		人		% 1	
普通作業員		人		% 1	
電線共同溝用鋼管(亜鉛メッキ)	各種	m			ロス率含む
諸雑費(率+まるめ)	%	式	1		
日当り施工量		m/⊟			

^{※1} 諸雑費は、清掃及び導通検査機械(コンプレッサー等)の損料及び運転経費の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を 上限として計上する。

- ※2 本歩掛には、電線共同溝工における管路材の設置、管の接続労務、管路受台(スペーサ)の設置労務、管路清掃及び導通試験を含む。
- ※3 管路受台の材料費は別途計上する。
- ※4 日当り作業量は、1班当りの数量を記載すること。

③管路材設置:埋設部 単管設置(UC-PS管)

100m当り

名称		規格	単位	数量	諸雑費	備考
土木一般世話役			人		% 1	
特殊作業員			人		% 1	
普通作業員			人		※ 1	
電線共同溝用鋼管(電柱立上げ管)	各種		m			ロス率含む
諸雑費(率+まるめ)		%	式	1		
日当り施工量			m/⊟			

^{※1} 諸雑費は、清掃及び導通検査機械(コンプレッサー等)の損料及び運転経費の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を 上限として計上する。

- ※2 本歩掛には、電線共同溝工における管路材の設置、管の接続労務、管路受台(スパーサ)の設置労務、管路清掃及び導通試験を含む。
- ※3 管路受台の材料費は別途計上する。
- ※4 日当り作業量は、1班当りの数量を記載すること。

2) 調整マネジメント業務(工事段階)

①業務計画 1式当り

			備考				
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	M 5
業務計画							

②工事監理 1年90

<u> </u>								
			備考					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員		
工事監理								

(3) 工事監理業務

打合せ

1) 工事監理業務

1) 工事血達来物							1 式当		
		直接人件費							
	技師長	主任技師			技師 (C)	技術員	備考		
業務計画									
© #1 = #2 \ \ \ = \ \									
②監理業務				1 /4 ===			1年当		
	++++==	→ /T++6∓		人件費	 	++4==	備考		
□ <u></u>	技師長	主任技師	技師(A)	技師 (B)	技師(C)	技術員			
血柱未初									
③打合せ							1年		
			直接	人件費			備考		
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	VHI S		
打合せ									
-)維持管理業務 1)点検・補修業務 ①日常点検							10		
				人件費			備考		
	技師長	主任技師	技師(A)	技師 (B)	技師(C)	技術員	MH D		
計画準備									
通常点検									
点検調書作成 報告書作成									
取口音下水									
②定期点検							10		
			直接	人件費			備考		
	技師長	主任技師	技師(A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	佣5		
計画準備									
定期点検									
点検調書作成									
報告書作成									
2)台帳作成·管理業務 ①管理台帳作成	务						1km:		
		I		人件費	1		備考		
75-TE () 15-15-25	技師長	主任技師	技師(A)	技師 (B)	技師(C)	技術員			
管理台帳作成									
3) 調整マネジメント第 ①計画準備	美務(維持管理	段階)					1式:		
			直接	 人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考		
計画準備									
②調整監理							1年		
				人件費			備考		
-mthurbum	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員			
調整監理									
③打合せ							1年		
ອນ⊐ ເ			直接	人件費		Т			
	技師長	主任技師	技師(A)		技師 (C)	技術員	備考		
+T-Q-L+					(4)				

- ※ 見積書提出後に不明な点等に対して問い合わせを行う場合があるので、必ず担当の方の連絡先を記入願います。
- ※ 上記は参考例であり、様式は自由とするが、別紙-1見積歩掛提出依頼書の依頼項目及び条件に合致した歩掛として下さい。

別表① 施設整備費の内訳

(単位:円)

	事業年度	ア	施設費(割販 払分)	支海	イ 消費税及び地方 消費税相当額	ウ 割賦手数料 (非課税)	エ 税抜計 (=ア+ウ)	オ 税込計 (=ア+イ+ウ)
1	令和15年度							
2	令和16年度							
3	令和17年度							
4	令和18年度							
5	令和19年度							
6	令和20年度							
7	令和21年度							
8	令和22年度							
9	令和23年度							
10	令和24年度							
11	令和25年度							
12	令和26年度							
13	令和27年度							
14	令和28年度							
15	令和29年度							
	合計	カ			キ	ク	ケ	コ

3) 第二次審査提出書類

令和 年 月 日

第二次審査書類提出書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

令和6年8月20日付で入札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」について、 入札説明書に基づき、必要書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

グループ構成表

	本日刀はなむ		
	商号又は名称		
	所 在 地		
応募企業	代表者氏名		印
又は	担当者 氏 名		
代表企業	所属		
	電話	ファックス	
	メールアドレス		
	商号又は名称		
	所 在 地		
	代表者氏名		印
構成企業	担当者 氏 名		
	所属		
	電話	ファックス	
	メールアドレス		
	商号又は名称		
	所 在 地		
	代表者氏名		印
協力企業	担当者 氏 名		
	所属		
	電話	ファックス	
	メールアドレス		

- 注) 1. 単独企業での応募(応募企業)の場合も提出して下さい。
- 2. 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。

令和 年 月 日

委任状 (代表企業)

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

私は、受任者 住所 氏名

囙

を代理人と定め、

「国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業」に関し、下記の権限を委任します。

【委 任 者】

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

1. 入札に関する件

以上

◆備考:本様式は、代表企業の代表取締役から支店長等への委任状です

令和 年 月 日

入札書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和6年8月20日付で入札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」について、 以下のとおり入札価格を提出します。

入札価格 (税抜き)

百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円

- 注) 1. 入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
 - 2. 金額は、1桁に1字ずつアラビア数字で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
 - 3. 入札書は、入札参加者の商号又は名称(グループ名及び代表企業の名称)、事業名称及び 開札日時を記載した封筒に、様式 B-4②、様式 B-4②別表①、様式 B-4②別表②③ととも に封入して提出すること。
 - 4. 事業費の支払計画(B-4②)の※2の額を転記すること。

要求水準書及び添付資料に関する確認書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

令和6年8月20日付で入札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」について、提出書類の内容が、要求水準書及び添付資料に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[実施方針及び実施体制]

事業実施方針 • 体制

提 案 内 容

「事業者選定基準 第6章-I 評価分類(事業実施方針・体制)」の評価の視点及び評価基準を 踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。

なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容 点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

リスク管理・対応

提案内容

- ①「事業者選定基準 第6章-I 評価分類(リスク管理・対応)」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。
- ②保険の種類、保険者、被保険者、付保内容等について記載してください。記載方法は以下の表を参考にしてください。

〈保険〉

保険名			
契約者			
被保険者		但吃掘面	
補償額		保険概要	
保険料	円/年		
保険期間			

※付保する保険の数に応じて、適宜記入欄を追加してください。

なお、①の提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する 内容点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

7C/1C/C14 PH 4	提	案	受	付	番	号
----------------	---	---	---	---	---	---

事業の安定性

事業の安定性
提案内容
事業の安定性に関して、 ① SPCの設立等による事業に影響が及ばない方策 について記載して下さい。 ※ なお、必要に応じて、上記提案を補完するための書面(関心表明書、確約書、保証書等)を
本様式とは別に本様式に添付しても構いません。

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[資金調達及び収支計画]

資金調達計画

提案内容

- ①「事業者選定基準 第 6 章-II 評価分類(資金調達計画) 評価の視点(資金調達・償還計画・収支計画)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1 枚)
- ②「事業者選定基準 第6章-II 評価分類(資金調達計画) 評価の視点(事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1枚)

なお、①, ②の提案は、それぞれ最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の 視点に対する内容点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

※下記の添付様式のうち、様式 B-4②別表、様式 B-4③、様式 B-4④、様式 B-4⑤、様式 B-4⑥ 及び様式 B-4⑦については別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

添付様式

(様式 B-4①)資金調達計画書

(様式 B-4②)事業費の支払計画

(様式 B-4③)資金収支計画

(様式 B-4④)初期投資計画

(様式 B-4⑤)事業費内訳書

(様式 B-4⑥)入札時工事費内訳書

(様式 B-4⑦)工事費内訳書

資金調達計画書

1. 資金調達の概要について

表①:資金調達の概要

単位: 千円

	調達形態	出資者名	●●(株)	▲ ▲ (株)	■ ■ (株)	(株) ◆ ◆	合計
		出資者分類	代表企業	構成企業	構成企業	その他	
	次十八	出資形態					
自	資本金	出資金額					
己資		(調達割合)	%	%	%	%	%
資金	株主劣後	融資金額					
	ローン	(調達割合)	%	%	%	%	%
	その他	金額					
		(調達割合)	%	%	%	%	%
外	調達形態	資金調達先	○○銀行	△△銀行			合計
部	優先	融資金額					
借入	ローン	(調達割合)	%	%	%	%	%
等	社債等	金額					
	その他	(調達割合)	%	%	%	%	%

表②:外部借入等の借入条件の概要

単位:千円

調達形態	資金調達先	調達額	金利	調達時期	返済方法 返済期間	備考
優先ローン	○○銀行					
愛元ローン	△△銀行					
社債等						
その他						
株主						
劣後ローン						

◆備考

- ※1:出資者分類は、①代表企業、②構成企業、③その他の区分を記載すること。
- ※2:出資形態において、普通·優先株式等の優先劣後構造を想定されている場合は、その分類を記載すること。
- ※3:株主による劣後ローン等の調達手法を用いる場合は、借入条件を表②に記載すること。
- ※4:調達割合は、資金需要額総額に対する割合を記載すること。
- ※5:外部借入における資金調達先については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。また、これ以外に入札書類の提出時点で決定又は想定しているものについては、可能な範囲で記載すること。
- ※6:調達金利については、基準金利等及び利ざや(スプレッド)に区分し、基準金利等については、 変動・固定等の別等についても記入すること。
- ※7:設計・工事期間と維持管理期間の調達条件が異なる場合には、各々の借入についてその条件を記載すること。
- ※8:金額は千円未満切り捨て、調達割合の算出に当たっては、小数点第1位までとし、2位以下は切り捨てること。

2. 割賦金利について

(1) 割賦金利について

田舎 公手山子	一 4月45 88 47 1 、 ナ. 共 相 1、1	甘潍ム利した哲学の担宏により利ざめ(コー

割賦金利:基準金利___%+スプレッド___%=___%

- ※ 割賦金利は、元利均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利ざや(スプレッド) の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して算定すること。
- ※ 契約に際しての基準金利は、本件施設の引渡日に公表される国債金利 15 年ものととする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を 0%とする。
- (2) 割賦金利の概説

*	割賦金利の設定条件等についての説明を簡潔に記入してください。

事業費の支払計画

件名: 国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

(単位:円)

	区分	実額
入村	L金額(1+2+3)	※ 2
1. 方	施設整備費	
	①施設費	
	②割賦手数料(割賦金利: %)	
2. 糸	推持管理費 ^{※1}	
3. 4	その他の費用	

- ◆備考 1 提案の内容に基づき、事業期間中の総見積り額を記入すること。
 - 2 各金額には消費税等相当額を含めないこと。
 - 3 ※1 には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること。
 - 4 ※2 に記載する額が、入札書(様式 A-4)に記入する入札金額となり、この金額を価格評価点算定に用いる。
 - 5 入札価格の区分は、入札説明書の添付6によること。

別表② 維持管理費の内訳

(単位:円)

77,147	(包 作11日在頁。	· 1 3 F// C		(十四・11/
	事業年度	サー維持管理費	シ 消費税及び地方 消費税相当額	ス 税込合計 (=サ+シ)
1	令和15年度			
2	令和16年度			
3	令和17年度			
4	令和18年度			
5	令和19年度			
6	令和20年度			
7	令和21年度			
8	令和22年度			
9	令和23年度			
10	令和24年度			
11	令和25年度			
12	令和26年度			
13	令和27年度			
14	令和28年度			
15	令和29年度			
	合計	セ	ソ	タ

別表③ その他の費用の内訳

(単位:円)

13 3 2	<u> </u>												
	事業年度	チーその他費用	ツ 消費税及び地方 消費税相当額	テ 税込合計 (=チ+ツ)									
1	令和15年度												
2	令和16年度												
3	令和17年度												
4	令和18年度												
5	令和19年度												
6	令和20年度												
7	令和21年度												
8	令和22年度												
9	令和23年度												
10	令和24年度												
11	令和25年度												
12	令和26年度												
13	令和27年度												
14	令和28年度												
15	令和29年度												
	合計	 	ナ	11									

(様式B-43) 資金収支計画 (単位・壬四)

		事業年度 -7	-6	-5	-4	-3	-2	=1	0	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	15	(単位:千円)
12 -14 1	er de	R7		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21 R			R25	R26	R27	R28	R29	合計
損益計: 売上	异香 営業収	又入																						
	国	からの収入																						
		施設整備費相当額 施設費(割賦元本)																						
		割賦手数料																						
		維持管理費相当額 その他費用相当額																						
		ての他質用相当額																						
費用	営業費	費用																						
	維	持管理費 ・の他費用 ※可能な限り詳細に																						
		保険料																						-
		監査費用																						
	割	 賦原価の繰延償却																						
	減	低価償却費 ※SPC所有資産がある場合																						
営業外	退				-	1													-					
	営業を	小収入																						
	営	常業外収入																					$\overline{}$	
-	営業を	小 費用																	+					
		花払利息 ※資金調達別に記入																						
	世業が	卜損益																						
経常損 特別損	益性別工	-11-74																						
																			+					
税引前:	当期和	川益																						
法人税 税引後		祖益																						
当期未	処分和	刊益/未処理損失																						
法定準	備金絲	県入																						
配当 次期繰	越利益	益/損失																						
資金収 資金需	支計画 ≖												1											
	× 投資_																							-
	税引後	多当期損失																						
	借入金	金返済																						
	配当金																							
資金調:	達 出資金	4																						
	出页 ^业 借入金	È																						-
		後当期利益 																						
	割照り 減価値	も掛金の取り崩し 賞却費 ※SPC所有資産がある場合																						
	その他	<u> </u>																						
資金過	不足																		+					
期末累	· 企 積資金	立残高																	İ					
借入金	建声																							
期首残	高																							-
借入額 返済額																								
返済額 期末残	高																		+					
																		-						
【資本の 資本金	部](期末残高)																						
法定準	備金																							
剰余金 資本の																								
資本の	標						 												†					
EIRR(稅	引後))																						
配当IRF DSCR	۲																		 					
							1					1						-	1					
国の支	払う対	上価 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・																						
1 7	維持管	管理費相当																						
1 5	その他	也費用相当																						
合計(消 合計の					1	1	1				<u> </u>	1	<u> </u>					<u> </u>	+	<u> </u>				
		r 車巻に係る姿全面 支計画を記載して下さい					1		1	▲ 参考指揮の管		1						-	1		ı			

- (備考 1 本事業に係る資金収支計画を記載して下さい。
 2 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。
 3 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、参考指標については、水敷点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載してください。
 4 損益計算書の費用の「その他費用」に相当てる費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。
 5 原則として3-枚に記載して下さい。
 6 現在価値の費用記制では、割引率し5%を用い、本施設の契約締結日を基準日とし、令和7年度の支払いから割り引いて計算してください。
 7 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。
 8 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

(様式B-4④) 初期投資計画

	項 目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	合計金額	算定根拠
初期投資	[費(割賦原価)										
	I 調査·設計業務										
	1.事前調査業務										
	2.詳細設計業務										
	3.調整マネジメント業務(設計段階)										
I	I 工事業務										
	1.整備工事(既存支障施設の移転・解体 撤去・復旧工事費を含む)										
	2.調整マネジメント業務(工事段階)										
I	工事監理業務										
Г	V その他費用										

(単位:千円)

(単位:千円)

項 目	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	合計金額	算定根拠
維持管理費・その他費用																	
I 維持管理費業務																	
1.点検・補修業務																	
2.台帳作成 管理業務																	
3.調整マネジメント業務(維持管理段階)																	
Ⅱ その他費用																	

※割賦手数料の料率

7. C17.EL 1 3X17 0717 T	
基準金利	
利ざや	
合計	

- (様式作成にあたっての注意事項)
 1 設計費、工事費は、資金収支計画(様式B-4-③)、事業費内訳書(様式B-4-⑤)の合計値と整合させること。
 2 各業務について小区分毎に費用を分けられる場合は分けて記入すること。
 3 各年度は4月から翌3月までとすること。
 4 消費税等(地方消費税を含む。以下、同じ)を除いた額で記入すること。
 5 割賦手数料の料率については、基準金利及び利ぎやに区分すること。
 入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定すること。
 6 A3横書き1枚に記入すること。
 7 ただし、積算根拠の説明については、必要に応じて別紙を追加して差し支えない。

◆初期投資費 (単位:千円)

_ <u>◆初期投資費</u>		(単位:千円 <u>)</u>
項目	金額	備考
I 調査·設計業務		
1. 事前調査業務		
1-1 現地踏査		
1-2 試掘調査		
2. 詳細設計業務		
2-1 詳細設計業務		
(1)詳細設計業務		
(2)直接経費		
(3)その他原価		
(4)一般管理費		
の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
3. 調整マネジメント業務(設計段階)		
3-1 調整マネジメント業務(設計段階)		
(1)調整マネジメント業務(設計段階)		
(2)直接経費		
(3)その他原価		
(4)一般管理費		
Ⅱ 工事業務		
	<u> </u>	
1 工事業務(既存支障施設の移転・解体撤去・復旧	工事質を含む)	
1-1 電線共同溝		
(1)仮設工		
(2)舗装版撤去工		
(3)開削土工		
(4)電線共同溝工		
(5) 仕世記供工		
(5)付帯設備工		
1-2 道路修繕		
(1)道路土工		
(2)舗装工		
(3)排水構造物工		
(4)縁石工		
(5)防護柵工		
(6)区画線工		
(7)道路付属施設工		
(8)構造物撤去工		
1-3 共通仮設費等		
(1)共通仮設費		
(2)現場管理費		
(3)一般管理費等		
2. 調整マネジメント業務(工事段階)		
2-1 調整マネジメント業務(工事段階)		
(1)調整マネジメント業務(工事段階)		
(2)その他原価		
(3)一般管理費		
Ⅲ 工事監理業務		
1. 工事監理業務		
1-1 工事監理		
(1)工事監理		
(2)その他原価		
(3)一般管理費		
Ⅳ その他費用		
1. 事業者の開業に伴う諸費用		
・ 尹禾日の囲禾に計り超复用	<u> </u>	
2. 引渡日までの事業者の運営費(人件費、事務費等	5)	
3. 融資組成手数料		
4.建中金利		
5.その他施設整備に関する初期投資と認められる費	計算	
(1)保険料	[
(2)その他諸経費等		
合計(消費税抜き)		

- ※1:項目は適宜、追加及び削除して下さい。 ※2:施設毎に内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫して下さい。
- ※3:各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、備考欄に内容を具体的に記載して下さい。 ※4:金額は、千円未満を四捨五入して下さい。 ※5:金額が、様式B-4-3、様式B-4-④と整合がとれていることを確認して下さい。

(様式B-4⑤-Ⅱ)事業費内訳書 ■維持管理費・その他費用

事業年月	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	(単位: 千P 合計
項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	PAI
I 維持管理費業務																								
I 点検 補修業務																								
1-1 点検 1-2 補修																								
1-2 補修																								
2. 台帳作成 管理業務																								
2-1 台帳作成•管理																								i
 調整マネジメント業務(維持管理段階) 																								
3-1 調整マネジメント業務(維持管理段階																								i
4. その他上記の業務を実施する上で必要な関連	業務																							
·項目は適宜、追加及び削除して下さい。 ·消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。																								
・A3横書きで各年の想定される支出を記入して下るい。	1.																							

																									(単位:千円)
	事業年度	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	△ *1
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	pā!
Ⅱ その他費用																									
1. その他費用	引渡日以降の事業者の運営費																								
	事業者の税引前利益(割賦手																								
	数料に計上される部分は除く)																								
	その他																								
	(1)保険料																								
	(2)その他諸経費等																								
	合計(消費税抜き)																								

- 項目は適宜、追加及び削除して下さい。
- 消費稅、物価変動を除いた額を記入して下さい。
- 3複書きで各年の想定される支出を記入して下さい。

(様式B-4⑥)入札時工事費内訳書

事業名 国道171号幸電線共同溝PFI事業

※ 水色のセルに入力してください。 その他は自動計上されます。

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
這線共同溝					式	1		
	仮設工				式	1		
		土留·仮締切工		(夜間)	式	1		
			軽量鋼矢板(電線共同溝)		式	1		
		仮舗装工		(夜間)	式	1		
			路盤	流用土	式	1		
			基層(車道·路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)	式	1		
			基層(車道·路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 100mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	式	1		
			表層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)	式	1		
			表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)	式	1		
			表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)	式	1		
		交通管理工		(夜間)	式	1		
			交通誘導警備員		式	1		
	舗装版撤去工				式	1		
		舗装版破砕工		(夜間)	式	1		
			殼運搬	アスファルト殻 (掘削)	m3	1, 097		
			殼処分	アスファルト殼 (掘削)	m3	1, 097		
			舗装版切断	7スファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	m	4, 470		
			舗装版切断	7スファルト舗装版 舗装版厚 15cmを超え30cm以下	m	7, 330		
			舗装版破砕	7ススファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下(電線共同溝)	m2	1, 880		
			舗装版破砕	7ススファルト舗装版 舗装版厚 15cmを超え35cm以下(電線共同溝)	m2	3, 320		
	開削土工				式	1		

工事区分	工種	種別	#別	万羊吧区电球共问再工事 工事致里総拉及	単位	数量	単価	金額
エザムカ	二二十里	掘削工	With	(夜間)	式	双里.	中間	712 4114
			 開削掘削	土砂	工	1		0
			用用加出刊	工物	式	1		
		埋戻し工		(夜間)	式	1		0
			埋戻し・締固め	流用土	_b			
			IIII = 1	List im rela	式	1		
			埋戻し・締固め	中埋砂	江	1		
			埋戻し・締固め	再生粒度調整砕石 (RM-25)	式	1		
		残土処理工		(夜間)	式	1		0
			土砂等運搬					·
					式	1		
			残土等処分		式	1		
	電線共同溝工				式	1		0
		管路工(管路部)		(夜間)	-	,		
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 直管 径150mm	式	1		0
			埋放官路	電線共同再用官(連信用) 直官 全150mm	m	648		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 曲管 径150mm	m	275		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 直管 径 82mm	m	418		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 曲管 径 82mm	m	254		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 直管 径 75mm	m	4, 049		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 曲管 径 75mm				
					m	1,660		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 直管 径 50mm	m	1, 540		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 曲管 径 50mm	m	706		0
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 直管 径 100mm	m	6, 253		0
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 曲管 径 100mm	m	3, 043		0
		-	埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 直管 径 75mm				<u> </u>
					m	986		0
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 曲管 径 75mm	m	284		0
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 直管 径 100mm	m	802		0
		1	埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 曲管 径100mm	m	265		0
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 直管 径 75mm	***			·
				- CONTRACTOR OF CHEST AND	m	1, 857		0

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 曲管 径 75mm	m	614		С
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 直管 径 50mm	m	389		С
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 曲管 径 50mm	m	274		С
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 直管 径 75mm	m	470		С
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 曲管 径 75mm	m	234		0
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 直管 径 50mm	m	1, 967		(
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) 曲管 径 50mm	m	1, 128		(
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 直管 径 125mm	m	101		(
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 曲管 径 125mm	m	45		0
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 直管 径 100mm	m	1, 070		
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 曲管 径 100mm	m	621		
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 直管 径 75mm	m	237		
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) 曲管 径 75mm		173		
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 直管 径 100mm	m	66		
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 曲管 径 100mm	m			
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 直管 径 75mm	m	44		
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 曲管 径 75mm	m	89		(
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 直管 径 50mm	m	95		(
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) 曲管 径 50mm	m	147		(
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) UC-PS管 径 75mm	m	102		(
					m	72		C
			埋設管路	電線共同溝用管(通信用) UC-PS管 径 50mm	m	118		(
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) KGPベンド管 径 125mm	m	4		(
			埋設管路	電線共同溝用管(電力用) KGPベンド管 径 100mm	m	54		C
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) KGPベンド管 径 100mm	m	5		C
			埋設管路	電線共同溝用管(電力系通信用) KGPベンド管 径 80mm	m	11		C
			継手管桝接続用	電線共同溝用管(通信用) 呼び径150mm用	個	38		С

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
		継手管桝技	妾続用	電線共同溝用管(通信用) 呼び径82mm用	個	70		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm	個	276		
		継手管桝打	妾続用	電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm用	個	126		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(電力用) 呼び径100mm用	個	546		
		継手管桝技	接続用	電線共同溝用管(電力用) 呼び径75mm用	個	37		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径100mm用	個	29		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径75mm用	個	101		
		継手管桝柱	接続用	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径50mm用				
		継手管桝井		電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm	個	28		
					個	14		
		継手管桝技	妾続用	電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm	個	138		
		継手管桝打	妾続用	電線共同溝用管(電力用) 呼び径125mm用	個	2		
		継手管桝技	接続用	電線共同溝用管(電力用) 呼び径100mm用	個	55		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(電力用) 呼び径75mm用	個	45		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径100mm用	個	3		
		継手管桝打	接続用	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径75mm用	個	7		
		継手管桝柱	接続用	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径50mm	個	17		
		FA分岐管		電線共同溝用管(通信用) 呼び径150mm×50mm用	組	19		
		異種管継	F	電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm~UC-PS管 呼び径75mm用				
		異種管継	F-	電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm~UC-PS管 呼び径50mm用	個	14		
		止めキャップ		電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm用	個	33		
					個	14		
		止めキャップ		電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm用	個	33		
		鉄製キャップ。		電線共同溝用管(電力用) 呼び径125mm用	個	2		
		鉄製キャップ。		電線共同溝用管(電力用) 呼び径100mm用	個	33		
		鉄製キャップ。		電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径100mm用	個	3		
		鉄製キャップ。		電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径80mm用	個	7		
		支持金具		電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm用	個	28		

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
			支持金具	電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm用	個	66		(
			自在固定バンド	ステンレス製 1.2×40 φ350~φ410用	個	94		(
			管枕	電線共同溝用管(通信用) 呼び径150mm用	個	552		(
			管枕	電線共同溝用管(通信用) 呼び径82mm用	個	451		(
			管枕	電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm用	個	3, 419		(
			管枕	電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm用	個	1, 382		(
			管枕	電線共同溝用管(電力用) 呼び径100mm用	個	5, 819		(
			管枕	電線共同溝用管(電力用) 呼び径75mm用	個	1, 049		(
			管枕	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径100mm用	個	630		(
			管枕	電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径75mm用	個	1, 052		(
			管枕	電線共同溝用管(電力通信用) 呼び径50mm用	個	253		(
			管枕	電線共同溝用管(通信用) 呼び径75mm用	個	443		(
			管枕	電線共同溝用管(通信用) 呼び径50mm用	個	2, 079		
			管枕	電線共同溝用管(電力用) 呼び径125mm用	個	84		
			管枕	電線共同溝用管(電力用) 呼び径100mm用	個	930		
			管枕	電線共同溝用管(電力用) 呼び径75mm用	個	267		-
			管枕	電線共同溝用管(電力通信用) 呼び径100mm用		155		
				電線共同溝用管(電力通信用) 呼び径75mm用		119		
				電線共同溝用管(電力系通信用) 呼び径50mm用	個個	156		
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=600 折込率2倍				
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=400 折込率2倍	m	972		
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=300 折込率2倍	m	2, 603		(
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=150 折込率2倍	m	649		(
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=600 折込率2倍	m	587		(
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=400 折込率2倍	m	337		(
					m	274		(
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=300 折込率2倍	m	596		(

工事区分	工種	種別	細別	 	単位	数量	単価	金額
			埋設表示シート	電線共同溝用 W=150 折込率2倍	m	246		C
		管路防護工		(夜間)	式	1		(
			目地版	瀝青繊維質目地板 厚10mm	m2	0, 900		(
			基礎材	再生クラッシャラン RC-40 t=150mm	m2	11		(
			型枠	一般型枠	式	1		
			防護コンクリート	超速硬コンクリート 3h圧縮強度240kg/cm	m3	3		(
			セラミック防護板	t=8mm	m	20		
			鋼板	SS400 t=16mm	t	0. 900		(
		プ [°] レキャストホ゛ックス工		(夜間)	式	1		(
		(特殊部)	プ゜レキャストホ゛ックス	E桝1型 950×1900×1100	個	3		
			プ゜レキャストホ゛ックス	E桝2型 950×3000×1100	個	10		
			プ [°] レキャストホ゛ックス	E桝5型 1000×3000×1800				
			プ [®] レキャストホ゛ックス	E桝7型 950×3000×1800	個	18		
			プ゚ レキャストボ゛ックス	接続桝1型 950×1650×550	個	1		(
			プ゚レキャストホ゛ックス	接続桝2-1型 630×2000×750	個	15		(
					個	12		ı
			プ゜レキャストホ゛ックス	接続桝3型 500(800)×1200×800(120)	個	1		
			プ゚レキャストホ゛ックス	RT桝1型 1200×2200×1500	個	4		(
			プ レキャストホ゛ックス	RT桝2型 1200×2200×1500	個	14		(
			プ゚レキャストホ゛ックス	RT桝3型 950×3000×1500	個	18		(
			プ゜レキャストホ゛ックス	RT桝4型 1400×3000×1500	個	3		(
			プ゚レキャストホ゛ックス	RT桝5型 1400×3000×1500	個	4		
			盖	鉄蓋(車道用) φ 880	組	18		(
			蓋	鉄蓋(車道用) 6880	組	1		
			蓋	鉄蓋(歩道用) 600×1200	組	16		
			蓋	鉄蓋(歩道用) 630×2000	組	12		
			蓋	鉄蓋(歩車道兼用) φ750	組	12		
					承 丘	4		

工事区分	工種	種別	細別	規格 規格	単位	数量	単価	金額
			蓋	鉄蓋(歩車道兼用) φ 750	組	39		(
	付帯設備工				式	1		
		ハント゛ホールエ		(夜間)	式	1		
			ハント゛ホール設置			1		
			ハント・ホール設置	500×500×550 歩道用	基	26		
					基	11		
			ハント・ホール設置	600×600×630 車道用	基	7		ı
直路修繕					式	1		
	道路土工				式	1		
		掘削工		(夜間)	式	1		-
			掘削	土砂	式	1		
		残土処理工		(夜間)		1		
			L. Toly Arth Neer Land	土砂(岩塊·玉石混り土含む)	式	1		(
			土砂等運搬		式	1		
			土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		
			土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		
			残土等処分		式	1		
			積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		
	舗装工				式	1		
		アスファルト舗装工		(夜間)		1		
			下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャラン RC-30 仕上り厚 200mm	式	1		
					m2	3, 270		
				再生粒度調整砕石 RM-30 仕上り厚 200mm	m2	3, 270		
			上層路盤(車道·路肩部)	再生瀝青安定処理材(25) 仕上り厚 90mm 1.4m未満	m2	3, 270		(
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	1		
			路盤(車道·路肩部)	再生クラッシャラン RC-30 仕上り厚 250mm	m2	13		
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	10		
			路盤(車道·路肩部)	再生クラッシャラン RC-30 仕上り厚 250mm		1		
		マッサール)をおりた一丁	81 mr (77.72 M1/17 HP/		m2	117		'
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	1		(

工事区分	工種	種別	細別	<u> </u>	単位	数量	単価	金額
			路盤(車道·路肩部)	再生クラッシャラン RC-30 仕上り厚 300mm	m2	4		
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	1		
			下層路盤	再生クラッシャラン RC-30 仕上り厚 300mm	m2	132		
			下層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 150mm	m2	132		
			上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 150mm	m2	132		
			基層(車道·路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚				
		アスファルト舗装工		50mm以下) (夜間)	m2	132		
		/////// IIII 32			式	1		
			下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャラン RC-30 仕上り厚 250mm	m2	75		
			上層路盤(車道・路肩部)	高炉スラグ 水硬性粒度調整 HMS 25-0 仕上り厚 200mm	m2	75		
			基層(車道·路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)	m2	75		
			中間層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)	m2	75		
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	1		
			下層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 150mm	m2	9		
			上層路盤(車道·路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 150mm	m2	9		
			基層(車道·路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	9		
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	1		
			下層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 150mm	m2	92		
			上層路盤(車道·路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 150mm	m2	92		
		アスファルト舗装工		(夜間)	式	1		
			路盤(車道·路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-25 仕上り厚 250mm	m2	5		
		プロック舗装工		(夜間)	式	1		
			下層路盤(歩道部)	再生クラッシャラン RC-30 仕 上り厚 100mm	m2	24		
			特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	m2	24		
		プロック舗装工		(夜間)	式	1		
			下層路盤(歩道部)	再生クラッシャラン RC-30 仕 上り厚 100mm	m2	51		
			特殊プロック舗装	設置 30cm×30cm	m2	51		
		プロック舗装工		(夜間)	式	1		
			特殊プロック舗装	設置 30cm×30cm	m2	7		

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
	排水構造物工				式	1		
		側溝工		(夜間)	式	1		
			街渠A	500×220/250 18-8-40(高炉)	m	875		
			街渠B	500×240/250 18-8-40(高炉)	m	97		
		管渠工		(夜間)	式	1		
			暗渠排水管	VU-200	m	4		
			暗渠排水管	VU-300	m	2		
			鉄筋コンクリート台付管	φ 300	m	116		
		集水桝・マンホール工		(夜間)	式	1		
			現場打ち街渠桝	18-8-40(高炉)	箇所	3		
			現場打ち街渠桝	18-8-40(高炉)	箇所	2		
			現場打ち街渠桝	18-8-40(高炉)	箇所	5		
			現場打ち街渠桝	18-8-40(高炉)	箇所	2		
			現場打ち街渠桝	18-8-40(高炉)	箇所	5		
			蓋	グレーチング蓋 400×500用 T-25 110° 開閉式(流用品)	枚	3		
			蓋	グレーチング蓋 500×500用 T-25 110° 開閉式	枚	2		
			蓋	グレーチング蓋 600×500用 T-25 110° 開閉式	枚	5		
			蓋	グレーチング蓋 700×500用 T-25 110° 開閉式	枚	2		
			蓋	グレーチング蓋 800×500用 T-25 110° 開閉式	枚	5		
	縁石工				式	1		
		縁石工		(夜間)	式	1		
			歩車道境界ブロック	180/205×250×600 流用品	m	730		
			歩車道境界ブロック	180/190×100×600 流用品	m	122		
			歩車道境界ブロック	180/190×100×600 流用品	m	115		
			歩車道境界ブロック	180/205~190×250~100×600 流用品	m	27		
			地先境界ブロック	180×100×600 流用品	m	15		

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
	防護柵工				式	1		
		路側防護柵工		(夜間)	式	1		
			カ゛ート゛レール	塗装品 Gr-C-4E 21m未満 曲線部補正無 流用品	m	3		
		防止柵工		(夜間)	式	1		
			転落(横断)防止柵	棚高 0.8m プレキャストコンクリートブロック建込 ダークプラウン	m	687		
	区画線工				式	1		
		区画線工		(夜間)	式	1		
			溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	m	290		
			溶融式区画線	溶融式手動 実線 20cm 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	m	52		
			溶融式区画線	溶融式手動 実線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装有 白色		2		
			溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	m			
			溶融式区画線	溶融式手動 破線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	m	680		
			溶融式区画線		m	7		
			溶融式区画線	溶融式手動 矢印·記号·文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	m	380		
			溶融式区画線	溶融式手動 矢印·記号·文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有 黄色	m	1,630		
					m	200		
			溶融式区画線	溶融式手動 自転車マーク 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	箇所	1		
			溶融式区画線	溶融式手動 追突注意(小) 厚1.5mm 排水性舗装有 白色	箇所	2		
			溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m	190		
			溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m	13		
			溶融式区画線	溶融式手動 t゙ブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m	270		
			溶融式区画線	溶融式手動 矢印·記号·文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m	55		
			溶融式区画線	溶融式手動 矢羽根型 750×1500 厚1.5mm 排水性舗装無 青色	箇所	10		
			区画線	溶融貼付式 ピクトグラム(矢印・自転車記号) 幅75cm 白色	箇所	1		
	道路付属施設工				式	1		
		作業土工		(夜間)	式	1		
		照明工		(夜間)	式	1		

工事区分	工種	種別	細別	「 <u>羊吧区 电禄共问海工争 工争致 里菘竹衣</u>	単位	数量	単価	金額
,,		1.13,5 4	照明柱基礎	スハ゜イラルケ゛クト φ 500 L=2. Om	基	21) Deed	0
			照明柱基礎	ボールアンカーA 200×200 L=3000	基	1		0
			照明柱基礎	ポールアンカーC 200×200 L=3000	基	1		0
			柱上機器柱基礎	ケーソン		1		0
			柱上機器柱基礎	ホールアンカーD 400×400 L=6000	基	3		0
					基	13		0
			柱上機器柱基礎	ボールアンカ−E 400×400 L=5500	基	5		0
			柱上機器柱基礎	ポールアンカーF 400×400 L=5500	基	7		0
			接地工事	D種	箇所	55		0
		分電盤基礎設置工		(夜間)	式	1		0
			分電盤基礎設置		基	1		0
			接地工事	D種	箇所	1		0
	構造物撤去工				式	1		-
	1	防護柵撤去工		(夜間)		1		0
		157 HZ [110] JHZ 24 22	防護柵撤去(ガードレール)	塗装品 Gr-C-4E	式	1		0
					m	3		0
			防護柵(横断·転落防止 柵)撤去		m	687		0
		構造物取壊し工		(夜間)	式	1		0
			コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	134		0
			コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	4		0
			舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m	310		0
			舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚 3 c m				0
			舗装版破砕	7スファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2	450		0
			舗装版破砕	7スファル/舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	3, 420		0
					m2	460		0
			舗装版破砕	77.77州舗装版 舗装版厚 10 c m	m2	420		0
			舗装版破砕	アススファルト舗装版 舗装版厚 15 c m	m2	110		0
		排水構造物撤去工		(夜間)	式	1		0
			暗渠排水管撤去	VU-200	m	4		0

工事区分	工種	種別	細別	辛 地区 电 緑 共 向 溝 上 事 	単位	数量	単価	金額
_,,	Jaha	12774	蓋版撤去	グレーチング蓋 400×500用 T-25 110° 開閉式 再利用	枚	11) Deed	0
		縁石撤去工		(夜間)	式	1		0
			歩車道境界ブロック撤去	180/205×250×600 再利用	m	730		0
			歩車道境界ブロック撤去	 180/190×100×600 再利用				-
			歩車道境界ブロック撤去	180/190×100×600 再利用	m	122		0
			歩車道境界プロック撤去	180/205~190×250~100×600 再利用	m	115		0
					m	27		0
			地先境界ブロック撤去	180×100×600 再利用	m	15		0
		運搬処理工		(夜間)	式	1		0
			殼運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	134		0
			殼運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3	4		0
			殼運搬	アスファルト殻(掘削)	m3	231		0
			殼処分	コンクリート殻(無筋)	m3	134		0
			殼処分	コンクリート殼(鉄筋)	m3	4		0
			殼処分	アスファルト殻 (掘削)	m3	231		0
			現場発生品運搬	横断防止柵、ダレーチング蓋、VU管	式	1		
直接工事費					式	1		0
共通仮設費					式	1		
	共通仮設費					1		U
		Art like -th			式	1		(
		運搬費			式	1		O
			仮設材運搬費		式	1		
		技術管理費			式	1		C
			道路施設基本データ作成費		式	1		
		現場環境改善費 (率計上)			式	1		
	共通仮設費(率 計上)	(Т н1 — /			式	1		
純工事費	田上/				式	1		0
	現場管理費				式	1		
					1	1		

	<u>自起1/17年心萨电脉入内格兰书 芒子 数重顺加致</u>									
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額		
工事原価					式	1		0		
	一般管理費等				式	1				
業務委託料				道路工事完成図等作成	式	1				
工事価格					式	1		(
消費税相当額					式	1		0		
工事費計					式	1		0		

- 注) 1. Microsoft Excelを使用して作成し、その情報 (算定数式含む) が保存されているCD-Rを提出してください。
 - 2. 表の作成にあたっては、行については記載項目ごとに1行とし、セルの結合及び複数行にしないこと。 また、列についても各項目毎に1列とし、セルの結合を行わないこと。
 - 3. 工事区分、工種、種別、細別、規格、単位、数量は変更しないこと。
 - 4. 事業費内訳書(様式B-4⑤-I) 等と整合させること。
 - 5. 当該様式には、入札説明書 添付6事業費の算定及び支払い方法で示す「整備工事等費」に係る費用を計上すること。

(様式B-4⑦) 工事費内訳書

工事費内訳書

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (千円)	備考

- 注)1. Microsoft Excelを使用して作成し、その情報 (算定数式含む) が保存されているCDを提出してください。
 - 2. 表の作成にあたっては、行については記載項目ごとに1行とし、セルの結合及び複数行にしないこと。また、列についても各項目語毎に1列とし、セルの結合を行わないこと。
 - 3. 事業費内訳書 (様式B-4-⑤) 等と整合させること。
 - 4. 間接費も計上すること。
 - 5. 当該様式には、事業契約書(案)で示す「整備工事等費」以外のものに係る費用を計上すること。

財務·資金管理

提案内容

「事業者選定基準 第6章-Ⅱ 評価分類(財務・資金管理)」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。

なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容 点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[施設整備計画]

調査・設計及び施工計画

提案内容

- ①「事業者選定基準 第6章-III 評価分類(調査・設計及び施工計画) 評価の視点(施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の具体的な提案)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1枚)
- ②「事業者選定基準 第6章-III 評価分類(調査・設計及び施工計画) 評価の視点(各種工事等の工程を最適化する具体的な提案)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1枚)
- ③「事業者選定基準 第6章-III 評価分類(調査・設計及び施工計画) 評価の視点(工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1枚)
- ④「事業者選定基準 第6章-Ⅲ 評価分類(調査・設計及び施工計画) 評価の視点(その他の有益な工夫)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1枚)

なお、①~④の提案は、それぞれ最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の 視点に対する内容点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

地域や環境への配慮

提案内容

「事業者選定」	基準 第6章-Ⅲ	評価分類(地域	や環境への配慮)	」の評価の視点及	、び評価基準を
踏まえて、簡潔	累かつ具体的に記	入してください。	>		

なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

周辺地域との調和、まちづくりへの貢献

提案内容

- ①「事業者選定基準 第6章-III 評価分類(周辺地域との調和、まちづくりへの貢献) 評価の 視点(良好な道路空間の形成)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 (1枚)
- ②「事業者選定基準 第6章-III 評価分類(周辺地域との調和、まちづくりへの貢献) 評価の 視点(占用業者等への配慮)」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。(1 枚)

なお、提案は、それぞれ最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[維持管理計画]

点検業務·補修業務

提案内容

「事業者選定基準	售 第6章-Ⅳ	評価分類(点検業務	•補修業務)	」の評価の視点及び評価基	長準を
踏まえて、簡潔カ	コつ具体的に記	!入してください。			

なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は 0 点とします。

1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。

各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してください。

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[調整マネジメント業務]

全体計画

「事業者選定基準 第6章-V 評価分類(全体計画)」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、 簡潔かつ具体的に記入してください。
なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容 点は 0 点とします。 1 提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。 各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してくだ さい。

設計段階

「事業者選定基準 第6章-V 評価分類(設計段階)」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、 簡潔かつ具体的に記入してください。
なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容 点は 0 点とします。
1 提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。 各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してくだ さい。

工事段階·維持管理段階

「事業者選定基準 第6章-V 評価分類(工事段階・維持管理段階)」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。
なお、提案は、最大 5 提案とし、6 提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容 点は 0 点とします。
1 提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。 各提案の見出しに「提案 1」「提案 2」「提案 3」「提案 4」「提案 5」と見出しを記載してくだ さい。
CV.º

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[賃上げの実施]

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日 株式会社○○○ (住所を記載) 代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社○○○○

 従業員代表
 氏名 ○○ ○○ 印

 給与又は経理担当者
 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
 - なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを表明いたします。 従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日株式会社○○○(住所を記載)代表者氏名 ○○○○

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社○○○

 従業員代表
 氏名 ○○ ○○ 印

 給与又は経理担当者
 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該 事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
 - なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[事業スケジュール]

※下記の[事業スケジュール] に係る様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

[事業スケジュール] に係る様式

(様式 G-1)事業スケジュール表 (施設整備に関する全体工程計画)

(様式 G-2)事業スケジュール表 (整備工事業務に関する工程表)

(様式G-1) 施設整備に関する全体工程計画

施設引渡し予定日	令和 年 月 日]					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度 令和14年度
	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 1 月 2 月 3 月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 1 月 2 月 3 月 4月 5月	月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 1	1月2月3月4月5月6月7月8月9月10月11月12月1月2月3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 1 月 2 月 3 .	月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1 月 2 月 3 月 4月 5月	6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1 月 2 月 3 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1 月 2 月 3 月
ア 事前調査業務							
イ 詳細設計業務							
調 ウ 調整マネジメント業務(設計段階)							
查	E						
a							
業							
務							,
ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務							
イ 工事業務							
ウ 調整マネジメント業務 (工事段階)							
エ 事 エ 本施設の所有権移転業務							,
業	r F						
							,
ア 工事監理業務							
事	\$						
監 理							
業							
137							
ア 点検・補修業務							
イ 台帳作成・管理業務							
ウ 維調整マネジメント業務(維持管理段階)							
持	2						
理							
業							
							.
(参考として記載)							
別余							
I.							
等							

注)1. 工事業務については、工事業務に関する工程表 (様式F-2) と整合させること。 2. 適宜、業務を追加・変更して作成すること。

(様式G-2)

	工 事 業 務 に 関 す る 工 程 表 (○年度)																												
項目単位	数量		4月		5	5月		6月			7月		8月		9月		10月	1	1月	12	月	1月		2月		3月			
	早1年																												

工程管理に係わる技術的所見

- 注)1. 年度毎に1枚ずつ作成すること。 2. 施設整備に関する全体工程計画(様式F-1)と整合させること

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

提案書

[要求水準書審査項目チェックリスト]

(様式 H-1) 要求水準書審査項目チェックリスト

要求水準 確認書

- ・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式 No (複数可)を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に"実現可能"と記載してください。

	・催認欄に"実現可能"と記載してくたさい。 	様式	応募者
項目等	確認事項	No	確認
第1章 総則			
9. 遵守すべき法令	事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令(関連する施		
等	行令、施行規則、条例等を含む)等を遵守しなければならない。		
	(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律		
	(2) 道路法		
	(3) 無電柱化の推進に関する法律		
	(4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法		
	(5) 道路交通法		
	(6) 建築基準法		
	(7) 建設業法		
	(8) 水道法		
	(9) 下水道法		
	(10) 電気事業法		
	(11) 電気通信事業法		1
	(12) ガス事業法		
	(13) 騒音規制法		
	(14) 振動規制法		
	(15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		
	(16) 労働基準法		
	(17) 労働安全衛生法		
	(18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
	(19) エネルギーの使用の合理化に関する法律		
	(20) 資源の有効な利用の促進に関する法律		
	(21) 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法		
	律)		
	(22) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律		
	(23) 道路運送車両法		
	(24) その他関連する法令等		
10. 秘密の保持	事業者は、本事業により知り得た情報(個人情報を含む)を、近畿地方		
	整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的		
No let the Mr.	には使用しないものとする。		
11. 適用基準	本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に		
	掲げる基準等を適用すること。		
	なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原		
	則として最新の基準等を適用するものとする。		
	また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び		
	要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該		

基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優 先するものとする。

- (1) 近畿地方整備局「土木設計業務等共通仕様書(案)令和6年4月改定」(以下「設計等共通仕様書」という。)
- (2) 近畿地方整備局「測量業務共通仕様書(案)令和6年4月改定」
- (3) 近畿地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書(案)令和6年 4月改定」
- (4) 近畿地方整備局「土木工事共通仕様書(案)令和6年3月改定」 (以下「土木工事共通仕様書」という。)
- (5) 近畿地方整備局「用地調査等業務共通仕様書(案)令和6年3月 改定」
- (6) 近畿地方整備局「土木工事設計便覧(案)平成27年9月改定版」
- (7) 近畿地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値(案)令和6 年4月改定」
- (8) 近畿地方整備局「電線共同溝マニュアル 令和2年1月」
- (9) 近畿地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル (案) Ver. 2 平成 15 年 3 月」
- (10) 近畿地方整備局「現場分別マニュアル(案)平成22年3月」
- (11) 近畿地方整備局「土木工事数量算出要領 令和6年度」
- (12) 近畿地方整備局「土木工事標準設計図集 平成17年2月」
- (13) 近畿地方整備局「道路工事保安施設設置基準(案)令和6年2月」
- (14) 近畿地方整備局「コンクリート二次製品標準図集(側溝・水路編) 平成12年3月」
- (15) 近畿地方整備局「土木請負工事必携 令和6年8月」
- (16) 国土交通省「CAD製図基準 平成29年3月」
- (17) 国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】令和 6 年 3 月」
- (18) 国土交通省「写真管理基準 令和6年4月」
- (19) 国土交通省「デジタル写真管理情報基準 令和5年3月」
- (20) 国土交通省「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品 質基準(案)令和6年8月」
- (21) 国土交通省「発生土利用基準 平成 18 年 8 月」
- (22) 国土交通省「工事完成図書の電子納品等要領 令和5年3月」
- (23) 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書 令和6年3月」
- (24) 道路保全技術センター「電線共同溝 平成7年11月」
- (25) 国土技術政策総合研究所「道路工事完成図等作成要領(第2版) 平成20年12月|
- (26) 建設電気技術協会「光ファイバーケーブル施工要領・同解説 平成 31年版」
- (27) 一般財団法人 土木研究センター「建設発生土利用技術マニュアル等(第4版) 平成25年12月」
- (28) 国土交通省大臣官房技術調査課「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) 令和5年3月」
- (29) 国土交通省「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) (平成 27 年 3 月)」

12. 業務の監視 近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正

	かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、	
	事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するも	
	のとする。	
13. 関係者協議会	近畿地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な	
の設置	事項に関する協議を行うために、近畿地方整備局及び事業者により構	
	成する関係者協議会を設置する。	
14. 事業期間終了	事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業	
時の水準	が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好	
	な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の	
	約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し	
	送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引	
	継ぎに必要な協議を行うこと。	
15. 暴力団員等に	(1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒	
よる不当介入を受	否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行	
けた場合の措置に	うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を	
ついて	受けたことを認知した場合も同様とする。	
	(2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、	
	速やかにその内容を記載した書面により近畿地方整備局に報告するこ	
	と。	
	(3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措	
	置を講じることがある。	
	(4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じ	
	る等の被害が生じた場合は、近畿地方整備局と協議を行うこと。	

第2章 調査・設計業	· 務	
1. 基本事項		
(1) 一般事項	本施設を対象とし、その調査・設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において調査・設計業務を行うものとする。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。本業務の履行にあたっては、第1章11.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(15)その他に示すとおりとする。なお、調査・設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境(工事中の路上規制が与える外部への影響等)へ配慮した設計や新技術・新工	
(2) 業務の条件	法等の提案を積極的に行うこと。 1)事業者は、調査・設計業務の遂行にあたり、近畿地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認するものとする。 2)事業者は、近畿地方整備局に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。 3)近畿地方整備局は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。 4)事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を近畿地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。 5)関係機関との協議にあたっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。 6)近畿地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、近畿地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。	
(3) 業務期間	調査・設計業務の期間は、本施設の引渡予定日をもとに事業者が計画することとする。 なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の変更を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め近畿地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。	
(4) 設計体制と 管理技術者の配 置・進捗管理	事業者は、調査・設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を 配置すること。 また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。	
(5) 提出書類 1) 業務着手	事業者は、調査・設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、近畿地 方整備局に提出し確認を得るものとする。 なお、調査・設計業務に係る書類の提出は、「設計等共通仕様書」に準 拠すること。 事業者は、調査・設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、調査・	
前	要案有は、調査・設計業務が実施に際じ、以下の責預を行成じ、調査・ 設計業務着手予定の前営業日までに、近畿地方整備局に提出し確認を 得るものとする。 ① 調査・設計業務計画書(組織体制を含むもの) ②調査・設計業務工程表(詳細設計、各種申請手続及び近畿地方整備局	

	書及び担当技術者届 (経歴書を添付のこと)									
事業者は、調査・設計業務終了に際し、以下の書類を作成し、調査・設										
計業務完了の前営業日まで	でに、近畿地方整備局に提出すること。近畿地									
	•									
方整備局は内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求 * 含む。) な通知する										
④ 設計業務成果引渡書										
を求められた場合、速やかに提出すること。										
表一	投計図書及び内容一覧表									
設計図書等	内容									
現地調査結果	埋設物件平面図 等									
詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等									
構造計算書	同上									
数量計算書	同上									
報告書	同上、設計概要書、設計檢討経緯書、施 工計画書 等									
その他調査成果報告書	関係機関協議結果 等									
1)本業務の成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領 業務編」										
に基づき、オンライン電子										
は、近畿地方整備局が用意										
とする。										
•										
ホームページアドレス:	: http://www.cals-ed.go.jp/									
	110.									
	4数量算出要領(近畿地方整備局)」に基づき									
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· 效至开口文法(在政治》,正信法(2)									
	てけ下記のとおり行うものとする									
	ノと1近川りのもいこりる。									
	第 1209 条 (設計業務の条件) の 9 に基づき、									
	② 確認結果報告書 (事業 3) 設計業務成事出 5 書 2 報 3 設計業務 6 書 2 報 3 設計業務 6 書 2 報 3 設計業務 6 表 3 設計 2 表 3 設計 2 表 4 表 5 表 5 表 6 表 6 表 6 表 6 表 6 表 6 表 6 表 6	① 確認結果報告書(東来提案書との整合チェック) ② 確認結果報告書(事業提案書との整合チェック) ③ 設計業務院工報告書 ④ 設計業務成果引渡書 事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を近畿地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、近畿地方整備局の確認を得なければならない。なお、業務履行中、近畿地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。表一設計図書を 内容 現地調金結果 埋設物件平面図 等 課鑑設計図 電線共同溝、道路照明 等 構造計算書 同上 数量計算書 同上 数量計算書 同上 報告書 同上、設計援要書、設計検討経緯書、施工計画書 等 その他調査成果報告書 関係機関協議結果 等 1) 本業務の成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、オンライン電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、近畿地方整備局が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、近畿地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 【情報共有システムを活用する業務】 ※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】 ホームページアドレス:http://www.cals-ed.go.jp/ ②)設計図面の作成にあたっては、「CAD製図基準」に準拠して作成しなければならない。 3) 数量計算は「土木工事数量算出要領(近畿地方整備局)」に基づき作成するものとする。 ②数量集計表は、「土木工事数量算出要領(近畿地方整備局の指示するファイル形式で作成するものとする。 ②数量集計表は、「土木工事数量算出要領」に基づき、近畿地方整備局の指示するファイル形式で作成するものとする。 ②後出集計表し、「設計等共通仕様書」第6517条成果品一覧表に定めるものの他、次のものを提出するものとする。								

	建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。	
	① 建設汚泥について	
	事業者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成 18 年 6	
	月)の趣旨に配慮し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図	
	らねばならない。	
	6)公開用成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情	
	報については、近畿地方整備局との協議に基づきマスキング措置を行	
	い、公開用成果品を別途とりまとめること。なお、公開用成果品は最終	
	成果の電子データ内に別データとしてとりまとめること。	
(7) 資料の貸与	設計業務に必要な以下の資料を貸与する。	
及び返却	・大阪国道北部管内電線共同溝設計業務	
(8) 設計協議	調査・設計業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業	
	者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの	
	とし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記	
	録し、相互に確認しなければならない。	
	1) 主要段階での打合せ(実施時期は適宜)	
	① 業務計画書作成時(業務着手時)	
	② 関係機関等協議着手前	
	③ 工事発注計画時	
	要求水準に変更の必要が生じた場合に実施。	
	2) 成果完成時の打合せ	
(9) 土地への立	1)業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しく	
ち入り等	は工作物の一時使用により生じる損失は事業者の負担とする。	
	2) 現地調査を実施する場合、調査員のうち1人は必ず自己の身分証明	
	書を携帯して業務にあたるものとする。	
	3) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があっ	
	たときは、これを提示するものとする。	
	4) 身分証明書の内容については事業契約に基づく業務を行うもので	
	あることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、近畿地方整備局	
	が交付するものとする。	
	5) 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし	
	調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、そ	
	の適任者を届け出て交付を受けるものとする。	
	6)強制立入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とす	
	S.	
 (10) 既存ストッ	既存ストック(占用者が所有する管路・マンホール(電力、通信)等の	
クの活用検討	既存施設)の活用について検討すること。	
2 - 1H / H / DCH 1	また、事業対象区域において既存ストックを活用する場合は、その内容	
	について近畿地方整備局と協議すること。	
	The state of the s	
(11) 再委託	1) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における	
(11) 再委託	1)本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、「設計等共通仕様書」第1128条(再委託)第1項	
(11) 再委託	「主たる部分」は、「設計等共通仕様書」第1128条(再委託)第1項	
(11) 再委託	「主たる部分」は、「設計等共通仕様書」第 1128 条 (再委託) 第 1 項 に規定するものとする。	
(11) 再委託	「主たる部分」は、「設計等共通仕様書」第 1128 条 (再委託) 第 1 項 に規定するものとする。 2) 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、「設計等共通	
(11) 再委託	「主たる部分」は、「設計等共通仕様書」第 1128 条 (再委託) 第 1 項 に規定するものとする。	

Ī		~ V=U= **	m AL A 3-	· hote) —									
		, ,		•		面を近畿地方整備局に提							
		出し、承諾を得	身なけれ	ばならなV	、なお、再委	託の内容を変更しようと	111111111111111111111111111111111111111						
		するときも同様	様とする	0									
		4) 前項の規矩	官は、「	設計等共通	通仕様書」第 1	128 条第2項に示す簡易							
		な業務を再委託	モしよう	とするとき	きには、適用し	ない。							
		5)3)の規類											
	(12) 合同現地踏	近畿地方整備周	号及び事	 業者は、台	合同で現地踏査	を実施するものとする。							
	查	実施時期につい	ヽては、美	 養務着手後		 ことを原則とし、実施時							
		期の変更、再度	の合同	現地路香が	ぶ要な場合は	、近畿地方整備局と協議							
		.,.			,,	た事項については、打合							
		, - 0 - ,	- 0			間で相互に確認するもの							
		とする。なお、											
	(10) (II PA to 1												
	(13) 保険加入	事業者は、「設計等共通仕様書」第 1139 条に示されている保険に加入 している旨を業務計画書に明示すること。ただし、近畿地方整備局から											
		の請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければな											
		らない。なお、当該被保険者証の写しを提示する際は当該被保険者証の 被保険者等記号・番号等を書き写すことはない。											
	(14) 留意事項	• 21 • 11 7	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			資料並びに近畿地方整備							
		局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らして											
		はならない。											
		なお、設計の検											
		場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。											
	(15) その他	業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに近畿地方整備局と											
		協議のうえ決策											
		速やかに訂正し、近畿地方整備局に提出すること。											
2.	事前調査業務	事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施する											
		とともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令											
		等に基づいて訓											
	(1) 現地踏査	1)事業者は、											
		共同溝設計業績											
		線共同溝・情報											
		2)情報BOℷ											
		物確認表」及び											
		して近畿地方塾											
				表一地下	埋設物確認表								
		地下	位置	確認	現場	現場状況							
		埋設物	17.15.	方法	確認者	特記事項							
		情報 BOX		試掘	00 00	(確認日:							
						RO. OO. OO)							
	(2) 試掘調査	- I · · ·											
	1) 試掘調査					検討内容を詳細設計に反							
			•			、試掘調査等を行い、本							
		調査結果を基は	こ特殊部	設置箇所や	や管路線形等を	:決定すること。なお、試							
		掘に際して交対	通の安全	確保が必要	要な場合、交ù	通誘導警備員の配置につ	111111111111111111111111111111111111111						
		いては下表の。	ヒおりと	し、資格に	こついては、第	53章3.(8)に準じる							
		ものとする。											
-					-	-							

		通誘導等備員	交通誘 警備員の		· 夜 校替 引 要員	交替要員 の編成						
	工事規制 3 区間箇所 3	名/日 響	交通誘導	1名 夜 2名	1名 / 月	交通誘導 警備員A 1名						
2) 電線共同 溝·情報 BOX 等						用光ファイバーケ ュアル」 に基づき、						
の埋設管路等の事故防止	施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。 ・設備事故防止管理者 ・埋設箇所の確認方法(地中探査機含む) ・近接部の工事施工方法(仮設計画含む) ・作業上の留意事項及び作業員への周知方法 ・事故発生時の連絡体制及び即応体制 ・その他必要な事項											
	また、試掘が必要な場合、近畿地方整備局及び占用企業者の立会を求め 試掘を行い、埋設位置を確認すること。 ② 情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記 の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等 の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。 表一地下埋設物確認表											
	地下 埋設物	位置	確認方法	現場確認者		現場状況特記事項						
	情報 BOX		試掘	00 00	()	翌日: ○. ○○. ○○)						
3. 詳細設計業務 (1) 基本的な考 え方	1)詳細設計は 計業務」を参考	詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。 1)詳細設計は、既存設計成果である「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」を参考とし、事前調査業務にて実施する試掘調査結果や関係機										
		関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。 2)始点部においては、既存の高槻今城電線共同溝と接続する計画とすること										
(2) 設計条件の 整理	200000	理するこ	,,,		,	-ブル条数、径など いて把握し、問題						
	- / - / - / - / - / - / - / - / - / - /	を配線計				同溝設計業務」に 所配置や、特殊部の						
	2)電線共同流 局及び関係機関 ・照明設備等の	関等と協	議し、設計	十に反映す		項を近畿地方整備						
		計画にお			車両の出入	、口、盤下げ、道路						
	,	は既設埋	設物が多く			いら、特殊部設置箇 と設定すること。						
						発生しないよう求						

	めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を	
	行い、支障移転の計画とすること。	
	・工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コス	
	ト手法に基づき、導入可能な手法について、近畿地方整備局及び関係機	
	関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図るこ	
	٤.	
(3) BIM/CIM 活用	本業務は、BIM/CIM 適用業務である。詳細については、近畿地方整備局	
業務について	│ │及び事業者間で協議し、以下の1)~3)により実施する。	
	事業者が希望する場合、活用内容を提案することができる。BIM/CIM 適	
	用業務に要する費用については、当初は計上していない。近畿地方整備	
	局及び事業者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。	
	1)BIM/CIM 実施計画書の作成	
	3次元モデルの活用について、以下の内容を近畿地方整備局及び事業	
	者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場	
	合は、近畿地方整備局及び事業者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計	
	画書を作成する。	
	① 3 次元モデルの活用内容(実施内容、期待する効果等)	
	②3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で	
	作成された3次元モデルの使用等)	
	③3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種	
	類	
	① 3 次元モデルの作成担当者	
	⑤3次元モデルの作成・活用に要する費用	
	2) BIM/CIM 実施報告書の作成	
	BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容	
	を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。	
	① 3 次元モデルの活用概要(実施概要、期待する効果の結果等、期待し	
	た効果が十分に得られなかった場合の考察を含む)	
	②作成・活用した3次元モデル(作成範囲、詳細度、属性情報、基準点	
	の情報等)	
	③後段階への引継事項(対応する無償ビューワーの種類、2次元図面と	
	の整合に関する情報、活用時の注意点等)	
	⑤その他(創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソ	
	フトウェアへの技術開発提案事項等)	
	3)成果の納品	
	BIM/CIM 実施計画書(変更含む)、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3	
	次元モデルを納品する。	
(4) 電線共同溝	1) 設計条件は下記のとおりとする。	
詳細設計	① 設計延長 約 2.0 km (道路延長:約 1.0 km)	
	② 標準内空断面 設計対象とする。	
	③ 仮設設計の施工条件 設計対象とする。	
	④ 舗装厚 車道5cm (表層)、歩道4cm (表層)	
	⑤ 管路部設計	
	既設埋設物件の状況等により、応力計算が必要となった場合は、別途設	
	計するものとする。交差点縦横断部については、開削工法以外の工法に	
	ついても検討するものとする。	
	OMH1/ 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	

		⑥ 特殊部設計	
		既設埋設物件の状況等により、応力計算が必要となった場合は、別途設	
		計するものとする。	
		⑦ 地上機器部設計	
		既設埋設物件の状況等により、応力計算が必要となった場合は、別途設	
		計するものとする。	
		⑧ 仮設構造物設計	
		応力計算を必要としない掘削深さ 2.0m程度の仮設構造物設計は、施工	
ļ		計画に含むものとする。	
		2)電線共同溝の設計にあたっては、「大阪国道北部管内電線共同溝設	
		計業務」の成果を参考に占用業者等との調整を図ること。なお、特殊部	
		及び連系管については、以下にも留意すること。	
		① 特殊部	
		地上機器については、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」成果を	
		基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。	
		② 連系管·連系設備	
		連系管・連系設備の立上り位置調整と、近畿地方整備局以外の道路管理	
		者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系	
		設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。	
Ì			
		環境を提供する照明設備等を設置すること。また、本事業の対象区間道	
		路においては、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」の照明計画を	
		基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。	
		4) 設計区間に地下埋設物が近接するので仮設工法の検討に際して留	
		意するものとする。	
		5) 支障物件の移設等に考慮した施工計画を作成するものとする。	
		6)関係機関との協議用・説明用として作成する資料は下記のとおりと	
		する。なお、作成にあたっての詳細は近畿地方整備局の指示によるもの	
		とする。	
		① 関係機関	
		全体一般図、全体計画図	
4.	調整マネジメント美	業務(設計段階)	
	(1) 一般事項	事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿	
		地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施	
		すること。	
	(2) 業務計画	事業者は、調整マネジメント業務(設計段階)実施にあたり、次の(3)	
		から(8)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手	
		予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。	
	(3) 事業説明、地	事業者は、地域住民及び地権者に対して事業(設計)説明会を実施し、	
	元・関係者機関調	対象性は、地域性は及び地種相に対して対象 (設計) 説明云を美地し、 内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周	
	九・渕保石機展調	知者に対して同意を得るよう労めなければならない。説明対象有と同 知方法については近畿地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十	
	並 守		
		分な周知期間を確保するものとすること。	
		なお、説明会の周知方法については、近畿地方整備局が市役所の協力を	
		得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。	
	(4) 支障物件等	事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地	
	調査及び移転協	確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。なお、占用	
	議	者等への協議は事前に協議内容を近畿地方整備局と協議した上で行う	

1		
	ものとする。	
(5) 占用業者等	事業者は、詳細設計について、以下に挙げる占用業者等と協議したうえ	
との電線共同溝	で設計図書を作成するものとする。	
の協議	関西電力送配電 (株)	
	NTTインフラネット(株)	
	(株)ジェイコムウェスト	
	(株)オプテージ	
	公安委員会	
	道路管理者	
(6) 占用業者等	事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込	
と引込管及び連	管、連系管・連系設備の設計を行うとともに、引込設備の設計を依頼す	
系管・連系設備の	るものとする。	
協議	また、電線共同溝と引込設備の同時施工について、調整を行うこと。	
(7) 道路標識、道	事業者は、道路標識、道路照明、信号等の計画について、道路管理者及	
路照明、信号等の	び警察と調整を行うものとする。	
計画調整		
(8) 関係機関協	調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結	
議結果等のとり	果を整理し、近畿地方整備局に提出するものとする。	
まとめ		

** 0 *		
第3章 工事業務		
1. 基本事項 (1) 一般事項	古米戈区 公伽凯引励事 古米却仍事 大田上小湖事 1.11 叶小相类事	
(1) 一叔争垻	事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書	
	類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障	
	となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。	
	事業者は、工事業務期間中に電線管理者や関係機関、地域住民等と必要	
	な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うもの	
	とする。	
	「土木工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の各章に	
	おける「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂	
	された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限り	
	ではない。	
(2) 業務の条件	事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。	
	1) 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業	
	務は、事業契約書において近畿地方整備局が実施することとしている業	
	務を除き、事業者の責任において実施すること。	
	2) 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工	
	事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。	
	3)建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等に	
	ついては、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響	
	を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑え	
	るための工夫を行うこと。	
	4) 工事業務期間中の工事用電力、用水等については事業者の負担とす	
	5.	
	5) 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必	
	要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、近畿地方整備局に提	
	出して、確認を得ること。提出書類の内容については、「土木工事共通	
	仕様書 及び本要求水準書に準拠すること。	
	6)事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、	
	り) 事業有は、工能の工事主体工住衣記載の日性に促い、工事に有子し、 工事を遂行するものとする。	
	7)事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとす	
	8) 事業者は、近畿地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告	
	するものとする。	
	9)近畿地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者	
	に確認できるものとする。	
	10) 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各	
	種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要	
	に応じて、各種許認可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出するこ	
	と。	
	11) 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定め	
	ること。	
	12) 建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延について	
	は、事業者がその責めを負うものとする。	
(3) 業務期間	事業者は、令和15年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完	
	了すること。	

	制」による。	
(4) 配置技術者	1) 主任技術者又は監理技術者については、第一次審査提出書類に記載	
	された配置予定技術者を工事期間中当該工事の現場に専任で配置する	
	こと。	
	なお、下記に該当する場合で近畿地方整備局と協議の上認められたもの	
	以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。	
	①傷病により職務の遂行ができないと判断された場合	
	②死亡した場合	
	③退職した場合	
	④真にやむを得ない理由により転勤となる場合	
	⑤出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合	
	⑥近畿地方整備局の責により工期延期となる場合	
	⑦工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事し	
	た場合	
	2)配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技	
	術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査提出書類に記載され	
	た当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。た	
	だし、変更後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間	
	及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記1) ⑦	
	により配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について近	
	畿地方整備局と協議するものとする。	
(5) 主任技術者	1)事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の	
又は監理技術者の事任な悪しな	設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)について	
の専任を要しな	は、近畿地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限っ	
い期間	て、主任技術者又は監理技術者又は現場代理人の工事現場への専任を要	
	しない。	
	2) 工事完成後、完成(引渡)検査が終了し(近畿地方整備局の都合に	
	より完成(引渡)検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け	
	等のみが残っている期間については、近畿地方整備局と事業者の間で書	
	面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現	
	場への専任を要しない。なお、完成(引渡)検査が終了した日は、近畿	
	地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日とする。	
(6) 完成検査及	事業者による完成検査及び完成(引渡)検査は、以下に基づき実施する	
び完成(引渡)検	こと。	
查		
1) 事業者によ	① 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査(導通試験を含む)	
る完成検査	を実施するものとする。	
	② 事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の7日前	
	までに近畿地方整備局に書面で通知するものとする。	
	③ 事業者は、前項の報告終了後、速やかに近畿地方整備局に完成確認依	
	頼書を提出するものとする。	
2) 完成(引渡)	① 近畿地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成(引渡)検査	
検査	を実施するものとする。	
	② 完成(引渡)検査は、事業者の立会のもとに実施する。	
	③ 完成(引渡)検査は、近畿地方整備局が確認した設計図書及び事業者	

	④ 事	業者は	、近畿地方整備局の行う気	き成 (引渡)	検査の結果、是正・引	[文]
	金を寸	きめらも	ιた場合、速やかにその内	密 <i>に</i> ・	ついて-	見正し 再給杏を受け	+
					- /		
	ること	こ。なお	3、再検査の手続きは完成	(5)	度) 検 :	査時の手続きと同様と	2
	する。						
	⑤ 事	業者は	、近畿地方整備局による気	学成 (引(渡)	給杏後	f .
			,			, <u> </u>	•
	坦か7	よい場合	合には、近畿地方整備局か	り元	· 八 (与))	臒)検査元」の 週知る	2
	受ける	らものと	:する。				
(7) 工事完成図	電子組	丸品 にカ		ては	ГТ.	事完成図書の電子納品	=
書			「電子納品等運用ガイドラ				
育						工事瀰】」、「オマッ	/
	イン冒	 1 子納占	品実施要領」に基づき納品	する	こと。		
	オンラ	ライン電	電子納品は、近畿地方整備	局が	用意した	た電子納品保管管理は	ナ
	ーバィ	へのオン	/ ラインによる納品を原則	レす	スが:	オンラインによろ納む	1.
	沙美角	せでさる	い場合は、近畿地方整備	同と	筋譲の	上、電士保体(基本日	Ŋ
	に CD-	R また	.は DVD-R で 2 部)に格約	りして	納品す	るものとする。	
	工事等	子真につ	ついては電子媒体 (基本的	ルこ CD	-R ま7		是
	出する						
			- 22	VE 414	ref. f. dek a	(# E) + W + - (+ = 4)	
	また、	アータ	が大容量となる場合は、	近畿.	地万整位	備局と事業者の協議 に	۲
	より E	BD-R を	と使用することも可能。 ウ	イル.	ス対策	を実施した上で提出す	す
	ること	- 0					
			リア胆子フタ呑形をひだて		カンノマン	テルアのいては 同一	L
	※ 【 □	11一种10	品に関する各種要領及びチ				
	技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードで						
	技術區	女策総台	合研究所の下記ホームペ	ージア	トレノ	へからタウンロート	C
			合研究所の下記ホームペ [、] tp://www.cals-ed.go.jp/		トレノ	\mbg 90 u - F (C
	きる。] (ht	tp://www.cals-ed.go.jp/	/)			
	きる。 なお、	】(ht 道路I	tp://www.cals-ed.go.jp/ に事完成図等の作成にあた	/) .って!	は上記り	による他、「道路工事	事
	きる。 なお、 完成図	】(ht 道路I	tp://www.cals-ed.go.jp/	/) .って!	は上記り	による他、「道路工事	事
(8) 工事完成図書 <i>の</i>	きる。 なお、 完成図	】(ht 道路I	tp://www.cals-ed.go.jp/ に事完成図等の作成にあた	/) .って!	は上記り	による他、「道路工事	事
(8) 工事完成図書 <i>0</i> 1) 道路管理関	きる。 なお、 完成図 提出	】(ht 道路エ 図書の作	tp://www.cals-ed.go.jp/ に事完成図等の作成にあた	/) こって(1204	は上記り年12人	による他、「道路工! 月)によるものとする	F
1) 道路管理関	きる。 なお、 完成図 本工事	】(ht 道路工 書の作	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた F成要領(第2版)」(平成 B路管理関係台帳の整備・	/) こって(こ20 ² 作成の	は上記(年12 ₂)対象コ	による他、「道路工馬 月)によるものとする 工事であり、事業者は	事。
	きる。 完成 提出 本 道路	】(ht 道路工 書の作 事は、道 管理関係	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた F成要領(第2版)」(平成 「路管理関係台帳の整備・ 係台帳の整備・作成を行う	/) !って! !20 ! 作成の もの	は上記(年12 ₂ の対象コ とする。	による他、「道路工馬 月)によるものとする 工事であり、事業者は	事。
1) 道路管理関	きる。 完成 提出 本 道路	】(ht 道路工 書の作 事は、道 管理関係	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた F成要領(第2版)」(平成 B路管理関係台帳の整備・	/) !って! !20 ! 作成の もの	は上記(年12 ₂ の対象コ とする。	による他、「道路工馬 月)によるものとする 工事であり、事業者は	事。
1) 道路管理関	きな完成とは、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おお	】(ht 道路工 書の作 事は、道 辞理関係 丘畿地力	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた F成要領(第2版)」(平成 「路管理関係台帳の整備・ 係台帳の整備・作成を行う	/) .って(.204 作成の もの)とす	は上記(年12) 対象コ とする。 る。	による他、「道路工事月)によるものとする 日)であり、事業者は こなお、作業内容・様	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳	きなお、定成出本道路は近本工事	】(htt 道路工 書は、道 管理関係 近畿地 が に に に に に に に に に に に に に に に に に に	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた F成要領(第2版)」(平成 I路管理関係台帳の整備・ 系台帳の整備・作成を行う F整備局の指示によるもの	() () () () () () () () () () () () () (は上記(年12) 対象コン対象コンとする。 あり、	による他、「道路工事月)によるものとする 日事であり、事業者は 。なお、作業内容・様	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本きるお成出工路は工道工程	】(htt 道路コー 国書の作 は、関係 は、関係 は、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 系台帳の整備・作成を行う 可整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 計帳を作成し、近畿地方整	() () () () () () () () () () () () () (は上記に 年12 の対象コ とする。 る。 あり、 に提出	による他、「道路工具月)によるものとする 日)によるものとする に事であり、事業者は なお、作業内容・様 事業者は、以下に基づ するものとする。	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①	】(htt 道路の作 は、 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 設 に し、 と に と に と に と に と に と と に と と と と と と	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 「路管理関係台帳の整備・ 系台帳の整備・作成を行う 万整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工	() つて(20年成の ま 備局とま のとま のとま のとま のとま のとま のとま のとま のとま のとま の	は上記に 年12 対象コ とする。 る。 に提出 は は とする。	による他、「道路工具月)によるものとする 日)によるものとする に事であり、事業者は なお、作業内容・様 事業者は、以下に基づ するものとする。	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本きるお成出工路は工道工程	】(htt 道書の作 道書の作 道書は、関係 道書は、 選出と、 道書は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 系台帳の整備・作成を行う 可整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 計帳を作成し、近畿地方整	() () () () () () () () () () () () () (は上記に 年12 分対象コ とする。 あり、 ありとす 台帳	による他、「道路工具月)によるものとする 日)によるものとする に事であり、事業者は なお、作業内容・様 事業者は、以下に基づ するものとする。	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①区	】(htt 道路の作 は、 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 関係 は、 設 に し、 と に と に と に と に と に と に と ら と ら と ら と ら	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 係台帳の整備・作成を行う 5整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 記帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の	() って() って() 作もとすでは、 事情にとれて 区	は上記に 年12 対象コ とする。 る。 に提出 は は とする。	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は 。なお、作業内容・様 事業者は、以下に基づ するものとする。	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①区	】(ht day	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 係台帳の整備・作成を行う 可整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 音帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の	() って() って() 作もとすでは、 事情にとれて 区	は上記に 年12 対象 よう とる。 は より とする。 は り とする。 は り と も り も も も も も も と も も も と も も と も も と も も と も も と も も と と も と と も と と と と も と も と も と も と も と と と も と も と	による他、「道路工具 月)によるものとする 工事であり、事業者は 。 なお、作業内容・相 事業者は、以下に基づ するものとする。 一る。	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①区	】(htt 道書の作 は、関係 は、関係 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 医管理関係台帳の整備・ を合帳の整備・作成を行う で整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 にはを作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳名 総断勾配台帳	() って() って() 作もとすでは、 事情にとれて 区	は上記に 年12 対象 よう とる。 りとする。 に提出 を 番号 E060	による他、「道路工具 月)によるものとする 工事であり、事業者は 。なお、作業内容・村 事業者は、以下に基づ するものとする。 一る。 自帳名 道路情報板台帳	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 図 道	】(htt 道書の作 は、関連 は、関連 は、設定 は、設定 は、設定 は、設定 に、設定 に、設定 に、設定 に、設定 に、設定 に、設定 に、設定 に	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 医管理関係台帳の整備・ 高台帳の整備・作成を行う で整備局の指示によるもの 道路施設台帳の作成対象工 記帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の を を を を を を を を を を を を を	() って() って() 作もとすでは、 事情にとれて 区	は上記 年12 対する。 あり、 よりと 長060 E070	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は 。なお、作業内容・村事業者は、以下に基づ するものとする。 一る。 自帳名 道路情報板台帳 交通遮断機台帳	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路	】(htt 道書の作 は き は 、 関 は 、 関 は 、 し に き は と に と を と を と を と を と の の の の の の の の の の の	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 高台帳の整備・作成を行う 可整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳名 縦断勾配台帳 平面線形台帳 舗装台帳	() って() って() 作もとすでは、 事情にとれて 区	は上記に 年12 対象 よる。 あり、 よりと 番8 E060 E070 E080	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は、なお、作業内容・様 事業者は、以下に基づするものとする。 一る。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 図 道	】(ht 道書の作 は は は り は り は り は り は り は は り は は と も を も を も を も と の し こ の し こ の し こ の し こ の こ の こ の こ の こ	tp://www.cals-ed.go.jp/ 工事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 高台帳の整備・作成を行う 近路施設台帳の作成対象工 計帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を 縦断勾配台帳 平面線形台帳 舗装台帳 道路交差点台帳 鉄道交差点台帳 歩道及び自転車歩行者道台帳	() って() って() 作もとすでは、 事情にとれて 区	は上記に 年12 対象 する。 あり、 も 番の と を も を を を を を を を を を を を を を を を を を	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は、なお、作業内容・相事業者は、以下に基づするものとする。 一る。	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道書の作 は、道子 は、道子 は、道子 は、 を を を を と と と と と と と と と と と と と と と	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 底台帳の整備・作成を行う 万整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地力整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を開始を 運路を発点台帳 鉄道交差点台帳 鉄道交差点台帳 歩道及び自転車歩行者道台帳 独立専用自歩道台帳	りって0~ 作もと事備と のすで局よ	は上記 年12)対象 よる。 あり、 も 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は、なお、作業内容・村事業者は、以下に基づするものとする。 一る。 一る。 一台帳名 道路情報板台帳 交通遮断機台帳 車両感知器台帳 車両感知器台帳 車両諸元計測施設台帳 気象観測施設台帳 災害予知装置台帳	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道書の作 は、道子 は、道子 は、 を は、 と は、 と を と で の 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 底台帳の整備・作成を行う 万整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 一世の を作成と、近畿地方整 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の	() つつ () でして (は上記(年12) 対象 よる。 あり、 おりとす 600 E080 E090 E100 E110 E120 E130	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は、なお、作業内容・相事業者は、以下に基づするものとする。 一る。 一方のとする。 一方のとは、 東西感知とは、 東西感知をは、 変える、 変える、 変える、 変える、 変える、 変える、 変える、 変える、 変える。 のった。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道書の作 は、関係 は、関係 は、 を を を を を を を を を で の 30 で 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 高台帳の整備・作成を行う 万整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿地方整 一世、近畿中、近 一世、近畿地方を 一世、近畿中、近 一世、近畿中、近 一世、近畿中、近 一世、一世、一世、一世 一世、一世、一世、一世 一世、一世、一世、一世、一世 一世、一世、一世、一世、一世 一世、一世、一世、一世、一世 一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一)っ20 成のすで局よ 図分 M属物	は上記(年12) 対象 よる。 あり、 おりとす 音の E090 E100 E110 E120 E130 E140	による他、「道路工事月)によるものとする に事であり、事業者は、なお、作業内容・核事業者は、以下に基づするものとする。 一る。 一方のとする。 一方のとは、 東西藤田・一方のとは、 東西藤田・一方のとは、 変形を一が、 変形を一が、 変形を一が、 変形を一が、 変形を一が、 変形を一が、 のので、	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道書の作 は、関係 は、 は、 と は、 と は、 と は、 と は、 と と と と と と と	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 正路施設台帳の作成対象工 直路施設台帳の作成対象工 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 一世、 一世、 一世、 本で、 上述、 本で、 上述、 本で、 上述、 本で、 は、 上述、 本で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	() つ2 0 成のすで局と 区分 M属物及び	は上記(年12) 対象 3 あり、 おりとする。 あり、 に提出 らりと転 E090 E100 E110 E120 E130 E140 E150	による他、「道路工事月)によるものとする 工事であり、事業者は、なお、作業内容・格事業者は、以下に基づするものとする。 一る。 一方のとする。 一方のとする。 一方のとする。 一方のとする。 一方のとする。 一方のとする。 一方のでは、以下に基づするものとする。 一方のでは、以下に基づするものとする。 一方のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道書の作 は、道子 は、道子 は、 と は、 と は、 と は、 と と と と と と と と と と と	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 一方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 一世、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方整 海上、近畿地方 海上、近畿地方整 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿地方を 海上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近畿は 本上、近世、 本上、 本上、 本上、 本上、 本上、 本上、 本上、 本上	() つ 2 作 も と 事 備 と 区分() 内 の す で 局 ま	は上記(年12) 対象コ る。 あり、 ありとす を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	による他、「道路工事 月)によるものとする 「事であり、事業者は、なお、作業内容・格事業者は、以下に基づするものとする。」 「一つ」」。 「一つ」。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一つ	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道書の作 は、道子 は、道子 は、 を を を を を を を を を を で で で で の で の で の で	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 一方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一世、一	() つ2 作 も と 事 備 D() つ2 成 の す で 局 ま() の す で 局 ま	は上記(年12) 対象コ とする。 あり、 ありとす 音響 E060 E070 E080 E100 E110 E120 E130 E140 E150 E160 E170	による他、「道路工事 月)によるものとする 「事であり、事業者は 。なお、作業内容・格 事業者は、以下に基づ するものとする。 一る。 一る。 一方のとする。 一方のでは、 一方ので 一方ので 一方ので 一方ので 一方ので 一方ので 一方ので 一方ので	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構る 水限 出工路は工道 区分 道路構	】(ht 道路の作 は、道 は、道 は、道 は、 を を を を を を を を を を を を で で で の の の の の	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 一里、一個、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡名 「本面の、 海峡。 海域の、 海域の 海域の 海域の 海域の 海域の 海域の 海域の 海域の	() つ 2 作 も と 事 備 と 区分() 内 の す で 局 よ() 内 の す で 局 よ	は上記(年12) 対象コ とする。 あり、 ありとす 番号 E090 E100 E110 E120 E130 E140 E150 E160 E170 E180	による他、「道路工事月)によるものとする 「事であり、事業者は、なお、作業内容・格事業者は、以下に基づするものとする。」 「事をものとする。」 「事であり、事業者は、以下に基づするものとする。」 「事業者は、以下に基づするものとする。」 「事業者は、以下に基づする帳」では、「T. V 与帳車所諸、別海施設台帳車所諸、別海施設台帳車所諸、別海施設台帳車所が出海。「事業」とは、「東京の大学では、東京の大学では、「東京の大学では、「東京の大学では、東京の大学のは、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東のは、東のは、東のは、東のは、東のは、東のは、東のは、東のは、東のは、東の	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①	】(ht 道路の 事は、道 手 重機地、 道路 上 手 は、 を を と と と と と と と と と と と	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 一段、 一段、 一段、 一段、 一段、 一段、 一段、 一段、	() つ 2 作 も と 事 備 D() つ 2 成 の す で 局 ま() の す で 局 ま	は上記(年12) 対象 3 かまる。 あり、 3 かとする。 あり、 4番号 E 060 E 070 E 080 E 110 E 120 E 130 E 140 E 150 E 160 E 170 E 180 E 190 E 180 E 190 E 19	による他、「道路工事月)によるものとする 「事であり、事業者は、なお、作業内容・核事業者は、以下に基づする。」 「事であり、事業者は、以下に基づするものとする。」 「事業者は、以下に基づするものとする。」 「事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする帳」 「正、V 与帳事所所知施設台帳。 「事所の知器施設台帳。」 「事所の知器施設台帳。」 「事所の知器施設台帳。」 「事所の上述。」 「事業者は、以下に基づき、「事業者は、以下に基づき、「事業者は、以下に基づき、「事業者は、以下に基づき、「事業者は、以下に基づき、「事業者は、以下に基づき、「事業者は、」 「事業者は、「事業者は、」 「事業者は、「事業者は、「事業者は、「事業者は、」 「事業者は、「事業者」」」」」「事業者は、「事業者は、「事業者」」」」」」「事業者は、「事業者は、「事業者」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」」「事業者は、「事業者」」」」」」」」」」「事業者は、「事業者は、「事業者」」」」」」」」」」」」」」	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き① 区分 道路構造 の	】(ht 道路の 事は、道 手 重機地、 道路地 大 音は、道 路 を を を を を を を を を で の の の の の の の の の の	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 台帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 台帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳を作成し、近畿地方整 一時を作成と、近畿地方整 一時を作成と、近畿地方整 一時を作成と、近畿地方整 一時である。 「選路交差点台帳 を道路交差点台帳 を通過を一下を 「大きない台帳 「大きない台帳 「利門台帳 スノーシェッド台帳	() つ 2 作 も と 事 備 D() つ 2 成 の す で 局 ま() の す で 局 ま	は上記(年12) 対象コ とする。 あり、 おりとす 番号 E060 E070 E080 E100 E110 E120 E140 E150 E160 E170 E180 E190 E190 E190 E190	による他、「道路工事月)によるものとする 「事であり、事業者は、なお、作業内容・核事業者は、以下に基づする。」 「事であり、事業者は、以下に基づする。」 「事であり、事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする。」 「事業者は、以下に基づする帳」 「中國知器施設台帳。「中國知器施設台帳。」 「中國知器施設台帳。」 「中國和語、「中國的、「中國」「中國」「中國」「中國」「中國」「中國」「中國」「中國」「中國」「中國」	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①	】(ht 道路の 音は、道 音に、道 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 一般を差点台帳 一般を差点台帳 「一般の 一般の 「一般の 一般の 「一般の 一般の 「一般の 一般の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「	() つ 2 作 も と 事 備 D() つ 2 成 の す で 局 ま() の す で 局 ま	は上記(年12) 対象 3 とする。 あり、 おりとす 番号 E060 E070 E080 E100 E110 E120 E140 E150 E160 E170 E180 E190 E200 E210	による他、「道路工事 月)によるものとする 工事であり、事業者は、 なお、作業内容・核 事業者は、以下に基づする。 一る。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①	】(ht 道路の 音は、道 音に、道 音に、道 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に るに るに るに るに るに るに ののの ののの ののの ののの ののの	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 台帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 台帳整備対象工種は以下の 一般を 海際名 総断勾配台帳 事調要差点台帳 強立専用自歩後 場際立台帳 横側歩道橋台帳 横側歩道橋台帳 トンネル台帳 洞門台帳 スノーシェッド台帳 地下横断歩道台帳 道路BOX台帳	() つ 2 作 も と 事 備 D() つ 2 成 の す で 局 ま() の す で 局 ま	は上記(年12) 対象 3 とする。 あり、 おりとす 音番号 E060 E070 E080 E100 E110 E120 E140 E150 E160 E170 E180 E190 E200 E210 E220	による他、「道路工事 月)によるものとする 工事であり、事業者は、 なお、作業内容・核 事業者は、以下に基づする。 一る。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名	事 。 · 、 ·
1) 道路管理関係台帳 2) 道路施設台	きな完提本道式本き①	】(ht 道路の 音は、道 音に、道 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に 音に	tp://www.cals-ed.go.jp/ 上事完成図等の作成にあた 正成要領(第2版)」(平成 正路管理関係台帳の整備・ 作成を行う 方整備局の指示によるもの 直路施設台帳の作成対象工 合帳を作成し、近畿地方整 台帳整備対象工種は以下の 一般を差点台帳 一般を差点台帳 「一般の 一般の 「一般の 一般の 「一般の 一般の 「一般の 一般の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「一像の 「	() つ 2 作 も と 事 備 D() つ 2 成 の す で 局 ま() の す で 局 ま	は上記(年12) 対象 3 とする。 あり、 おりとす 番号 E060 E070 E080 E100 E110 E120 E140 E150 E160 E170 E180 E190 E200 E210	による他、「道路工事 月)によるものとする 工事であり、事業者は、 なお、作業内容・核 事業者は、以下に基づする。 一る。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名	事 。 · 、 ·

		T 71461			
	E010	防護柵台帳	E 260	距離標台帳	
	附属 帯物 施及 形区 E 030 E 040		E 270	流雪溝台帳	
	施物 E 030		E 320	路側放送台帳	
			E 330	光ケーブル台帳	
	E 050	道路標識台帳	E 350	ビーコン台帳	
	② 道路施設 によるもの	ど台帳の作成は、別に定める とする	「道路施設台	台帳作成要領(案)	
		こ,る。 ※わる工事及び重要構造物等	等で道路管理	 データベースに登録	禄
	済みの既往	道路台帳がある場合は、近	畿地方整備局	の貸与を受けてこれ	h
	を追加修正	するものとする。			
	④ 道路施記	设台帳に係わる提出物として	こ、以下のも	のを近畿地方整備月	司
	に提出する	ものとする。なお、道路施	役台帳を近畿	地方整備局に提出	L
	なければな				
		設台帳総括表 37.4 m			
	2. 道路施	ヌロ喉 ジデータ(現況写真及び一)	心団や小型回	笙の図売類)	
	4. 工事箇		以四、十四四	寺の囚囲規/	
3) 工事完成図	本工事は、	道路工事完成図等作成の対象	象工事である	。事業者は、「道」	路
等		等作成要領(国土技術政策総			
		作成した電子データを、電			
		は、本要領に基づき、国土 で公開している本要領に対			
		て公開している本安頃にX を行い、エラーがないこと			
		出力資料を含む(別紙等で			
		出力資料を占む(加減等で、 ならない。道路工事完成図(
		29 年 3 月版) 」を適用する			
	□ 金中 (干)及 □ 提出資料	29 午 3 万 成/ 」 で 週 川 する			
		タ(CD入り)】			
			≓ 7 D01)		
	7 -77	平面図: SXFデータ (拡張			
	・完成約	従断図:SXFデータ(拡張	長子. P21)		
	・完成	平面図:属性 X M L データ	(拡張子. saf))	
	₩ ∇ <i>l</i> +:	これらを圧縮したデータ(扨	た張子 P27)		
		「道路工事完成図等作成要		□ D79	
		「坦路工争元成凶寺作成安) ソク結果記録	唄 (」 P (3 参照) 】	
	・	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	1.77				
	・完成約				
	・「完」	戈平面図」チェック結果記録	₹		
	・道路	E事完成図等チェックプロク	ブラム結果ロ	グ	
4)	電子納品に	かかる成果品の作成につい	ては、「工事	完成図書の電子納品	П.
	等要領」、	「電子納品等運用ガイドラ	イン【工事編	】」、「オンライン	ン
	電子納品実	施要領」に基づき納品する。	こと。オンラ	イン電子納品は、i	近
				,	
		局が用意した電子納品保管			
	る納品を原	則とするが、オンラインに、	よる納品が実	施できない場合は、	
	近畿地方整	備局と協議の上、電子媒体	(基本的にC	D-R又はDVD-I	R
		格納して納品するものとす. -			
	(基本的に	CD-R又はDVD-Rで1	部) で提出す	る。また、データ	が
	大容量とな	る場合は、近畿地方整備局	と事業者の協	協議によりBD-R	を
	使用する ご	とも可能とする。ウイルス	対策を宝施	した上で提出する。	-
		こしつ16にょる。ソイルグ	小水で大心	しに上く近田する、	_
	と。				

* 【任子納品に関する各種製鋼及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究系の下記ポームページアドレスからダウンロードできる。】 ホームページアドレス: http://www.cols.cd.go.jp/ な終、遺路工学院規関等の作成にあたっては上足にる他、「道路工事 完成関本の作成要徴、(長数)」「「学成20年12月による他、「道路工事 完成関本の作成要徴、(長数)」「「学成20年12月による他のとする。 工事業務を適正かつ円帯に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に整な連絡をとり、業務の方針及少条件等の販量を正すものとし、その内容については、必要に応じて打合主意機能を作成するものとする。 なお、連絡は機械的に電ケメール等を活用し、電ケメールで確認した内容については、必要に応じて打合主意機能を作成するものとする。 中業者は、規場若手前「空機関門内」に設計は関帯を対定を定した場合と、「乃選、地方整備局と対策者の方法、「正規上手前すること」、正規地力整備局と共有することと、「正式地力整備局と共有することと」、正式・中本者の「少力・ベスと受証」が生た場合は、適切に近端地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地力整備局は上間の変更項用が以下の()・⑥に示すような事業者の責によらない場合は、正規の企業が可能となる場合があるので協議すること。 の 活動地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合を下は場合が多なが最適なすること。 第10、年来を休止地ざるを得なかった場合 ② 苦しい悪天候や気象状現より「天候等による作業不能日」が工程(管頻第)で見込んでいる日数から著して非確に影響が生じた場合のと指摘がつて見かった場合。その他的別か学符により全体工程に影響が生じた場合のとそのに登場が全が構造を使用を表した。全体工程に影響が生じた場合をなれ、工事工程の大学を注明するものとする。また、事業者が作成した工事工程につては、成果物として電子データで動品を受けるものとする。また、事業者が、地でに上手側の指定型)であり、当初の政治(2日を促進するより上手る。 1)本工事は、建設業の対域関所を達成した場合の地域と10年を促進する以前に対域を対域関所を達成した場合の地域と10年を促進するより上半に対抗で見ばられる現場所がの取得が記しまりままりままれまする。東菜者は、地では、近端地が整備局は、休日における現場関所の取得が記及び実場関防所と変えばらればいる現場関所の取得が記及び実場関防所とままれまりる年度地に対しる現場関所の取得が記しまが主がでしてと、正数地方整備局とままれまいて関内を確認し、選供のと日が達成できるようの意に取り組むものとする。なお、CCUS店用工事は、CCUSの就業状況登得等を活用し程告することと同じませる。	: :		Y
できる。】 ホームページアドレス:http://www.cuiz-cd.go.jp/ なお、道路工事完成図等の作成にあたっては上記による他、「道路工事 完成図書の作成変質 第2版)」「平成20年12月)によるものとする。 工事業務を進正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な近接着ともり、業務の方別及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録待)に記録し、性互に確認しなければならない。 なお、連絡は精体的に電子メール等を否用し、電子メールで構造した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 事業者は、現場若干前(準備期間が)に設計図書等を被まえた工事工程 表(クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。 正程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で共有することと、近畿地方整備局に工程の変更期向が以下の①へ③に示すような事業者の資によらない場合は、 工規の延見期が以下の①へ③に示すような事業者の資によらない場合は、 工規の延見が可能となる場合かあるので鑑論すること。 ① 近畿市方準備局と事業者間で掲載した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気像状況より「天候等による作業不能日」が工程(管轄第)で見込んでいる日故から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ② 音を学を労働係要のひら近により、全体工程に影響が生じた場合 ② 音を学を労働係要のひら近により、全体工程に影響が生じた場合 ② 音を学の他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 ② 音を学の他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 ③ さめ性特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 3 エ事工部の大事台により、全様であたっては原則、情報大有システム (ASP) の機能を活用するものとする。 ま業者は、東工計画書に定めた土曜日・日曜日及び扱日における現場所が主なるでも、選出する子と、正常国及び扱日における現場所が平る記録し、現代と日の取組状況が十分でない場合は、近畿性方整備局は、体目における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場側所を定定に続し、毎年度末までは当古ること。正能力が強成できるようの姿能取り類似むのとする。なおよりにおいて要因を確認し、選任を目の取組状況が十分でない場合は、近畿性方整備局と、単位を日の取組状況が十分でない場合は、近畿性方整備局と、単位の現場関所を定置に対し、近代を目の取組状況が十分でない場合は、近畿性方整備局と、単位の取場側所を定置してい場的では、近端を対しるのとする。		※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土	
ホームページアドレス: http://www.cals-ed.go.jp/ なお、道路工事交換回答の作成にあたっては上記による他、「道路工事 完成図書の作成要領(第2版)」(平成20年12月)によるものとする。 1 事業者を適正かつ円滑に実施するため、重能地力整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が事面(打合せ記録符)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は最極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録符を作成するものとする。 事業者は、現場等主前(準備期間内)に設計図書等を踏ままた工事工程表のクリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共布すること。五程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工事に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に近端地力整備局と工業者間で実有することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①~⑪に示すような事業者の質によるな場合は、1.期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合の変更用中で工事一部中ににより全体工程に影響が生じた場合の変量がかった場合。で見なかった場合 ② 工事中止で工事一部中ににより全体工程に影響が生じた場合。での性格別な事情により全体工程に影響が生じた場合。での性格別な事情により全体工程に影響が生じた場合。での性格別な事情により全体工程に影響が生じた場合。での性格別な事情により全体工程に影響が生じた場合をおよ、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで結品を受けるものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで結品を受けるものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで場上を受けるしたます。第2時間所の単位が規模を目化を促進する場合に対する現場での重視所とする題体 21 事業者は、事工計画書で定めた上理目・日曜日及び残日における現場所が収入計算が開発を活成して現るの単語が対している。 2) 事業者は、事工計画書で定めた上理目・日曜日及び役日における現場間所の取得技法及び対象期間内における平度単位の現場間所とする題体 2日の取得計画が図る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。なお、大田における現場間所の取得技法及び現場間所中生施工の主を組みが経過した場合と事業者及方において要因を確認し、選体と目の取録が発生が必要したまたまの定義が表面によりままな方において要因を確認し、選体と目の取録が対してい場合においる研究を信息を開まるに取りる現場である。またまは、サールにおける現場であるに対した場合に対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またまないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないに対しているのでは、またないのでは、またないに対しているのでは、またないのでは、またないは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないまないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またないのでは、またな		技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロード	1
なお、道路工事完成図等の作成にあたっては上記による他、「道路工事 完成図書の作成変類(第2版)」(平成20年12月)によるものとする。 エ事業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密核な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正ちものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録線)に記録し、相互に確認したければならない。 なお、連絡は機械的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ高級線を作成するものとする。 事業者は、規場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表 友(クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と異有すること。 直工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と異常の重要がある場合は、その専項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を可能にすることと。 近畿地方整備局は工程の変更地の処理が影響に対して一般地方を修備局は工程の変更が生じた場合の変更地が以下の一般に示すようを事業者の責にまらない場合は、工房の延長が可能となる場合があるので協議した工事工程の条件に変更が生じた場合の変更出や文事・部中止により全体工程に影響が生じた場合の変更ので見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ② 本にい恵天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官額算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事・部中止により全体工程に影響が生じた場合・② 素体や対象ではいまのより、全体工程に影響が生じた場合をなれ、工事工程ののかっかには、成果物として電子データで制品を受けるものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで割品を受けるものとする。また、現場は自然とより、実践ののたい、現場関所の月単位の4週間の所とする週休2日の取得計がよりの場合は、1年間日のの場面であるのよりでは、15世間日の単国の対域と17世間の取得技法及び現場関所を達成した場合は、近後と力を備局とす業者以かにおいて要因を確認し、選体2日が達成できるよう改善に取り組むからとする。なおよいで以場合は、近畿地方整備局と事業者及かにおいて要因を確認し、選体2日が定成できるよう改善に取り出することとの報識が成分でなり場合は、近後と力を備局と事業者及かにおいて要因を確認し、選体2日が定成できるよう改善のと事業者が発展局と事業者の方において要因を確認し、選体2日が定成できるよう改善のと事業者が表して記述し、選集と目が達成するときの改善表述の変異等を活用し、対してい場面と事業者及かにおいて要因を確認し、選体2日が定成でできるよう改善のと事業を確認し、選供2日の取組状がからなよりでは関わらないるによりでは関わらないましていましていましていましていましていましていましていましていましていまして		できる。】	
完成図書の作成受領(第2版)」(平成20年12月)によるものとする。 コ事業務を選正かつ日常に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密核な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑議を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書価(打合せ記録物)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は結構的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 事業者は、現場若手前(準備期間か)に設計図書を踏まえた工事工程表のリティカルパスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。		ホームページアドレス:http://www.cals-ed.go.jp/	
(9) 打合せ		なお、道路工事完成図等の作成にあたっては上記による他、「道路工事	
常に需核な連絡をとり、業務の力針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ起凝熱を作成するものとする。事業者は、現場着手能(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすることと、施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で放すすることと、近畿地方整備局は工程の変更地市が以下の①。②に示すような事業者の要によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能目」が工程(官預算)で見込んでいる日数から著しく事能し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事・部中止により全体工程に影響が生じた場合④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合のおいて事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで発起を受けるものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで発起を受けるものとする。また、事業者が作成した工事程を発し、規制関所の月間はと日化を促進するが対策を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、本工計画書で定めた土種ロ・日曜日及び祝日における現場預別が収入を理りまりまままままままままままままままままままままままままままままままままま		完成図書の作成要領(第2版)」(平成20年12月)によるものとする。	
その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、 相互に確認しなければならない。 なお、連絡は機械的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録術を作成するものとする。 事業者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が全じた場合は、適切に近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が全じた場合は、工期の建長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で県務した工事工程の条件に変更が生じた場合② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく希醒し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 丁事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報実有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで結品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで結品を受けるものとする。 (11) 週休2日対 場本を増や主候生の一環として、現場間所の月単位の適休2日化を促進する試行工事(土日間所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場関所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、施工計画書が定めた土曜日・日曜日及び役日における現場別所の取得状況及び対象期間内における年度単位の規場関所率を記録するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び役日における現場別所の取得状況及び対象期間内における年度単位の規場関所率を記録するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び役日における現場別所の取得状況及び対象期間内における年度単位の規場関所率を記録し、週休2日の取れ、分との表現、場本日が直接できるより、直接に対しる規模に対しる規模によれての思慮した。単端を記録的できるよう、本述において要因を確認し、通休2日が直接できるようの意味の見まれて要因を確認しませた。	(9) 打合せ	工事業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、	
相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録線を作成するものとする。 事業者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と具有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局と事業者間で基有することと、施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適別に近畿地方整備局と事業者間で表することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工別の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ② 本中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ・ なり、工事工程の共有を刊着に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を指するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。また、事業者が成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1)本工事は、建設業の担い手権保・育成のため、建設規場への新規人職者を増やす環境作りの一般として、現場関所の単位の選休2日化を促進する次行工事(土日開所指定型)であり、当初の設計(予定)偏格には月単位の4週8 休以上の現場開所を重成した場合に過去するのとする。事業者は、本での土曜日・日曜日及び紀日を現場関所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記めた土曜日・日曜日及び紀日を現場関所・する週間所の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び紀日を現場関所・する週間所の取得計画表で定めた土曜日・日曜日及び紀日を現場関所・する週間所の取得計画が対象が関所の取得対況及び対象期間内における年度単位の現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所・と施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び程度を指する理様に対する年度と関係が対象が関所が対象が関所が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が		常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、	
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録練を作成するものとする。事業者は、現場着手前(煙煙期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表 (クリティカルパスを含む)を作成し、近幾地方整備局と共有すること。 T程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者 (「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①~③に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合② 著しい悪天侵や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官稿算)で見込んでいる日からる著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合③ で見込んでいる日から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合④ 資機対で労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合⑤。その他的資本特により全体工程に影響が生じた場合⑥。その他的資本等情により全体工程に影響が生じた場合の方は、工事工程の共有を日清に実施するために、共有にあたっては原則、情報大有システム (ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。また、非常は、建設を利用が企成を活用するものとず、場合には月単位の4週8体以上の現場閉所を達成した場合の制正を行っている。 2) 事業者は、対すでの土曜日・日曜日及び祝日を現場関所とする遺体2日の取得計画が利る計画工程表等を施工時通言に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、体日における現場附所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、体日における現場である年度単位の現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、週末と日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者及方において要因を確認し、週末と日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局は、体日における現場に対しまれている。		その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、	
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録練を作成するものとする。事業者は、現場着手前(煙煙期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表 (クリティカルパスを含む)を作成し、近幾地方整備局と共有すること。 T程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者 (「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①~③に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合② 著しい悪天侵や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官稿算)で見込んでいる日からる著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合③ で見込んでいる日から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合④ 資機対で労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合⑤。その他的資本特により全体工程に影響が生じた場合⑥。その他的資本等情により全体工程に影響が生じた場合の方は、工事工程の共有を日清に実施するために、共有にあたっては原則、情報大有システム (ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。また、非常は、建設を利用が企成を活用するものとず、場合には月単位の4週8体以上の現場閉所を達成した場合の制正を行っている。 2) 事業者は、対すでの土曜日・日曜日及び祝日を現場関所とする遺体2日の取得計画が利る計画工程表等を施工時通言に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、体日における現場附所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、体日における現場である年度単位の現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、週末と日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者及方において要因を確認し、週末と日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局は、体日における現場に対しまれている。		相互に確認しなければならない。	
(10) 工事工程の		なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内	
(10) 工事工程の 共有 妻 (クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。 表 (クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。 地方整備局」とは「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に 近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程 の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、 工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で路議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官 横算)で見込んでいる日数から著しく乖難し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止で工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、 情報共有システム (ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データ で結品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データ で結品を受けるものとする。 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設環場への新規入 職者を増やす環境作りの一環として、現場関所の月単位の週休2日化を 促進する試行工事(土日関所指定型)であり、当初の設計(予定)価格 には月単位の4週8休以上の現場関所を達成した場合の補正を行って いる。 2) 事業者は、加工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現 場間所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を 録と、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記 録と、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場別所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記 録と、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場別所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記 録と、毎年度末まてに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場別所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記 録と、毎年度末まてに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場関所の取得状況及び対場関所率を施工時適宜に関し、選休2日の取 組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因 を確認し、選休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
共有 表 (クリティカルバスを含む)を作成し、近畿地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工男の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官程第)で見込んでいる日数から著しく乖難し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他勢別な事情により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他勢別な事情により全体工程に影響が生じた場合 広北、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで総品を受けるものとする。 カール・事業が作成した工事工程については、成果物として電子データで総品を受けるものとする。 カール・事業が作成した工事工程については、成果物として電子データで総品を受けるものとする。 立た、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで総品を受けるものとする。 立た、事業者は、対した工事工程については、成果物として電子データで総品を受けるものとする。上間の取場所が定途は、毎年度年のの限場関所を達成しており、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8件以上の現場関所を達成した場合は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所を記録し、場体2日の取組状況が介入のでい場合は、近畿地方整備局は、休日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所を認識し、現体2日の取組状況が介入のでい場合は、近畿地方整備局は、休日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所を認識し、現体2日の取組状況が介入のでは、場合は、近畿地方整備局は、体日における現場である。	(10) 丁東丁程の		
と。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「近畿地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官 積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共和ンステム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 (11) 週休2日対 線者を増やす環境作りの一環として、現場間所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日間所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、声ででの大上曜日・日曜日及び祝日を現場間所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場間所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、無年度末までに復告すること。正畿地方整備局は、休日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、無休2日の取組決及が現場関所率を施工時適宜把乗し、遺休2日の取組求況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの業業状況資料等を活用し報告すること			
地方整備局」又は「事業者」)を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に 近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程 の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、 工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官 積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで結品を受けるものとする。 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入 職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週体2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8体以上の現場関所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場間所の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場関所の取得計画が対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎度末までに報告すること。近畿地方整備局は、体目における現場関所の取得計及及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記し、週末2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し執告すること	共有		
施工中に工事工程表のクリティカルバスに変更が生じた場合は、適切に 近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程 の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、 工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やず環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週体2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8体以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場所の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場関所の取得計記及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記録し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が造成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程 の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、 工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで約品を受けるするのとりで納出を受けるものとする。 また、事業者は、た工事は関か手能保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場関所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日関所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場関所を達成した場合の補正を行っている。 ② 事業者は、 すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場関所とする週体2日の取得計画が判る計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日を現場関所とおりる現場関所の取得計別及び現場関所における年度単位の現場関所でを記録し、無年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場関所の取得状況及び現場関所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
の変更理由が以下の①~⑤に示すような事業者の責によらない場合は、 工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官 積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざ るを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、 情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 2)本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入 職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を 促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格 には月単位の4週8体以上の現場関所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場関所とする週休 2 日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、東工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場関所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場関所率を記 録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場関所の取得状況及び残象期間内における年度単位の現場関所率を記 録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局と、操作と日の取 組状況が十分でない場合は、近畿也方整備局と事業者双方において要因 を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 C C U S 活用工事は、C C U S の業業状況資料等を活用し報告すること			
工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1)本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日間所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、ホイマの土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、加工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び現象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場関所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム (ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 また、事環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、ずべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録は、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
た場合 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1)本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、亦べての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。	
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官 複算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざ るを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム (ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、ずべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局と、大日における現場閉所の取得状況及び対象期間本を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じ	
横算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1)本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場別所の取得状況及び対象期間所における年度単位の現場関所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		た場合	
るを得なかった場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1)本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官	
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざ	
① 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入 象工事 職者を増やす環境作りの一環として、現場関所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場関所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場関所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		るを得なかった場合	
③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 (11) 週休2日対 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合	
なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 (11) 週休2日対		④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合	
情報共有システム (ASP) の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 (11) 週休2日対		⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	
また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。 (11) 週休2日対 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、	
で納品を受けるものとする。 (11) 週休2日対		情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。	
(11) 週休2日対 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入 職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を 促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格 には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行って いる。 2)事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休 2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとす る。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現 場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記 録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取 組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因 を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		 また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データ	
(11) 週休2日対 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入 職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を 促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格 には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行って いる。 2)事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休 2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとす る。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現 場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記 録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取 組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因 を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		で納品を受けるものとする。	
 象工事 職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2)事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること 	(11) 调休2日対		
促進する試行工事(土日閉所指定型)であり、当初の設計(予定)価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること	水工 于		
いる。 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休 2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとす る。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現 場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記 録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取 組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因 を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		- 0	
る。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における 現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取 組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因 を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること			
を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、 CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休2日の取	111111111111111111111111111111111111111
CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること		組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因	
		を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、	
も可能とする。		CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告すること	
0 1112 / 00		も可能とする。	

- 3)対象期間のうち、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日を予定どおり現場閉所した工事については、工事成績評定の加点対象とする。なお、提出された計画工程表等が「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」の取組を前提としていないなど、明らかに事業者側に「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績を減ずる措置を行うものとする。
- 4) 週休2日相当の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、近畿地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(労働基準法第33条に該当すると認められる場合など)は含まない。
- 5) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 6) 費用補正に係わる現場閉所率は、対象期間内の現場閉所日数の割合から算出し、考え方は、次のとおりとする。
- ① 月単位の週休2日(4週8休以上)

全ての月で現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものとみなす。

また、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%以上の月であっても、その月の土曜日・日曜日の合計日数未満の閉所の場合には、4週8休(28.5%以上)を達成していないものとみなす。

② 通期の週休2日(4週8休以上)

現場閉所率が 28.5% (8日/28日) 以上の場合

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

7) 週休2日の確保にあたり必要となる経費の補正係数については、現場閉所率における達成状況より計上を行う。なお、労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。ただし、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき契約代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通行きの週休2日の補正係数を除した変更を行う者とする。

【月単位の週休2日(4週8休以上)】

• 労務費 1.04

・機械経費(賃料) 1.02

· 共通仮設費率 1.03

·現場管理費率 1.05

· 市場単価方式 次表

· 土木工事標準単価 次表

【通期の週休2日(4週8休以上)】

・労務費

1.02

・機械経費(賃料) 1.02

- · 共通仮設費率 1.02
- ·現場管理費率 1.03
- 市場単価方式 次表
- · 土木工事標準単価 次表

表-市場単価方式による週休2日の取得に要する 費用の計上に関する補正係数

D The	巨八	補正係数		
名称 	区分	通期	月単位	
鉄筋工		1.02	1.04	
ガス圧接工		1.02	1.03	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	
	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	
网展開展巨工(7/17/17)	撤去	1.02	1.04	
 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	
为 暖 侧 联 巨 工 () 两 的 一	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	
	設置	1.00	1.01	
道路標識設置工	撤去• 移設	1.02	1.03	
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	
坦斯內屬物以直上	撤去	1.02	1.04	
法面工		1.01	1.02	
吹付枠工		1.01	1.03	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03	
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	
坦昭他秋上	剪定	1.02	1.04	
公園植栽工		1.02	1.04	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	
橋面防水工		1.01	1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	
グルービング工		1.00	1.01	
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	

表-土木工事標準単価による週休2日の取得に要する 費用の計上に関する補正係数

夕 私	区公	補正	係数
2017年		通期	月単位

区画線工		1.02	1.0
高視認性区画線工		1.02	1.0
橋梁塗装工		1.01	1.0
L#14-44-1 10 - 1 1 -	機械	1.02	1.0
構造物とりこわし工	人力	1.02	1.0
コンクリートブロック積工		1.02	1.0
排水構造物工		1.02	1.0
鋼製排水溝設置工		1.02	1.0
表面被覆工(コンクリート保護途	固定足場	1.01	1.0
装)	高所作業車	1.01	1.0
	固定足場	1.02	1.0
表面含浸工	高所作業車	1. 02	1.0
	固定足場	1.02	1.0
連続繊維シート補強工	高所作業車	1.02	1.0
71#861 - / > 10) >)	固定足場	1.02	1.0
剥落防止工(アラミドメッシュ)	高所作業車	1.02	1.0
	固定足場	1.02	1.0
漏水対策材設置工	高所作業車	1.02	1.0
防草シート設置工		1.01	1.0
紫外線硬化型 FRP シート設置工	固定足場	1.01	1.0
(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.01	1.0
塗膜除去工		1.02	1.0
バキュームブラスト工		1.01	1.0
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.0
坦西汉州現取巨工	撤去	1.02	1.0
仮設防護柵設置工(仮設ガードレ ール)		1.02	1.0
機械式継手工		1.02	1.0
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 02	1.0
ノンコーキング式コンクリートひ び割れ誘発目地設置工		1. 01	1.0
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.0
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1. 02	1.0
支承金属溶射工		1.02	1.0
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエ ル管) 設置工		1. 02	1.0

【4週8休未満】

補正なし

(12) 土木工事に 1) 本工事においては、工事施工中に事業者から近畿地方整備局へ提出

おける近畿地方	を求める工事書類及び工事完成時に工事の成果品として事業者から近	
整備局と事業者	畿地方整備局へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、現	
の業務効率化の	場着手前から工事目的物の引渡までの近畿地方整備局の検査及び事業	
実施	者の業務の効率化を図るものとする。	
	2) 工事書類の提出は、「工事関係書類一覧表」に基づき実施するもの	
	とする。	
	3) 工事書類の提出は、「工事関係書類一覧表	
	(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_informati	
	on/gi jutsukanri/index.html)」により、工事着手前に「発注者へ提出、	
	提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するも	
	のとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、近畿地方整備	
	同と協議するものとする。	
	4)3)において電子決裁によることとなった書類については、検査時	
	その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。	
	5) これらに定められていない場合は、近畿地方整備局と協議するもの 、、。	
	とする。	
(13) 現場環境改	1) 内容	
善(快適トイレの	事業者は、現場に以下の①~⑪の仕様を満たす快適トイレを設置するこ	
設置の試行)	とを原則とする。⑫~⑰については、満たしていればより快適に使用で	
	きると思われる項目であり、必須ではない。	
	【快適トイレに求める機能】	
	① 洋式(洋風)便器	
	② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)	
	③ 臭い逆流防止機能	
	④ 容易に開かない施錠機能	
	⑤ 照明設備	
	⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以	
	上とする)	
	【付属品として備えるもの】	
	⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	
	⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫	
	⑨ サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)	
	⑩ 鏡と手洗器	
	⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品	
	【推奨する仕様、付属品】	
	⑫ 便房内寸法 900×900 mm以上(面積ではない)	
	⑬ 擬音装置 (機能を含む)	
	 ① 着替え台	
	⑤ 臭気対策機能の多重化	
	⑥ 室内温度の調整が可能な設備	
	① 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)	
	2) 快適トイレに要する費用	
	快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。	
***	事業者は、1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付	***************************************
	事来有は、1)の内谷を個にり代週ドイレビめることを示り青頻を添わし、 し、規格・基数等の詳細について近畿地方整備局と協議することとし、	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		***************************************
	精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求	

める機能】①~⑥及び【付属品として備えるもの】⑦~⑪の費用につい

は、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更対象とする。 は、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとす に、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事よるく設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改造(率)を想定しており、別途計上は行わない。 その他 協トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の数外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中にける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGTHいて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真田とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、医生始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数・工期 ブタル工事写真の小黒板情報電子化は、近畿地方整備局と事業者双方	
た、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事よるく設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改造(率)を想定しており、別途計上は行わない。 その他適トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の複外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中にける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT相いて真夏目を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、医年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、算全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
と、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事よるく設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改造(率)を想定しており、別途計上は行わない。 その他適トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の要外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中にける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT相いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真田とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、医年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、「基全体を一時中止している期間は含まない。」対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改 費(率)を想定しており、別途計上は行わない。 その他 適トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の 東外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中に ける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
世(率)を想定しており、別途計上は行わない。 その他 適トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の 複外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中に ける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 「本年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 「本年から日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 「本年がります」に対している。 「本年がります」に対している。「本年がります」に対します。「本年がります」に対している。「本年がります」に対している。「本年がります」に対します。「本年がります」に対します。「本年がります」に対しまする。「本年がります」に対します。「本年がります」に対します。「本年がります」に対しまする。「本年がります」に対しまする。「本年がります」に対しまります。「本年がります」に対しまする。「本年がります」は、まずりまする。「本年がりまする。「本年がりまする。」はり	
その他 適トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の 象外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中に ける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数・工期	
歯トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の 象外とする。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中に する真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 別いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手目から工事完成日までの日数をいう。ただし、 医年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
東来者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中にける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGTHいて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真田とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 ま年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中に ける真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 ま年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中に する真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
する真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の 合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGT 用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真 日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
日とみなす。 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、 末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
事全体を一時中止している期間は含まない。 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数÷工期	
ジタル工事写真の小黒板情報電子化は、近畿地方整備局と事業者双方	
養務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小	
反の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うこと	
より、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止	
図るものである。	
E事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。	
業者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機	
・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写	
管理基準(令和6年4月)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記	
ができること、かつ信憑性確認 (改ざん検知機能) を有するものを	
用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電	
致府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗	
リスト)」	
1別からの選走に限走するものではない	
	用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電 政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗

事写真におけ	被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情	
る小黒板情報	報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和6年4月)「2-2撮	
の電子的記入	影方法」による。	
	ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響によ	
	り、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定す	
	るものではない。	
3) 小黒板情報	本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和6年4月)及びデジ	
の電子的記入	タル写真管理情報基準(令和5年3月)に準ずるが、2)に示す小黒板	
の取扱い	情報の電子的記入については、写真管理基準(令和6年4月)「2-5写	
0 7 4× 1/2 V ·	真編集等 及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)「6.写真編	
	集等」で規定されている写真編集には該当しない。	
4) 小黒板情報	事業者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下「小	
の電子的記入	黒板情報電子化写真」と称する。) を、工事完成時に近畿地方整備局へ	
を行った写真	無飲情報電子化子具」と称する。) を、工事元成時に坦蔵地力登開局へ 納品するものとする。なお納品時に、事業者は改ざん検知機能(信憑性	
の納品	# チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューア	
マン 神り ロロ	ソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果	
	を併せて近畿地方整備局へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、近畿地方整備局が確認すること	
	がある。	
	また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力	
	したものでもよい。	
	【チェックツールの事例】	
	信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会	
	(https://www.jcomsia.org/kokuban).	
	※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例か	
	らの選定に限定するものではない。	
	なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真があ	
	る場合は、工事契約後、近畿地方整備局の承諾を得ること。	
(16) 工事版ウィ	本工事は、建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の	
ークリースタン	本工事は、建成業外の働き力以中で1位置し、下口の取得・及時間力働の 改善に向け、下記のウィークリースタンス実施項目に取り組むものであ	
ス取組実施につ		
ハ取組天旭にラ	る。 1) 休日明け日(月曜日等)は工事書類等の作成等の期限日としない。	
V. C		
	2) 勤務時間外に工事書類等の作成等の依頼をしない。	
	3)作業内容に見合った作業期間を確保する。	
	4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。	
	5) 工事施工中の打合せはWeb会議(ビデオ会議機能)も活用する。	
	なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の	
	要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等に	
	より、取組が実施出来ない場合の対処方法(依頼や期限に関する特例、	
	代休、振替休日の措置等)については、近畿地方整備局と事業者で協議	
	のうえ、決定する。	
(17) 電線共同	1) 本工事は、情報ボックス(電線共同溝、道路管理用光ファイバーケ	
溝・情報BOX等	ーブル)の近隣工事であるため、電線共同溝・情報ボックス管理マニュ	
の埋設管路等の	アルに基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記	
事故防止	載するものとする。	
	・設備事故防止管理者	

·						у		
	・埋設箇所の	確認方法	(地中探望	至機含む)				
	・近接部の工具	事施工方	法(仮設計	+画含む)				
	・作業上の留意	意事項及	び作業員~	への周知方法				
	・事故発生時の連絡体制及び即応体制							
	・その他必要な事項							
	また、試掘が必要な場合、近畿地方整備局及び占用企業者の立会を求め							
	試掘を行い、埋設位置を確認すること。 2) 情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。							
	表一地下埋設物確認表							
	地下 埋設物	位置	確認 方法	現場 確認者	現場状況 特記事項			
	情報 BOX		試掘	00 00	(確認日: R○. ○○. ○○)			
(18) 諸経費動向調査	, , , , , , , , , , , , , , , , ,			- •	易合は、近畿地方整備局の 行うものとする。			
	調査票は工事終了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聞き							
	取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠とな							
	った契約書等を提示するものとする。							
(19) 建設現場におり	ナる遠隔臨場の	実施につ	ついて					
1) 建設現場に	「建設現場にお	おける遠	隔臨場の多		 美者における「段階確認に			
おける遠隔臨	塩 伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や近畿地方整備局における							
場の実施	「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用の							
	カメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階							
	確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、							
	遠隔臨場は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」の内							
	容に従い実施する。なお、通信環境が整わない現場において「低軌道周							
	日衛星インターネットサービス」 の活用により通信環境が確保できる							
	関係生インターネットリーに入」の沿州により地信泉境が確保できる 場合は遠隔臨場の対象とするものとする。							
2) 遠隔臨場を								
適用する工種、	2				90週mほか 致じない物 通用については、近畿地方			
週用りる工種、 確認項目								
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	整備局と事業者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定するこ							
	ととする。事業者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあ							
	たり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』別紙1~3を							
	参考とする。							
3) 実施内容	① 段階確認・材料確認、立会での確認							
	事業者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した							
	映像及び音声を、Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料							
	確認」と「立会」を行うものである。							
	② 機器の準備							
	遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWe							
	b会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。これによらな							
	- A MX	い場合は近畿地方整備局等と協議し、決定するものとする。						
		也方整備		_ , ,	- , - v			
			局等と協議	養し、決定する	- , - v			

	畿地方整備局と事業者間で協議を行う。	
	対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等	
	の代替手段で共有し、近畿地方整備局は机上確認することも可能とす	
	る。	
	なお、本項目は近畿地方整備局と事業者間で協議し、別日の現場臨場に	
	変更することを妨げるものではない。	
	④ 効果の検証	
	遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査	
	に協力するものとする。詳細は、近畿地方整備局の指示による。	
	⑤ 費用	
	 遠隔臨場にかかる費用については、当初は計上していないため、近畿地	
	方整備局と協議し、設計変更の対象とするものとし、技術管理費に積上	
	げ計上する。	
	⑥ 不正行為	
	塗隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行っ	
	た場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和5年3	
	月3日(国不建第578号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。	
(20) 無人航空機	1) 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるよ	
を使用する際の	うな情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等に	
情報流出防止策	おける無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日、	
	関係省庁申合せ)に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、	
	 工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、近畿地方整備局	
	と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことがで	
	きるものとする。	
	① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等	
	に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。	
	② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動	
	画等のクラウドへの保存機能を停止し、機体内部や外部電磁的記録媒体	
	に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消	
	去する。	
	2) 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れが	
	ある場合は、近畿地方整備局と協議すること。	
(21) 夜間施工に	夜間施工に伴い発生する建設副産物の処分については、夜間に受入可能	
伴う建設副産物	な処分先に直接運搬するものとする。なお、事業者の都合により仮置き	
の処理方法	を行う場合については、近畿地方整備局と協議するものとする。	
(22) 型枠穴孔の	型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部	
補修	が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。また、モルタル等による型	
	枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。型枠穴	
	孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下	
	の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しな	
	ければならない。	
(23) 道路照明設	道路照明設備については、関係機関と調整が整えば追加施工する予定で	
備	ある。	
(24) BIM/CIM適	本工事は、BIM/CIM適用工事(発注者指定)である。詳細については、近	
用工事について	畿地方整備局及び事業者間で協議し、1)~3)により実施する。	
-	事業者が希望する場合、近畿地方整備局が示す活用内容以外の活用内容	
<u>L</u>	1 2 2 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

を提案することができる。BIM/CIM 適用工事に要する費用については、 当初は計上していない。近畿地方整備局と事業者間の協議に基づき、設 計変更を行うものとする。

1) BIM/CIM 実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容を近畿地方整備局と事業者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変化が生じた場合は、近畿地方整備局及び事業者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

- ①3次元モデルの活用 (実施内容、期待する効果等)
- ②3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性の情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等)
- ③3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- ④3次元モデルの作成担当者
- ⑤3次元モデルの作成・活用に要する費用
- 2) BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。

- ①3次元モデルの活用概要(実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む)
- ②作成・活用した3次元モデル (作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等)
- ③後階段への引継事項(対応する無償ビューワーの一種、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等)
- ④成果物
- ⑤その他(相違工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等)
- 3) 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書(変更含む)、BIM/CIM 実施報告書及び作成した 3 次元モデルを納品する。

2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物及び既存の歩道(舗装・縁石含む)・付属施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うこと。なお、業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

- 1) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占用業者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
- 2) 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の 安全な通行を確保すること。

3. 工事業務 (特記事項)

(1) 施工計画書

事業者は、本工事において提案された技術評価項目(付帯条件を付された提案を除く)について、施工計画書に技術提案及び施工能力等を記載し、近畿地方整備局に提出した上で履行すること。

ただし、事業者の責めによらない条件変更等により提案された技術評価項目が履行できない場合で、近畿地方整備局の承諾を得たものはこの限りでない。

						······································	
(2) コリンズ	1) コリンズ・	への位置情報の	0入力				
(CORINS) への登	土木工事共通位	仕様書 1-1-1-6	3 コリンズ (CORI	NS) への登録に定	め	
録 (第 1 編 1-1-6)	る「登録のたる	\ \					
	ては以下のと:	4					
	のとする。な:	お、座標は、世	世界測地系(J	GD2011)	に準拠する。		
	起点 大阪	府高槻市今城町	丁26 地先				
	緯度	$34^{\circ} 50' 35"$	経度 135°3	5' 47"			
	終点 大阪	府高槻市宮田町	丁1丁目地先				
	緯度	34° 50' 17"	経度 135°3	5' 11"			
	2) コリンズ・	への工事概要の)入力				
	土木工事共通位	仕様書 1-1-1-6	5 コリンズ (CORI	NS)への登録に定	め	
	る「登録のたる	めの確認のお願	頁い」を作成っ	するにあ	たり、工事概要につ	\ \	
	て必須登録と	し、記載例を参	8考にすること	느。			
	本工事は、一般	般国道1715	号における、 氰	電線共同]溝工事である。		
	主な工種は電流	線共同溝工であ	らり、それぞれ	ι 2,000	mを予定している。		
(3) 工事現場発	1) 在来施設(の撤去により生	上じた現場発生	生品は、	下記の場所まで運搬	の	
生品 (第 1 編 1-1-	うえ引渡し	しするものとし	、引渡しに際	祭しては	分別解体を行うもの	لح ا	
19)	する。						
	分別解体∅	の有無など詳細	目については近	1畿地方	整備局と協議するも	の	
	とし、設計	計変更の対象と	する。				
	現場	易発生品		引渡場	易所		
	横断防山	上柵、グレー	枚力	7計量所	資材置場		
	チング	蓋、VU管	(大阪府村	女方市北	山1丁目地先)		
	なお、上記以	外の材料が発生	<u>-</u> 上した場合は、		方整備局の指示によ	る	
	なお、上記以外ものとする。	外の材料が発生	上した場合は、 とした場合は、			る	
(4) 建設副産物(第	ものとする。	外の材料が発生	とした場合は、			3	
	ものとする。			近畿地			
	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけ	る建設発生土の)受入先につい	近畿地 いては、	方整備局の指示によ	る 	
1) 建設発生土	ものとする。 第 1 編 1-1-20) 本工事におけ ところであり、	る建設発生土の 、当初は下記を	O受入先につい と想定している	近畿地 いては、 るため、	2方整備局の指示によ 現在調整を行ってい	る 近	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事における ところであり、 畿地方整備局	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協	○受入先につい さ想定している 協議を行い、記	近畿地 いては、 るため、 设計変更	表整備局の指示によ 現在調整を行ってい 設計図書等について	る 近	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事における ところであり、 畿地方整備局	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協	○受入先につい さ想定している 協議を行い、記	近畿地へては、るため、受計変更しな	現在調整を行ってい 設計図書等についてご	る 近	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事における ところであり、 畿地方整備局	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協	D受入先につい を想定している 協議を行い、 こついては、 ₹	近畿地へなため、東なりのでは、大きのでは、たらの	現在調整を行ってい 設計図書等についてご	る 近	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけ ところであり、 畿地方整備局 協議により決	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在	D受入先につい を想定している 協議を行い、言 こついては、 ₹ 地	近畿地へなるという。	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考	る 近	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけ ところであり、 畿地方整備局 協議により決	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在	D受入先につい を想定している 協議を行い、言 こついては、 ₹ 地	近畿地へなるという。	現在調整を行ってい 設計図書等について: [の対象とする。なお いものとする。	る 近	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけ ところであり、 畿地方整備局 協議により決 受入施設 (株) 六車	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊	○受入先につい を想定している 協議を行い、記 こついては、② E地 豊川 2 - 1 - 27	近畿地 いては、、 る と 計 変 更 更 距 離 6.2km	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考	る 近 、	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけ ところであり、 畿地方整備局 協議により決 受入施設 (株) 六車 ※受入施設と	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊	D受入先につい を想定している 協議を行い、言 こついては、 が 地 豊川 2 - 1 - 27	近畿地 いては、 るため、変更 を更しな 運搬離 6.2km リサイク	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の	る 近 、	
1) 建設発生土	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけるところであり、 畿地方整備局 協議により決定 受入施設 (株) 六車 ※受入施設とし	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、国土交通省 設発生土の有交	D受入先につい と想定している 協議を行い、記 こついては、丞 地 豊川 2 - 1 - 27 首が定めた「!	近畿地 いると計画 でため、要 を変 を変 を変 を変 を変 を変 を変 を変 を変 を変 を を の の の の	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の	る 近 、	
1) 建設発生土の搬入	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけるところであり、 畿地方整備局 協議により決定 受入施設 (株) 六車 ※受入施設とし	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、国土交通省 設発生土の有タ び建設発生土	D受入先につい を想定している 協議を行い、言 こついては、多 地 豊川 2-1-27 分が定めた「! か活用がなされ 受入れ地に付	近畿地 いてはめ、変 を更 を で を 要更 を を を を を を を を を を を を を を も の も の と の と の も り し て り し り し り し り し り し り し り し り し り	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。	る 近 、	
 建設発生土の搬入 搬路補修等 建設リサイ 	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけるところであり、 畿地方整備局 協議により決定 受入施設 (株) 六車 ※受入施設との に関の補修及は、設計図書の	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、国土交通省 設発生土の有交 び建設発生土に関して近畿地	D受入先につい と想定している 協議を行い、言 こついては、② ・地 豊川 2 - 1 - 27 首が定めた「! が活用がなされ 受入れ地に付 也方整備局と!	近 が が は が 変 し を 変 し を 変 し を か 変 し を を を の の で た 計 更 し を の に を の に 。 に る に 。 に る に る に る に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。	る 近 、 一 一 動 趣	
 建設発生土の搬入 搬路補修等 	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事におけった。 ところ整備局 協議により決 受入施設 (株) 六車 ※受入しり、後 ※受入しり、後 ※受入しり、後 ・一、後 ・一、後 ・一、後 ・一、後 ・一、後 ・一、後 ・一、後 ・一、は ・一、。 ・一、は ・一、 ・一、は ・一、 ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、は ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、国土交通省 設発生土の有交 び建設発生土の に関して近畿地 とリサイクル法	D受入先についた と想定している 協議を行い、言 と 地 豊川 2 - 1 - 27 が定めた「! か活用がなされ 也方整備局と に ま第11条に基	近畿地域は、変変をである。 でた計更をである。 をはめ、変し、機能である。 はめ、変し、機能である。 は、、、、、更なでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	現在調整を行ってい設計図書等についてごの対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の流設をいう。 等が必要となった場	る近、	
 建設発生土 の搬入 搬路補修等 建設リサイ 	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事における ところを備しまり、 とこ方整備局 協議により決 受入施設 (株) 六車 ※管に則り補図を は、発入りの補図を は、業者行った。	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、国土交通名 び建設発生土の に関しての と と事業者間で協 が は、国土交通名 で は、国土での は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 と も と も と も と も と も と も と し た し と し と し と し と し と し と し と し と し	D受入先についた を想定している 協議を行い、言 こついては、 が き 地 豊川 2 - 1 - 27 が活用がなされ が る う が ま う が ま う れ 地 に し た う れ た に う れ た に う れ た に う れ た に う た う た う た う た き た う た き た う た き れ り た ら た り た り た ま り た り た り た り た り た り た り た	近、なみなのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。 等が必要となった場 ものとする。 3道府県知事に対する。	る近、	
 建設発生士の搬入 搬路補修等 建設リサイクル法第 11 条 	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事における とこおける とと地様にあり、 機能を受力を強い、 で発しい。 (株) 六東 ※旨に路の設計は、たりのでは、 を入りのでは、 を入りのでは、 を入りのでは、 を入りのでは、 を入りのでする。 を入りのでは、 を入りのできる。 を、 を、 と、 を、 と、 を、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	る建設発生土の 、当初発生土の と事業者間で記 と事業者間で記 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は発生土発生 は、発生土発生と で関リサー面を の書の は、ままは は、ままれる にといる。 は、ままれる。 と、ままれる。 と、ままままままままままま。 と、まままる。 と、まままままま。 と、まままままままままままままままままままま。 と、まままままままままま	つ受入先についたと想定している。 は想定行い、言語を行い、言語をででは、 を は、 を は、 を は、 を は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で	近てた計更運距 6.2km クの工機がのの工機をはめ、更な機能 してをする でのです ののです ののです ののです ののです かいしょう かいしょう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう はいい しょう はいしょう はいしょく はい	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。 等が必要となった場 ものとする。 3道府県知事に対する。 た後に、工事着手(る近、	
 建設発生土の搬入 搬路補修等 建設リサイクル法第 11 条通知完了連絡 	ものとする。 第1編1-1-20) 本工事における とこおける とと地様にあり、 機能を受力を強い、 で発しい。 (株) 六東 ※旨に路の設計は、たりのでは、 を入りのでは、 を入りのでは、 を入りのでは、 を入りのでは、 を入りのでする。 を入りのでは、 を入りのできる。 を、 を、 と、 を、 と、 を、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間でを と事業者間でを 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、発生土のの事業を で関してクレ畿と とリサー面の条第1 とりまれによりがた	つ受入先についたと想定している。 は想定行い、言語を行い、言語をででは、 を は、 を は、 を は、 を は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で	近てた計更運距 6.2km クの工機がのの工機をはめ、更な機能 してをする でのです ののです ののです ののです ののです かいしょう かいしょう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう はいい しょう はいしょう はいしょく はい	現在調整を行ってい 設計図書等について 設計図書等について この対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。 等が必要となった場 ものとする。 3道府県知事に対する。 た後に、工事着手(手をいう。) するもの	る近、	
 建設発生土の搬入 搬路補修等 建設リサイクル法第 11 条通知完了連絡 	ものとする。 第1編1-1-20) 本工品報報 第1編工事でででである。 第1編工事ででである。 第1編工事ででである。 第1編工事ででである。 第1編工事ででである。 第2、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本のでは、本	る建設発生土の 、当初は下記を と事業者間で協 定した受入先に 所在 大阪府茨木市豊 は、発生土発近とと は、発生土発近としてクル と は、発生・ は、発生・ と は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の受入先についたと と想定しい、記 は は は は き は き は き が に か た り か た り か た り た り た り た り た り た り た	近、ち受変 運距 して帯議づり工機 は、め、更な 搬離 かって 施 まく 受事 方で でいた いっこう おし 着 整	現在調整を行ってい 設計図書等について 設計図書等について この対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。 等が必要となった場 ものとする。 3道府県知事に対する。 た後に、工事着手(手をいう。) するもの	る近、	
 建設発生土の搬入 搬路補修等 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付 	ものとする。 第1編1-1-20) 本と、 本と、 一と、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は	る建設発生土の 、当初は目でを と事業者の生に 定した受入先に 大阪府 大木 交の 大阪 国土土発 でとり は発生と でとり は発生と でとして により でして がよい により がある。 はまれた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	つ受入先についたと想定してい、言語を行い、言語を行い、言語を行い、言語を行い、言語を行い、言語を行い、言語を行い、言語を表しては、多語をは、一般のでは、	近 いる 没変 運距 6. リ 1 帯 3 づ 2 工 と 大 計 更 運距 6. リ 1 で 帯 議 く 受 事 方 定 地 株 で た 計 更 な 単 が か で ひ 設 る 都 し 着 整 建	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なお いものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設をいう。 等が必要となった場 ものとする。 道府県知事に対する。 た後に、工事着手(手をいう。)するもの ま備局と協議の上決定	る近、	
 建設発生土の搬入 搬路補修等 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付 特定建設資 	まのとする。 第1編1-1-20) 本と、 一部で作りの 一部でででである。 第1編工工のでである。 第1編工工のでである。 一部ででである。 一部ででは、 一部でのでは、 一部でのでは、 一部でのでは、 一部でのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのででででいる。 でのでのでのでのででのでのでのでのでのでのででででいる。 でのでのでのででのでででででいる。 でのでのででででででででででででででででででででででででででででででででで	る建設発生土の 、と事業者の と事業を受入 所在 大阪 下で 大大 で	つ受入先についたとは、を とはよいには、を はないには、を は、を は、を は、を は、を は、を は、を は、を は、を は、を	近いる没変 運距 6. リモ帯議づり工後、を手機 はめ変し 搬離 m クを設す 和し青磐 建る源地 、、東な	現在調整を行ってい 設計図書等について の対象とする。なおいものとする。 備考 有償による受入施設 ル原則化ルール」の 施設を要となった場 ものとする。 3道府県知事に対する。 た後に、工事着手(手をいう。)するもの ま備局と協議の上決定 設資材の分別解体等。	る近、 一 趣 合 通建とす 及本下	

置 下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工 事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合 は、近畿地方整備局と協議するものとする。なお、近畿地方整備局と事 業者の間における確認については下記ホームページに掲載している工 程毎の作業内容及び解体方法によるものとする。 https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/ a) 分別解体等の方法 作業内容 分別解体等の方法 工程 程 ①仮設 仮設工事 □手作業 口無 ■手作業・機械作業の併用 ■有 ②土工 土工事 □手作業 0 ■無 □手作業・機械作業の併用 □有 作 業 ③基礎 基礎工事 □手作業 内 □手作業・機械作業の併用 4111 □有 容 ④本体 本体構造の工事 □手作業 及 ■手作業・機械作業の併用 構造 ■有 □無 び 解 ⑤ 本体 本体付属品の工事 □手作業 体 付属品 ■有 □無 ■手作業・機械作業の併用 方 その他の工事 ⑥その他 □手作業 法 □有 □手作業・機械作業の併用 ■無) b) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 特定建設資材 施設の名称 所在地 受入条件 廃棄物の種類 アスファルト 京都合砕㈱ 京都府京都 平日·祝日 (昼間) 塊 (掘削) 市伏見区横 8時00分~17時00分 平日·祝日(夜間) 【夜間】 大路松林町 (電線共同 17時00分~7時00分 18番地の1、 土曜、日曜受入不可。 最大寸法の制限:コン塊 溝) 19 番地 デスファルト 塊 (掘削) アス塊等は 50×50cm 以下 【夜間】 に限る。ヒビ割れ防止シー トの混入は不可。(除去の 必要がある場合は別途費 用が必要) コンクリート リサイクル 大阪府茨木 平日・土曜: 塊 (有筋) (協) 市泉原650番 8時00分~17時00分 【夜間】 1ほか6筆 日曜・祝日: コンクリート 事前協議にて受入可能。 塊 (無筋) 夜間受入は事前協議にて 【夜間】 可能 ※上記 b) については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定す るものではない。なお、事業者の提示する施設と異なる場合においても 設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、事業者の 責によるものでない事項についてはこの限りではない。 ② 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したとき は、建設リサイクル法第18条に基づく事項を書面に記載し、近畿地方整 備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライ ン」(平成14年5月)に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕 及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。 (再生資源利用計画) 事業者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、 アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づ き、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して近畿 地方整備局に提出しなければならない。また、事業者は、法令等に基づ き、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げな ければならない。

(受領書の交付)

事業者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画)

事業者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート 塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬 出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施 工計画書にその写しを添付して近畿地方整備局に提出しなければなら ない。

また、事業者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

事業者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して近畿地方整備局等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

事業者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

事業者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出 したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付 を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内 容と一致することを確認するとともに、近畿地方整備局から請求があっ た場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

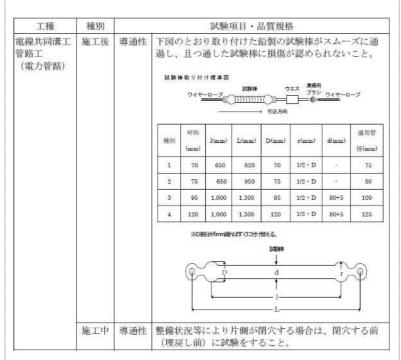
(舗装の切断作業に伴う泥水の処理)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については設計変更できるものとする。「適正に処理」するとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(事業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

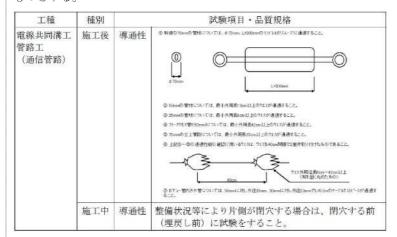
(混合廃棄物の現場分別等による減量化)

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使 用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃 棄物の減量化を図るものとする。また、混合廃棄物の減量化等を実施し た内容について書面で近畿地方整備局に報告するものとする。なお、現

		畿地方整備局 H22.3)								
施工管理(第1		(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.p								
	df) を参照されたい。									
	編 1	-1-25)								
1) 品質管理試	1)2	大工事の	施工に伴	い実施する品質管理	試験は、土木工事	施工管理基				
験	準及	及び規格	値による	ものとする。						
	22	大工事の	施工に伴	い実施する品質管理	試験は、下記の通	1りとする。				
		工和	<u> </u>	実施する場合の頻度	規格値	試験方法				
	フィ 層	ィルター	粒度	施工前	0.075 mm通過量 6%以下	舗装調査・試 験法便覧				
	下層	喜路盤	締固め度	1,000 ㎡に1庫	最大乾燥密度の 93%以上	舗装調査・試 験法便覧				
	表		外観	随時		観察				
	表層		温度	随時		温度計				
			粒度	印字記録:全数 又は、	印字記録の場合 〔注〕参照					
				抽出・ふるい分け試験:						
				$1\sim 2$ 回/日	場合 2.36 mm: ±15%					
		加熱			以内					
		アスファルト			75 μm: ±5%以内					
		混合物	アスファルト量	印字記録:全数	印字記録の場合	舗装調査・試				
				又は、	〔注〕参照	験法便覧				
				抽出・ふるい分け試	抽出試験の場合-					
				験:1~2回/日	0.9%以内					
			締固め度	1,000 ㎡に1個	基準密度の 94%					
					以上					
			現場透水	1,000 ㎡に1箇所	400m %/15sec 以					
2) 規格値				 格値は、土木工事施	<u> L.</u>					



なお、幹線部以外で上記により難い場合は、近畿地方整備局と協議する ものとする。



i-Construction ロゴマークの使用について

i-Construction 推進の一環として、本工事において仮囲いや工事等看板・建設機械・ヘルメットなどへi-Construction ロゴマークを積極的に表示する等事業者は可能な範囲で協力を行うものとする。

なお、i-Construction ロゴマーク表示等の要する費用については設計変更の対象としない。

4) ICT活用について

① 本工事は、当初ICT(舗装工)活用対象工事として定めていないが、 事業者の提案・協議によりICTの活用を図り、建設現場のプロセス全 体の最適化を図る一環として、ICT施工技術を活用する工事(小規模 提案希望型)である。

② ICT (舗装工)活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出 (施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに近畿地方整備局へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、各ICT実施要領に基づき、ICT活用施工を行うことができる。なお、

関連施工工種においても、ICT活用施工を行う希望がある場合は、上記と同様に契約後、近畿地方整備局へ提案・協議を行うこと。 ③ 本工事においては、一部の施工プロセス(3次元設計データ作成、ICT建機による施工、3次元出来形管理等の施工管理)から選択し、ICT施工技術を活用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を近畿地方整備局と協議するものとする。 ④ 施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えた。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考した。
③ 本工事においては、一部の施工プロセス(3次元設計データ作成、I C T 建機による施工、3次元出来形管理等の施工管理)から選択し、I C T 施工技術を活用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を近畿地方整備局と協議するものとする。 ④ 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要な I C T 活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A D データを事業者に貸与する。また、I C T 活用工事を実施する上で有効と考
CT建機による施工、3次元出来形管理等の施工管理)から選択し、ICT施工技術を活用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を近畿地方整備局と協議するものとする。 ④ 施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
CT施工技術を活用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を近畿地方整備局と協議するものとする。 ④ 施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
畿地方整備局と協議するものとする。 ④ 施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
④ 施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
と。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成する ものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式につい ては、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、 3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデー タを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
ものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、 3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
ては、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、 3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデー タを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
タを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考
えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、
施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に事業者に貸与するものとす
3.
⑤ I C T 建機による施工を希望した場合は、使用する I C T 機器に入力
した3次元設計データを近畿地方整備局に提出すること。
(6) 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない簡
所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形
測量に基づき算出した結果とする。
⑦ 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、
近畿地方整備局と協議するものとする。
5) I C T 活用 ① 図面
工事における図面とは、入札に際して近畿地方整備局が示した設計図、近畿地方整備
適用(用語の定 局から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元
義) について 可能なデータ (以下「3次元データ」という) 等をいう。なお、設計図
書に基づき近畿地方整備局が事業者に指示した図面及び事業者が提出
し、近畿地方整備局が書面により承諾した図面を含むものとする。
6) ICT活用 ① 事業者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更に
工事の費用による、変更施工計画書の提出を含む)までに、ICT活用の具体的な工
ついて 事内容及び対象範囲について近畿地方整備局へ提案・協議を行い、協議 が整った場合、ICT活用工事を実施する項目については、各段階を設
計変更の対象とし、実施した各積算要領により計上することとする。た
だし、近畿地方整備局の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとと
もに3次元設計データの作成を行った場合は、事業者は近畿地方整備局
からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。
② 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。
7) ICT活用 ICT活用施工を行った、全てのICT活用工事の施工者は、活用目的
工事の活用効 等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象
果等に関する 工事であり、別途近畿地方整備局より指示される調査票に基づき実施す
調査 るものとする。
事業者は、工事完了後直ちに調査票を近畿地方整備局へ提出・確認後、
近畿地方整備局が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールに
より提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれ
に協力するものとする。
8) ICT活用 当初ICT活用工種として定められていないものについて、事業者より
について ICTを活用した施工を希望された場合は、施工者希望Ⅱ型として取り

編 1-1-29) 対等の施工において湧水、その他の障害のため通常の工法では 的を達することが出来ない箇所については、設計図書に関して 整備局と協議するものとする。 中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作 造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して近畿地 と協議するものとする。 こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備 するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力(株事業所と 対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に 処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 提強の善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分) 改善 1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇
的を達することが出来ない箇所については、設計図書に関して整備局と協議するものとする。 中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して近畿地と協議するものとする。 こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 提覧改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
整備局と協議するものとする。 中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して近畿地と協議するものとする。 こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 最境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。
中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して近畿地と協議するものとする。 こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。
造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して近畿地と協議するものとする。 こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。
と協議するものとする。 こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
こより汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備するものとする。 び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。
び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に 処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に 処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
び送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と 対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に 処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の 等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と ものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
対策について協議すること。 のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に 処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の 等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と ものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合に 処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の 等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と ものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。 掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の 等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と ものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
掘)法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。
等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局とものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうちて各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
ものとする。 環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、 及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
て各計上費目毎(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
及び、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容) つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとす 、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、 数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容(率計上分)
数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容 (率計上分)
数及び実施内容を変更してもよい。 費目 実施する内容 (率計上分)
費目 実施する内容 (率計上分)
以音 1.77小・电刀等ツ片和以開、4.78代・化塩
関係) 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置
5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
競改善 1. 現場事務所の快適化(女子更衣室の設置を含む) 関係) 2. 労働宿舎の快適化
3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室)
4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
5. 健康関連設備および厚生地設の元美寺
竟改善 1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式 関係) 標識等)
関係) 標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)
3. 避暑(熱中症予防)·防寒対策
連携 1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表
4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)
5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管
理運営
7. パンフレット・工法説明ビデオ
9. 社会貢献
環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間につい
画書に含め近畿地方整備局に提出するものとする。
PI DI PI YV 在 MV PI /V I I I I I I I I I I I I I I I I I I
ナル石やゴミ笙が飛勘し かいとうに 安全対策を回り 塩エナス こ
は小石やゴミ等が飛散しないように安全対策を図り施工するこ
は小石やゴミ等が飛散しないように安全対策を図り施工するこ 計画書には以下を記載すること。 における小石やゴミ等の飛散による事故防止対策

	・作業時における作業員およびその他工事関係者・第三者等に対する負 傷事故防止対策
	③ 作業にあたっては、事前に作業箇所の確認を行い、以下の項目を実施
	すること。
	・刈り刃や草刈機本体との接触により損傷が予想される河川及び道路等
	の管理施設、占用物件等の位置を明示する。
	④ 事業者の責により占用物件及び管理施設等に損傷を与えた場合は、
	すみやかに近畿地方整備局に報告するとともに関係機関に連絡し応急
	措置をとり、事業者の負担によりこれを補修しなければならない。
	⑤ ハンドガイド式草刈機(搭乗式)にて除草を行う際は、使用方法について十分な安全教育を実施するとともに、緊急停止スイッチを適切に使
	用すること。また、搭乗箇所から履帯付近への足の踏み外し防止対策を
	詩じること。
7) 地下埋設物	① 本工事区間に地下埋設構造物(ボックスカルバート等)がある場合、
件の事故防止	工事施工に際しては、近畿地方整備局と現地立会いのうえ、当該構造物
	の位置、高さ、構造物の状態等を確認し、損傷を与えないよう保安対策
	について十分打合せを行い、構造物本体及び一般車両等の第三者に支障
	を及ぼさないようにすること。
	② 事業者の責により、当該構造物に支障を及ぼした場合は、速やかに近
	畿地方整備局、施設管理者に報告するとともに、事業者の負担によりこ
	れを補修しなければならない。
8) 地下埋設物	① 事業者は、占用物件及び各種管理施設の位置について、設計図書並び
件等(架空線を	に近畿地方整備局が提示する占用物件台帳・各種管理施設台帳等を照ら
含む) の事故防	し合わせて確認を行うものとする。また、各種埋設物や水路等の構造物 と交差している箇所については、干渉を防ぐため極端に浅くなるなど埋
II.	設深さが大きく変化している場合があるので特に注意すること。なお、
	確認の結果、台帳間の不整合等疑義がある場合は近畿地方整備局に報告
	するものとする。
	② 工事の施工にあたって、予想される地下埋設物件は、管理者と現地立
	会のうえ、当該物件の位置・深さを確認して現地にマーキングし、保安
	対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。なお、地
	下埋設物件管理者との現地立会を行った旨を次の「立会打合せ調書」に
	記載して立会者の押印を求め、作業着手日前に調書の写しを近畿地方整
	備局に提出するものとする。
	工事場所 一般国道 号 地先 打合せ内容
	施設管理者 法人名 所属職名 立会者名 印
	(河川·道路等)
	占用者 事業者
	L ****
	③ 事業者は、事前に行った地下埋設物件管理者との現地立会の結果を
	作業日の朝礼等で作業員等に周知するものとする。
	④ 事業者の責により地下埋設物件に損傷を与えた場合は、すみやかに
	近畿地方整備局に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、
	事業者の負担によりこれを補修しなければならない。
	⑤ 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、近畿地方整備局に報
	告し、その措置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明

	·			
	確にしなければな	らない。その結果、未依	 吏用の管の処置を事業者が企業	
	者より依頼を受け	た場合には、文書によっ	ってその責任を明確にしておか	
	なければならない	0		
	⑥ 上記の確認の;	ために試掘が必要となっ	た場合は、近畿地方整備局と	
	協議するものとす	る。		
	⑦ 架空線の付近	で工事をする場合は、事	 耳前に架空線管理者と事故防止	
	対策について協議	し、また、必要に応じ」	立会の上、事故の発生を防止す	
	ること。なお、架	空線管理者との現地立名	会を行った旨を上記の「立会打	
	合せ調書」に記載	して立会者の押印を求め	め、作業着手目前に調書の写し	
	を近畿地方整備局	に提出するものとする。		
	また、工事現場の	上空に特別高圧送電線な	が存在する場合には、架空線管	
	理者へ一報を入れ	ること。		
	⑧ 工事簡所に限	 らず、工事用道路や河川	 管理用通路等においても架空	
			は離隔について確認を行い、必	
			つ設置、及び架空線等事故防止	
			り必要な措置を講じること。	
		M1111111111111111111111111111111111111	22000	
1) 低騒音型の	I	たっては「建設工事に伴	 ごう騒音振動対策技術指針」(昭	
使用			に基づき低騒音型建設機械の	
12713			音型・低振動型建設機械の指定	
			3年4月9日改正)に基づき指	
		建設機械を使用するもの		
2) 事業損失防			/	
止		近畿地方整備局と協議で		
3) 公言对承		物がは、「特定建設下来 地域」に指定されている		
			ン。 とによるものとしているが、万	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ある場合は、その対策等につい	
			義するものとする。公害等に関	
		る工種と標準工法は、		
			「	
			、動 が 耐 な に な っ く が に 就 的 な で え が い な で 表 動 の 規 制 に 関 す る 対 策 が 必 要	
		大衆が必要な場合へ、1 方整備局と協議するもの		
	工種	標準施工法	備考	
	舗装版撤去工	バックホウ直接掘削	舗装版破砕(電線共同溝)	
	構造物撤去工	コンクリート圧砕機	舗装版破砕	
			コンクリート構造物取壊し	
4) 特定調達品	事業者は、本工事	の資材、建設機械の使用	用にあたっては、必要とされる	
目調達実績集	強度や耐久性、機	能の確保等に留意しつつ	つ、環境物品等の調達の推進に	
計	関する基本方針に	定められた特定調達品 🛭	目(以下「特定調達品目」とい	
	う。)の使用を積	極的に推進するものとっ	ける。	
	事業者は、特定調	達品目の調達実績の集詞	十を行い、工事完了後(工期が	
	発注年度以降に及	ぶものは、近畿地方整備	#局の指示する日まで) に、電	
	子データにより近	:畿地方整備局に提出する	るものとする。電子データ及び	
	集計方法について	は、土木請負工事必携		
	1			
	(https://www.kk	kr.mlit.go.jp/plan/) を	を参照すること。	

1) 安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する 他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。							
2) 保安施設	本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準							
2) 水头地区	(案)」によるものとする。なお、保安施設標準様式図7-⑦の"御通行							
	中の皆様へ"の表示内容は以下を記入するものとする。							
	〔表示内容〕							
	この工事は、道路を保全し円滑な交通を確保するために、電線など							

	公益物件を収容する電線共同溝を道路の地下に作っています。							
	注)※印文字は赤色で記入する。							
3) 交通誘導警	① 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規							
備員の有資格	則(平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号)に基づく交通誘							
	導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置するも							
	のとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と							
	認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警							
	備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限							
	りではない。							
	② 事業者は、交通誘導警備検定合格証の写しを近畿地方整備局に提出							
	するものとする。							
	③ 交通誘導警備員については、下表のとおり計上している。							
	配置場所 交通誘導 交通誘導 交替要員の 警備員 警備員の編成 昼夜別 要員 編成							
	工事規制 区間箇所 3名/日 交通誘導警備員 A 1名 B 2名 夜間 1名/日 交通誘導警備員 A 1名							
4) 特殊車両通	道路法第 47 条の2に基づく通行許可の確認において、事業者は下記の							
行許可制度の	資料を近畿地方整備局に提出し、確認を得なければならない。							
徹底	車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について							
	① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載							
	② 出発地点、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバープレート							
	等通行許可証と照合可能な写真)							
	③ 出発・到着時刻及び主要な交差点の通過時刻の記録							
	④ 通行許可証の写し ⑤ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計(タコグラフ)の写し							
5) 過積載によ	事業者は過積載防止について、現場説明書の指導事項の項目を参考にそ							
る違法運行の								
防止について	ッス(FF) 1/1 と / E 工 回目に L (
	手続等(第1編 1-1-38)							
1) 関係機関協	本工事区間内の関係機関協議は下表のとおりであり、協議完了予定や移							
議	設時期等が延期するような場合、また、協議結果により設計図書に変更							
	が生じた場合は、設計図書に関して近畿地方整備局より指示するものと							
	する。 なお、工事施工にあたっては、各施設管理者と十分に連絡調整を行い、							
	施工するものとする。	***************************************						

	協議等	管理者	位置	協議内容	協議状況	制約	協議	
	物件 地下埋			支障箇所が判		内容 工事と	完了予定	
		道局、	区間内	明した場合、	決定	並行		
		関西電力、 NTT 西日本、		支障箇所の協		(支障移設工		
		NII 四日本、 大阪ガス、		議を行う。		移 設 上	_	
	1 1	国土交通省、						
		大阪府警等						
(10) 施工時期及び								
1) 施工時間				t, 22:00∼6:				
				計図書に	こ関して近	正畿地方 雪	を備局と協	
o) #4 BB // 44/4/		のとし、設計			- lo 1 1 - w			
2) 時間的制約			帯は、ト	表に示すとお	りとする。	>		
を受ける作業 	工種又 種別・約		時間帯		適	用		
	全工和	舌		00分 □時 00分 ■時			受ける	
(11) 土工一掘削工	(第1編 2-	-4-2)						
1) 路床支持力			格床支持を	カ(CBR)/	 よ 8 を 想定	 Eしている		
(12) 無筋・鉄筋コ								
1) コンクリー					——— リート用 <i>ス</i>	・ ラグ細帽	────── 計材(JIS A	
ト用スラグ細	5011) を何	吏用する場合	は、単位	体積質量が設	:計質量を	超えるこ	とにより、	
骨材	設計上不	利にならない	いように、	設計質量以	下となるよ	こうに配合	(混合)	
	すること	0						
2) コンクリー	① 事業ネ	者は、コンク	リートを	練り混ぜてか	いら打設完	了までに	こ要した時	
ト受入態勢	間が確認	できる資料を	整備、係	呆管し、近畿5	也方整備局	引からの詩	青求があっ	
	た場合は	提示しなけれ	<i>にばなられ</i>	۲۷۰°				
	_			、原則、事業				
				ごし、全試験実				
				公的機関等				
			-	ても必要に応り				
				りコンクリー			也万整偏局	
(19) 工程の電点 (・、争業で	者において決策 	上するもの	ノとする。		
(13) 工場の選定(13) 工場の選定(13)				7 1 1 2 2 11	1 法田島	Lasa mil	V + 10	
1) レディーミ クストコンク				ストコンクリー トエにおいて				
リート単位水				トエにねいて 案)」(以下、				
量測定				R/」(ひ)、 るものとする。		₹ ८ ∨ * <i>)</i> }	(C 全)	
事 例是				測定機器」に		ひとし 信	1日すス機	
				のとする。測定				
	事必携参		, 🐷 🔾 -	= > = 0 1247		. 10-1	, > \	
			mlit.go.	jp/plan/jigy	ousya/te	chnical_	informati	
		sukanri/ind						
2) レディーミ	木工車に	歯田オスレニ	ディーミ <i>i</i>	 ウストコンク]	II — L 14	次の担せ	タのものし	
クストコンク				ハイコンク: 1.5 cmとする。	ノードは、	リヘ ∨ノ /元代	⊒∨⁄ ひ ♥⁄ C	
	<u> </u>	- / // н 1 /口* 単	upu 10 — 4	. J CM C 7 'J'o				

リート	記号	生コンクリート 呼び強度	設計基準強度	スラン プ	粗骨材の 最大寸法	水セメント比 (W/C)	備考		
	18-8-40	18N/mm ²	18N/mm ²	8cm	40 mm	60%以下	排水構造物工、 縁石工、 道路付属施設工	-	
(14) 配合 (第1編	3-3-3)								
1) コンクリー	本工事に	使用するコン	ノクリー	トの水	・セメン	ト比は、鉄	筋コンクリー	7	
トの水・セメン	について	は 55%以下	、無筋コ	コンクリ	ノートに~	ついては 60	%以下とする	4	
ト比	のとする) 0							
(15) 配合(第1編	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
1) 超速硬コン	7	<i>v</i> • <i>/</i> · · · <i>/</i> · ·					:おりとする。	-	
クリート						,	きる資料を事	同叮	
		対整備局に打 種	正田 ∪、 3 H 圧縮引	1	マリなり セメ		v '。 骨材の最大寸法		
		同溝工	3 п / жин т		超速硬セ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	100取入 1位 20mm		
│ 〔16〕打継目(第1		、門冊上	24N/IIII		四座楔上	. / /	20IIIII		
1) 伸縮目地施	İ	2の施工間隔に	+ 土涌	仕様 書	及び設計	図にトス			
工間隔	TT MA H >C	7 4 5 M PR - 17 1 FU M 14	a, 7,22	工以目	ДО IXI II	M(- 2 2)			
	コンクリ	ートの養生に	こついて	は、通	常の施工	 方法として	 いるが、寒中	コ	
(第1編3-6-9)							ンクリートの		
	合、強度	き、構造物の種	重類、断	面の厚	さ、外気	温度等を考	慮してその方	法	
	及び期間]、養生温度等	等を計画	するも	のとする	٥			
	20 79111								
			-1)						
(18) 材料編-一般 1)品質規格	事項一適用	用(第2編1-		ついて	は、日本	工業規格 Ji	[S C 3653 /こ	示	
	事項ー適用本工事に	用(第2編 1- 上使用する次の	 の材料に				[S C 3653 に 、継手部を含		
	事項ー適月 本工事に す管路材	用(第2編 1- 上使用する次の	の材料に 1らと同	等以上	の性能を	有し、かつ	、継手部を含		
	事項一適月 本工事に す管路材 電線の敷	用 (第 2 編 1- 上使用する次の け、またはこれ な設、防護等に	の材料に れらと同 こ必要な	等以上 諸性能	の性能を を有する	有し、かつ ものとする	、継手部を含	め	
	事項一適月 本工事に す管路材 電線の敷 電線共同	用 (第 2 編 1- 上使用する次の け、またはこれ な設、防護等に	の材料に れらと同 こ必要な	等以上 諸性能	の性能を を有する	有し、かつ ものとする	、継手部を含 。	め	
	事項一適月 本工事に す管路材 電線の敷 電線共同 管路材	用(第2編1- 使用する次の t、またはこれ な設、防護等に 可溝用通信管	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部	等以上 諸性能)、電	の性能を を有する 線共同溝	有し、かつ ものとする 用電力管(、継手部を含 。 幹線部)、埋	め	
1) 品質規格	事項一適月 本工事に す管路材 電線 共同 管路 オー で 本工事に	用 (第 2 編 1- で使用する次の け、またはこれ な設、防護等に 対対では、 はでは、	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部	等以上 諸性能)、電 おり再	の性能をを有する線共同溝生資材を	有し、かつ ものとする 用電力管(、継手部を含 。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本工事に す管路材 電線 共同 管路 オー で 本工事に	用 (第 2 編 1- 使用する次の け、またはこれ 対設、防護等に 引溝用通信管 (連系部等) こついては、「 派名	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと	等以上 諸性能)、電 おり再 各	の性能をを有する線共同溝生資材を	有し、かつものとする用電力管(、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本工等路材 電線共同 管路材 本工事に 資	用 (第 2 編 1- 使用する次の け、またはこれ 対設、防護等に 引溝用通信管 (連系部等) こついては、「 派名	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格	等以上能能 の あいまた おいま おいま おいま おいま と おいま と おいま と おいま と おいま と おいま と おいま と かいま と しゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	の性能を を有する 線共同溝 生資材を	有し、かつ ものとする 用電力管 (使用するも 途	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本工事に す管路材 電線共同 管路 本工事に 資 再生クラシ	用 (第 2 編 1- 使用する次の け、またはこれ 対設、防護等に 引溝用通信管 (連系部等) こついては、「 派名	の材料に いらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 R C-30	等以上諸性能電 おり再	の性能を を有する 線共同溝 生資材を 用 路盤	有し、かつ ものとする 用電力管 (使用するも 途	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本工事に す管路材 電線共同 管路 本工事に 資 再生クラシ	用 (第 2 編 1- は使用する次の は、またはこれ な設、防護等に 日溝用通信管 (連系部等) こついては、「 で で で で で で が で で で で で で で で で で で で	の材料に いらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 R C-30 R C-40	等以上能諸性能電 おり再	の性能を を有する 線共同溝 生資材を 用 路盤 構造物の	有し、かつ ものとする 用電力管 (使用するも 途	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本工事に す管路材 電線共同 管路 本工事に 資 再生クラシ	用 (第 2 編 1- は使用する次の は、またはこれ な設、防護等に 日溝用通信管 (連系部等) こついては、「 で で で で で で が で で で で で で で で で で で で	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 RC-30 RC-40 RM-25	等以上諸性能電 おり再	の性能を を有する 線共同溝 生資材を 用 路盤 構造物の 埋戻し	有し、かつ ものとする 用電力管 (使用するも 途	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本す管線の東 電線 数 本 工 事 生 か 手 生 生 か 再 生 加	用 (第 2 編 1- は 使用する次の は、またはこれ な設、防護等に は、 防護等の は、 では、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 R C-30 R C-40 R M-25 R M-25 R M-25	等以上能電 おり おり う う う	の性能を を有す同溝 生資材を 用 路盤 構造物の 埋戻し 路盤	有し、かつ ものとする 用電力管 (使用するも 途	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項一適月 本す管線の東 電線 数 本 工 事 生 か 手 生 生 か 再 生 加	用(第2編1- 使用する次の け、またはごれ で設、防護等に 可溝用通信管 (連系のでは、「 で源名 ウシャーラン 度調整砕石	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 RC-30 RM-25 RM-25 RM-30 アスファルト 安定処式	等以上能電 お お う う う ラ 世	の性能をを 線共同生資材を路盤構造 戻し路盤路盤路盤路盤	有し、かつものとする(使用するも)	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項工管線線路工工 年 年 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	用 (第 2 編 1- は 使用する次の は、またはこれ な設、防護等に は、 は では、 で で で は、 で で で は、 で で で で は、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 R C-30 R C-40 R M-25 R M-25 R M-25	等以上能電 お お う う う ラ 世	の性能をを有す同溝生資材を路盤構造場盤路盤路盤	有し、かつものとする(使用するも)	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事項「電路の要は「事ををしている」を表す。 「のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	用 (第 2 編 1- は (第 2 編 1- は 使用する次の は 表 た は こう で は 、 で は 、 で で で は 、 で で で は 、 で で で な で で な な で で で な な で で で な な で	の材料に れらと同 こ必要な (幹線部 下記のと 規格 RC-30 RM-25 RM-25 RM-30 アスファルト 安定処式	等以上能電 おり あり う う う う う ラ カ	の性能をを 線共同生資材を路盤構造 戻し路盤路盤路盤路盤	有し、かつものとする(使用するも)	、継手部を含。 幹線部)、埋	め	
 品質規格 事生資材の 	事でででは、 事の	用(第2編1- は、第1をはこれでは、またはこれでは、 は、一では、一では、「一では、」 ででは、「一でなる」 では、「一でなる」 では、「一でなる」 では、「一でなる」 では、「一でなる」 を調整砕石	の材料に れらと の材料に に必 のと のと のと 現材 RC-30 RC-40 RM-25 RM-25 RM-25 RM-30 アスファルト 安 粗粒度ア	等以上能電 お	のを線生資材生資材基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本<l< td=""><td>有し、かつる用電力管(使用するも)途</td><td>、継手部を含。 幹線部)、埋</td><td>め 設</td><td></td></l<>	有し、かつる用電力管(使用するも)途	、継手部を含。 幹線部)、埋	め 設	
 品質規格 事生資材の 	事本 す 電電管 本 再 再 再 要 再混 な	用(第2編1- は、第1をはこれでは、またはこれでは、 は、一では、一では、「一では、」 ででは、「一でなる」 では、「一でなる」 では、「一でなる」 では、「一でなる」 では、「一でなる」 を調整砕石	の材料に れらと のが にい のは にい のは にい のは のは のは RC-40 RM-25 RM-25 RM-30 アスファルト 変数を を対する にで のは のは のは のは のに のは のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	等 は は は は に は に に に に に に に に に に に に に	のを線生資材生資材基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本基本<l< td=""><td>有し、かつる用電力管(使用するも)途</td><td>、継手部を含。 幹線部)、埋 のとする。 備考</td><td>め 設</td><td></td></l<>	有し、かつる用電力管(使用するも)途	、継手部を含。 幹線部)、埋 のとする。 備考	め 設	
 品質規格 事生資材の 	事本す電電管本 再 再 再安 再混 なか 電 の 共材 事 生生生生 生 生 生 生 生 な か 確 か で い か	用 (第 2 編 1- は (第 2 編 1- は (東 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	の材料に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1	等諸) お A) ; ; ;) 理 スス合す	のを線生資生資大基基 <t< td=""><td>有し、かつる用電力管(使用するも)を基礎・基礎・関品質が適</td><td>、継手部を含。 幹線部)、埋 のとする。 備考</td><td>め 設 る</td><td></td></t<>	有し、かつる用電力管(使用するも)を基礎・基礎・関品質が適	、継手部を含。 幹線部)、埋 のとする。 備考	め 設 る	
 品質規格 事生資材の 	事本す電電管本 再 再 再安 再混 なか ① 工管線線路工 生生生生定生合 お 確 上 生定 生合 な 確 上 加処 加物 再 の 記 記	用(第2編1-1 (第1年) (第	の材料に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1	等諸)お多));;, 里、スス合すは上能電 再	のを線生り、路構生の路路のを線生のとは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	有し、かつる用電力を開かっては、というでは、かっては、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	、継手部を含。 幹線部)、埋 のとする。 備考 正なものであ	め設	

				T T
	再生便覧」及び「コ	ンクリート副産物の再利	用に関する用途別暫定品	質
	基準(案)」による	ものとし、構造物の立地	条件等を考慮して適正な	II I
	質のものを使用する	ものとする。		
	③ 再生骨材は、木屑		んが等の混入物を有害量	含
	んではならない。			
	④ 再生粒度調整砕	 石を路盤材として使用す	る場合の品質等は「舗装	耳
	生便覧」によるもの		3 % H . H . X . X . X . X . X . X . X . X .	
(19) 工事材料の品	L	C) 'V o		
	1	十四十2日かっても、丁	コのおかしてついてタタビロヒ 土まれ	(+t:
1) 品質証明書			記の材料及び近畿地方整体	
等			外観及び品質証明書等を	
	合して確認した資料	を事前に近畿地方整備局	に提出し、確認を受けな	け
	ればならない。			-
	確認材料名		簡要	
	埋設管路材	材質と品質規格計算書 るミルシートと表示、	・証明書、社内規定によ 寸法及び外観検査	
	埋設管路とプレ キャストボック スの継ぎ手材料	材質と品質規格証明書 ートと表示、寸法及び	、社内規定によるミルシ 外観検査	
	プレキャストボックス	品質試験結果、寸法及	び外観検査、設計計算書	
	蓋	材質と品質規格計算書 検査、受枠と蓋のかみ	・証明書、寸法及び外観合わせ状況	-
	② 本工事で使用する	<u>,</u> る「コンクリート二次製品	- 標準図集 (側溝・水路編)	
	 (平成 12 年 3 月近	畿地方建設局)で規定す	る側溝製品の使用に当た	
	ては、品質証明書等	を照合して確認した資料	を事前に近畿地方整備局	2
	提出し、確認を受け		C 1 1111 - X 1121 - 127	_
		•		
(20) 土木工事材料	般事項(第2編2	2-6-1)		
1) セメント及	無筋・鉄筋構造物(橋梁上部工を除く)で次	に示すものは、高炉セメ	ン
び混和材	トB種を使用するも	のとする。なお、セメン	トコンクリート用骨材の	P
	ルカリシリカ反応性	E試験結果が無害の場合?	または抑制対策を行う場	合
	は、品質に問題がな	いことを確認できる資料	を事前に近畿地方整備局	2
	提出し、確認を受け	て普通ポルトランドセメ	ントを使用することがで	き
	る。			
	HE-AV		一	
	1917)(TH 20 工、 M 4 工、 连 H	门两旭跃工	
(21) セメントコン	クリート製品(第2級	元 2-7-2)		
1) 品質規格	本工事に使用する材	料の品質規格は、共通仕	様書及び「コンクリート	
	次製品標準図集(側	溝・水路編)」(平成 12	年3月近畿地方建設局)	
	よるものとする。な	お、「標準図集」に示す	構造規格(案)を満足す	る
			いことを確認できる資料	
			て使用することができる	
	ず的に近 戦地 が 走 帰 のとする。	MANUAL DY PERDEX XII	1 1 1 1 2 C 1 1 1 C C 1 1	
(99) マッマー・		アトス担合の「口所竺四	甘淮」は ツマのしかり	12
(22) アスファル L 温 へ 物 東 並 家		による物石ツ「前貨官埋	基準」は、以下のとおり	
ト混合物事前審	する。	T		7
查制度	工 種 試験	試験項目	試験基準	
(第2編2-8-1)	種 別 区分		- 10122	
	ア 材 必須	土木施工管理基準 「品質管理基準」の 全項目	事前審査による認定 書の提出	
		土切口		

			その他	土木施工管理基準 「品質管理基準」の 全項目		
				配合試験		
		プラント	必須	混合物のアスファル ト量 抽出 混合物の粒度分析試 験 温度測定(混合物)	土木施工管理基準 「品質管理基準」に 基づきプラントの自 主管理による(注 1)	
				基準密度の決定	事前審査による認定 書の提出	
	(注:	1)近	畿地方整備	備局の指示があった場合	は、試験結果一覧表を提	
	出する	ちもの	とする。			
(23) 土木工事共	本工	事は品	質証明の対	対象工事である。		
通編-品質証明						
(第3編1-1-6)						
(24) 作業土工(床	事業和	皆は、	設計図書(こおける土及び岩の分類	の境界を確かめられた時点	
掘り、埋戻し)	で、i	丘畿地	方整備局の	の確認を受けなければな	らない。	
(第3編2-3-3)						
(25) 区面線工 (笠	3編 9-	-3-0)				

(25) 区画線工(第3編2-3-9)

1) 溶融式区画 ① 溶融式区画線の規格は下記のとおりとする。

`	① 存職人区画像の規格は「記めておりこする。									
	項目種別	幅 厚 (nm) (nm)		品質	備考					
	中央線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	中央線					
	境界線	150 1.5 150 1.5		ビーズ混入 15~18%	境界線					
	外側線			ビーズ混入 15~18%	外側線					
	横断線等	450	1.5	ビーズ混入 15~18%	ゼブラ、停止線、 横断歩道					
	矢印・記 号・文字	_	1.5	ビーズ混入 15~18%	矢印、国道横断、矢羽根(青)、自転車道マー ク					

② 排水性舗装の区画線の規格は下記のとおりとするが、交差点部等に よる横断線・文字等については、溶融式を標準とする。

項目種別	幅 (mm)	厚 (mm)	品質	備考
中央線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	中央線
中央線	200	1.5	ビーズ混入 15~18%	中央線
境界線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	境界線、自転車横断帯
境界線	300	1.5	ビーズ混入 15~18%	自転車横断帯
外側線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	外側線
導流線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	導流線
横断線	450	1.5	ビーズ混入	ゼブラ、停止線、

				15~	18%	横断歩	道		
	矢印・記 号・文字	-	1.5	ビー <i>フ</i> 15~	、混入 18%	ターン 転車マ	成速マー: 禁止(黄 ーク、追 と と注意(小 色)	色)、自 突注	
 (26)アスファルト部	#装の材料(第3	編 2-6-3)							
1) 配合	本工事に使用す	る再生加	型熱アン	スファル		物の種	類等は下	表のとお	
	りとする。								
		骨材の	再生	+		3	突固め回数	t	
	混合物の種類	最大	アスファ	ルト 75	標準 ファルト量	N6交通	N5交通	(E.2%	
	マン 1至大兵	粒径	針入	.度	/ //* 里	以上	以下	歩道	
	アスファルト 安定処理	25mm	60~	80	4. 0	50	50		
	粗粒度								
	アスファルト 混合物	20 "	"		4.8	75	50	50	
	密粒度 "	13 "	,,,		5. 7		_	50	
	加引マッフュル	20 "	マッコ	- 1 1 ·	5. 4	75	50 (古 ナ. ロ 扭	- J	
	設計アスファル の値が標準アス	. —							
				_	人内で征	可足しな	い場合は	、阳行政	
a)	計の見直し等を			-)) /	4 III II N	- II.v. / 2	
2) プライムコ ートエ	瀝青材料は石油 2 ½ / ㎡ とする。	•	ルト乳	剤(P	K-3)	とし、1	史用量は	1 %/ m ~	
3) タックコー	瀝青材料は石油	アスファ	ルト乳	剤(P	K-4)	とし、値	吏用量は	0.3 ¦"/ m²	
トエ	~0.6 ポズ/ ㎡ とす	⁻ る。							
(27) 土留・仮締切:	工(第3編 2-10-	-5)							
1) 土留	現道に近接して	いる箇所	の施工	にあた		 通処理等	のため、	土留工が	
	必要となった場	合は、設	計図書	に関し	て近畿均	也方整備	局と協議	きするもの	
	とする。								
	3 編 2-10-11)								
1) 仮水路	仮水路等が必要	になった	場合は	、設計	図書に関	 して近	畿地方整	が 備局と協	
, , , , , , , , ,	議するものとす		~	, ,,,,,,,,					
└─── (29)		-	-1)						
1) 防護柵設	1. 事業者は、			出來形		 たについ	て『方譜	細設置工	
置工における	着手前に近畿地		_				C (195 H)		
出来形確保対	2. 事業者は、					-	り建て込	ムが困難	
策	な場合は、設計	,			_ ,,,,		, ,	- /	
	い。 い。			工 田X とじ ノ、	正加加		U121771	ハみょりょ	
	v.。 3. 事業者は、	に主義担しの	正字の	#8 7 Ju	≡. +. ⊅ &/I	コナスた	사 11:11	7.4両計1000/17	
	- 1 7/4 11 1-11	D V H2 1110	,,,,,	1247		,.,			
	よる出来形管理			、以下	ク物ロル	ムレ / //	<i>M</i> / / (C	- よる山木	
	形管理とするこ	_		TED) マ ナ 、	L).	r seit	- सम् केट <i>(धे</i> क)	.) = 44, .3 	
	4. 非破壊試験	による出	米形官	理にめ	こつ(だ	よ、測定	安唄(系)	ルに使い行	
	う。	ニルトマ	ロロセザ	なたマロン~	k.4	-)-L NI	T & JIVE	14.10-1.1	
	5. ビデオカメ				めにつう	、は、以	「い状数	ことヒアオ	
	カメラにより全				L. II. S.				
	(1) 支柱建	,			_,,,,				
	(2)支柱建	て込み直	前(機	械セッ	ト時)な	いら建て	込み完了	まで連続	
	撮影								

	施工確認書	
	JAME SERVICES	
	令和 年 月 日 受往者 住厨 氏名	
	(米原工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事については「主任(監理)技術者」が行うものとする。)	
	6. これらに定められていない場合は、近畿地方整備局と協議する。 7. 防護柵設置工の出来形管理の非破壊試験費用は見込んでいないが、	
	近畿地方整備局と協議のうえ、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。	
柵の撤去	事業者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を近畿地方整備局に直ちに報告しなければならない。	
(30) 舗装打換え工	(第 10 編 16-5-4)	
ための路面維	交通開放する場合、施工に伴う段差は交通に支障のないよう縦断・横断 方向5%以内の勾配ですりつけ舗装をし、危険防止と交通安全を図らね ばならない。	
	道路交通安全上仮舗装が必要な場合は、設計図書に関して近畿地方整備 局と協議するものとする。	
	・イエ (第 10 編 16-5-5) 本工事における切削オーバーレイエについては、関係機関と調整が整え	

1) 掘削及び施	掘削にあたっては、地山の状態、掘	削周辺の荷重の載荷状態、掘削面の				
工方法	開放時間等によって、掘削方法及び仮設方法等を検討しなければならない。					
2) 埋戻し	① 管路部の埋戻しには、所定の材料	を用い、施工後ひび割れ、陥没等が				
	生じないよう十分転圧しなければな					
	②発生土は現場内利用を原則とし、	-				
		資源化施設(土質改良プラント)か				
	らの利用、土質改良及び再生材を活					
	努めるものとする。ただし、それら(
	準及び建設発生土利用技術マニュア					
	ものとし、各埋戻し材料に必要な土					
	使用場所	使用材料				
		本工事現場からの発生十利用				
	電線共同溝埋戻し路床(歩道)					
	電線共同溝埋戻し 管路周辺の中	購入砂				
	埋砂(車道・歩道)水締施工	十二末月月 1. 2. 6. 78 月 1 7 1 月				
	その他作業土工埋戻し	本工事現場からの発生土利用				
	a) 埋め戻し土は、構造物への影響が	なく、圧縮性、充填性、透排水性、				
	施工性等の性能や、所要の力学性能	が得られるものでなければならな				
	い。なお、低品質な土質のものについては、土質改良、粒度調整、水切					
	りや天日乾燥、流動化処理工法等を行って、所要の品質を満足するよう					
	な土質に改善することを検討するもの	のとする。				
	b) 狭隘部で機械施工が困難な場所で	の土砂は、水締めが可能な、砂、砂				
	質土又は相当品とする。電線共同溝	管路周辺は管路一段敷設ごとに埋め				
	戻しを行うものとし、突き棒等で入れ	念に突き固める。				
	c)路床に用いる土は所定のCBR値	[を満足させなければならない。				
	d) 施工後にひび割れや、陥没・空洞	が生じないよう、十分に転圧や締固				
	めを行わなければならない。					
	e)関係法規の定めを超えて有害物を	と含む発生土砂及び購入土砂等は原				
	 則として利用しない。					
	f) 第1種から第3種までの良質土に	ついては、安易に埋め立て処分を行				
	 うことのないよう、利用方法を十分	↑に検討し有効利用を図るものとす				
	る。					
	g) 掘削土に水締め可能な土砂が発生した場合は、「電線共同溝埋戻し 管					
	路周辺の中埋砂」への利用を検討するものとする。					
3) 仮復旧	管路敷設後速やかに仮復旧を行い、					
	た、ひび割れ、段差等通行の妨げと					
	う留意し、平滑に仕上げる。					
4) 管路材	管路材については設計図書に記載の	とおりとするが、「電線共同溝マニ				
1) [] [] []						
	コアル」に則した他の管路材を採用する場合は、近畿地方整備局の承諾 を得た上で採用することができる。					
5) 管路工(管						
路部)	いて、ケーブルの引き込み・抜き取					
파티 HP /	する。	/ に入げてはりないより惟大に大旭				
	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	行うものとする				
	D/ BCT は原則として一刀円がり順の	(11 / もいこりる。				

	N 56 11.41. N 44.) - 17 A					
	d) 管の接続を休止		品から異物、水等が	ぶ入らないよう防砂	>		
	栓等の処置を施す。		ァ揺すし かくてい	4x 2 4x1 x			
	e)管は規定の標線	, ,					
	f) 管は敷設現場の状況に応じて、必要な長さを切管して使用することと						
	なるが、その際、切管した端面は、ケーブル入線時にケーブルを傷つけ						
	ないよう内外面とも面取り等の処置を施す。 g) プレキャストボックスとの接続に使用する継手管は、ケーブル入線施						
				は、ケーノル人線池	1		
	工に支障とならない		-	× 7			
	h)管の接続後、接						
	i) 配管は次表の曲		-				
	ない場合は、参画な	企業者と調整した	上で管路の曲線判	4径を定めるものと			
	する。			lde m			
		事業者	最小曲半径	摘要			
	幹線部	電力	5.0 m	立上部は除く			
		通 信	2.5 m	立上部は除く			
	① 管枕						
	管枕の設置箇所は、						
	準とする。なお、		設置箇所等調整を	と行うものとする。 			
	② 埋設標識シート						
	埋設標識シートの						
	400 mm・600 mmを組						
	管上 20 cmを標準。						
	保できない場合は、			さらに管天端が舗			
	装下端に等しい場合	今は、舗装下端に	.敷設する。				
	③ 呼び線						
	管路の導通性試験行	後に呼び線を入線	し、桝内部の呼び	ド線に行先表示の明			
	示をすること。						
6) プレキャス	① 据付						
	プレキャストボックスは水平に据え付けるものとし、歩道勾配との調整						
(特殊部)	は、蓋版にて行うものとする。						
	② 調整モルタル						
	蓋は設置後車両の通行を確保するため、超早強無収縮モルタル(セメント系プレミックス製品)を用いるものとし品質は下表のとおりとする。						
	トポノレミックへ						
	T14 >	項目	規格				
		ト流化時間(秒)	8 ±				
	圧縮強度		11.4				
		28 [
	水セメン	下比	34~3	35%			
4. 調整マネジメント	業務(工事段階)						
(1) 一般事項	事業者は、工事業績	务と並行して、以	下に記載する各種	重業務について近畿	<u> </u>		
	地方整備局と協議	・連携の上、自ら	主体的に業務をつ	アネジメントし実施	î		
する。							
	なお、調整マネジ	メント業務(工事	段階)については	は、事業の効率化を			
	図るため、調整マ	ネジメント業務((設計段階) で実施	包してもよい。			
	また、調整マネジ	メント業務(工事	段階)においても	、必要に応じて調]		

	整マネジメント業務(設計段階)を行うこと。調整マネジメント業務(設	
	計段階)の実施内容、占用業者等及び関係機関との協議、要求水準等に	
	ついては、第2章. 4. 調整マネジメント業務(設計段階)に準じるも	
	のとする。	
(2) 業務計画	事業者は、調整マネジメント業務(工事段階)の実施にあたり、次の(3)	
	から(6)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手	
	予定の前営業日までに、近畿地方整備局へ提出する。	
(3) 工事期間に	工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着	
おける規制箇所	工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとす	
等調整	る。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととす	
	る。	
(4) 隣接家屋・店	隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき	
舗等との出入口	幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。	
調整		
(5) 地元に対す	事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実	
る工事説明会	施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2	
	章. 4 (3) に準じるものとする。また、事業者は、近隣住民等から事	
	業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲	
	において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図	
	るものとし、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知	
	するものとする。	
(6) 関係機関協	調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結	
議結果等のとり	果を整理し、近畿地方整備局に提出するものとする。提出期間は工事着	
まとめ	手から施設引渡しまでとし、提出は毎年度末の営業日までとする。	
5. 本事業で整備す	事業者は、近畿地方整備局による完成検査後、近畿地方整備局に対して	
る施設の所有権移転	本施設の所有権を移転すること。	
業務	なお、本施設の引渡予定日は令和 15 年 3 月 31 日とする。	

第4章 工事監理業務	;						
1. 工事監理業務							
(1) 一般事項							
	検査を実施すること。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関						
	係において関連のある者が本業務と工事業務(既存支障施設の移設・解						
	体撤去・復旧業務、工事業務(電線共同溝、道路、道路附属物の整備)) を兼務して実施することはできない。						
	を兼務して実施することはできない。						
(2) 業務計画	事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手						
	予定の前営業日までに、近畿地方整備局へ提出する。						
(3) 業務の実施	事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書(業務月						
	報「様式は任意」)を近畿地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を						
	及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこ						
	と。なお、工事監理業務報告書(業務月報)の提出開始時期は、近畿地						
	(2) 業務計画 事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手 予定の前営業日までに、近畿地方整備局へ提出する。 (3) 業務の実施 事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書(業務月報「様式は任意」)を近畿地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を 行うとともに、近畿地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明 及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこ						
	体撤去・復旧業務、工事業務(電線共同溝、道路、道路附属物の整備))を兼務して実施することはできない。 2)業務計画 事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、近畿地方整備局へ提出する。 事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書(業務月報「様式は任意」)を近畿地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、近畿地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書(業務月報)の提出開始時期は、近畿地方整備局との協議により決定する。						
	検査を実施すること。						

第5章 維持管理業務		
1. 基本事項		
(1) 一般事項	事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。	
(o) ** 70 Hu III	事業者は、維持管理業務を遂行するにあたって、本要求水準書のほか、資料4「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」、資料5「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」、及び資料6「電線共同溝管理台帳(作成例)」にも準拠すること。 1) 点検・補修業務 2) 台帳作成・管理業務 3) 調整マネジメント業務(維持管理段階)	
(2)業務期間	維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日(令和 15年3月末)より、令和 30年3月末日までとする。 なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務及び工事業務期間を短縮した場合においても、維持管理業務期間(15年)は変更できない。	
(3) 業務実施体制		
1) 業務実施の体制	事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、近畿地方整備局に通知すること。また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を近畿地方整備局と協議のうえ確立すること。	
2) 業務従事 者の要件等	事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。	
(4) 提出書類	事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、 以下の書類を作成し、近畿地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・ 内容・提出日等はあらかじめ近畿地方整備局と協議して定めること。	
1) 業務計画書	事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。 また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。 ① 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合 ② 近畿地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合表ー業務計画書と提出時期 提出時期 提出時期 提出時期 業務計画書 ・業務実施体制 ・発務の責任者の経歴、資格等・業務提供内容及び実施方法等・業務提供内容及び実施方法等・業務実施の周知内容及び方法	
	・業務報告の内容及び時期 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び想定外 の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項	

	当該事業年度が 年間業務計 ・上記項目における当該年度実施分 開始する日の1 画書 ヶ月前まで
2) 業務報告	事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成
書	し、近畿地方整備局へ提出し、確認を受けること。
	表-業務報告書等と提出時期
	業務報告書 提出時期
	添付すべき資料
	業務開始後 管理台帳の作成及 ・入線・抜柱実施計画書 速やかに び修正 ・電線共同溝管理台帳の作成 ・敷地調査図の修正
	実施後速や 点検・補修記録 ・点検記録表 ・補修結果記録
	事務手続き記録 ・ 古用業者の台帳閲覧申請記録 ・ 電線共同溝の入構記録
	関係機関協議結果 ・打合せ記録簿 ・入線・抜柱協議結果 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
	年報(各事業 管理台帳の修正 ・入線・抜柱完了報告書 年度終了後 ・電線共同溝管理台帳の修正 10日以内) ※修正がない年度は提出不要
	※ただし、最終事業年度の最終月は除く。
3) その他の	事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場
業務報告	合は、速やかに近畿地方整備局に報告すること。また、近畿地方整備局
	から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やか に対応すること。
(5) 業務の実施	事業者は、業務の実施に際して次のことを対応すること。
1) 苦情等へ	事業者は、市民や占用業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対
の対応	し、緊急を要する場合は速やかに近畿地方整備局に報告し、再発防止措
	置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果も近畿地方整備局に報
	告すること。なお、緊急を要さない場合は、近畿地方整備局と協議の上
	対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等(地域住民等か
	らの苦情等)を受けた場合についても、速やかに近畿地方整備局に報告 し、対応について協議すること。
2) 想定外の	事業者は、想定外の事態の発生、又は発生が予測された場合、迅速かつ
事態への対応	適切に対応すること。
3) 災害時・非	火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命
常時の対応	令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、
	業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。
4) 危険物・火	事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならな
気の取扱い	い。火気を使用する場合は、事前に近畿地方整備局の承諾を得ること。
(6) 維持管理関	事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、近畿地方整備局より借り
連貸与図面等	受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。
(7) 打合せ	維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業
	者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの
	とし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記
***************************************	録し、相互に確認しなければならない。
	なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内
	容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

	1)業務計画書作成時初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。	***************************************
	する。	
	2)業務報告書提出時	
	3) 入線・抜柱等の調整のための協議時(実施時期は適宜)	
2. 点検・補修業務		
(1) 一般事項	点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、	
	定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を	
	行うものとする。	
	点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場	
	合は、必要な対応を実施すること。	
ľ	なお、補修及び対応に関する費用負担については近畿地方整備局と協	
	議すること。	
(2) 要求水準	1) 事業者は、2) 及び3) の点検を実施し、補修が必要と判断した場	
	合には、近畿地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮でき	
	ったは、妊娠地力を囲向と励識の工価形を行い、所安の性能を光準しる る状態を維持するよう努めること。	
	2)「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案)Ver. 2 (近畿地土地供用)・に其ずなもぬた実体なステル。かか、日常もね(差段※同	
	方整備局)」に基づき点検を実施すること。なお、日常点検(道路巡回 th th)	
	時等)については、徒歩による目視点検を年1回は行うか、又は、目視	
	点検によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得ら	
	れると判断した方法により行うこと。	
	3)特殊部については、5年毎に1回内部を点検すること。	
	4) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想され	
	る箇所の点検を実施すること。	
(3) 特記事項		
1) 点検	近畿地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、近畿地方	
	整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、近畿地	
	方整備局と協議の上補修を行うこと。	
2) 災害及び	災害等が発生した場合、又は不測の事態が発生した場合、事業者は安全	
想定外の事態	を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに近畿地	
が発生した場	方整備局に報告すること。	
合の対応		
3) 応急措置	点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが	
, , , , , , , , , , , ,	想定される場合は、応急措置を講ずること。	
3. 台帳作成・管理業	事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修	
務	正すること。	
323	エッること。 また、近畿地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこ	
	ととする。なお、これらの修正に伴う費用については、近畿地方整備局	
	と協議して決定する。	
(1) 一加市市	と 協議して伏足する。 台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成すると	
(1) 一般事項		
(a) = 4.1 /#	ともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。	
(2) 要求水準	事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、「設計等共通仕様書」及び	
	資料 6「電線共同溝管理台帳 (作成例)」等に基づき、国道 171 号幸「電	
	線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。	
(3) 特記事項		

1) 77 TH /\ HE	古光本は 以ての次	7 M + 16-	トナステル					
1) 管理台帳	事業者は、以下の資		以すること。					
の作成	① 位置図(1/25,00			11 153				
	② 平面図(全企業者及び個別企業者毎に作成)							
	③ 桝詳細図							
	④ 管路内訳							
	⑤ 鍵管理表							
2) 管理台帳	事業者は、電線共同	溝の改領	&、維持、修約	善並びに	災害復旧	等を施行しよ		
の更新	うとする場合及び新	に変更が生ず						
	る場合は、計画時よ	り占用子	定の占用業	者等と協	嘉議し、台	帳を更新する		
	こと。							
	 また、事業者は、占	田業者等	が自己に起国	刃する台	帳の内容	変更を届け出		
	た場合及び占用業者							
	応すること。	40.0		тыс.	4010-700 🗆	0, C40(CA)		
4. 調整マネジメント								
(1) 一般事項	本業務は、占用業者					ネジメント業		
	務(維持管理段階)	の遂行る	を実施するこ	とを目的	りとする。			
(2) 業務計画	事業者は、調整マネ	ジメント	、業務(維持	管理段階	的 実施に	ついて、業務		
	計画書を作成し、業	美務着手	予定の前日ま	きでに近	畿地方整	備局へ提出す		
	る。							
(3) 要求水準								
1) 協議・調整	事業者は、維持管理	対象施記	殳の点検・補	i修、抜柞	主・入線等	等に係る調整、		
	管路利用の管理に際して、占用業者等と必要な協議・調整を行うこと。							
	事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者等との各種							
	会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。							
	•							
	また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜近畿地方整備局に							
	報告を行うこと。	I III as Mr. I	m 1. /s	¥4 +11. ht/s or		in it as will		
	事業者が行う管路和			業有 寺り	一下関別	上中萌、电椒共		
	同溝の入溝に関する事務とする。							
	なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るた							
	め、調整マネジメント業務(工事段階)で実施してもよい。							
2) 業務の範	工事完了後に行うノ	線及び	抜柱に関する	5業務範	囲を下表	に示す。事業		
囲	者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するた							
	め、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度							
	の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を近畿地方整備局と調整す							
	ること。申請許可等	等の手続	き及び実施に	に関する	業務は近	畿地方整備局		
	と占用業者等で直接	そ行う。						
	表一連系設備	、入線及	び抜柱に関す	る各業剤	8範囲の役	と割分担 しゅうしん		
		協議	申請			連絡		
	担当	• 調整	· 受理	承認	実施	• 報告		
	近畿地方整備局	神雀		0		報古		
	事業者		〇:受理	0		- 却件		
	* 3/13/17		○.由注			〇:報告		
	占用業者等	0	〇:申請	-		_		
3) 連絡・報告	事業者は、電線共同	溝利用者	f及び関係機	関と必要	長な協議・	調整を行った		
	際は、近畿地方整備	情局に連約 かんしゅん かんしゅん かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゃり しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃり しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	各・報告を行	うこと。				
4) 抜柱完了	抜柱は、施設完成σ	2 年後	を目途として	占用企業	業に完了さ	させること。		
時期	なお、2年以内に完	了が困難	誰な場合は、i	丘畿地方	整備局と	協議して対応		
	すること。							
7, 200								

	5) 関係機関	調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結	
	協議結果等の	果を整理し、近畿地方整備局に提出するものとする。	
	とりまとめ		

4) 貸与資料申込時の提出書類

守秘義務の遵守に関する誓約書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

所 在 地商号又は名称

代表者氏名

印

国土交通省近畿地方整備局(以下「近畿地方整備局」という。)から、令和6年8月20日付で入 札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」の応募を検討することを目的(以下「本目 的」という。)として、入札説明書に定められた貸与資料の貸与を受けることを希望するため、下 記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条(守秘義務の誓約)

当社は、近畿地方整備局の許可なく、貸与資料を本目的以外の目的で使用しないとともに、他に開示、漏洩しないことを約束します。

第2条(善管注意義務)

当社は、貸与資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第3条(複写・複製)

当社は、貸与資料を複写・複製しようとする場合、事前に近畿地方整備局の承諾を得ることを約束します。

第4条(個人情報の取扱い)

貸与資料のうち個人情報に該当するものについては、法律、条例等(以下「法令等」という。)で認められる範囲内でのみ利用又は保持し、法令等により要求される適切な管理を行うことを約束します。

第5条(義務の存続)

本書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条(損害賠償義務)

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより近畿地方整備局に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条(書類の破棄)

- 1 近畿地方整備局から提出又は開示を受けた守秘義務対象開示資料は、提案書類の提出に至ら なかった場合及び事業者として選定されなかった場合、その写しを含めすべて速やかに破棄す ることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の

情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務づけられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

3 当社は、前2項の規程に基づき守秘義務対象開示資料を破棄したときは、近畿地方整備局に対し、その旨を報告します。

令和 年 月 日

貸与資料申込書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

※連絡先 担当者氏名電話番号FAX 番号

E-mail

令和6年8月20日付で公告のあった国道171号幸電線共同溝PFI事業に係る関係資料の提供を下記の通り申し込みます。提供された関連資料を国道171号幸電線共同溝PFI事業に係るもの以外の目的で使用しないことを誓約します。

記

・「近畿地方整備局での貸与」の場合の貸与希望日 令和 年 月 日

注)1. 本様式を、申込期限までに、持参、郵送又はFAX(着信確認を行うこと)願います。 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 国土交通省近畿地方整備局総務部契約課第2係

令和 年 月 日

破棄義務の遵守に関する報告書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

当社は、今般、近畿地方整備局から令和6年8月20日付で入札公告のありました国道171号幸電線共同溝PFI事業に係る事業者の選定における応募を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする貸与資料の貸与を受けましたが、【 】 作成による別添令和【 】年【 】月【 】日付「守秘義務の遵守に関する誓約書(写)」第7条に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

破棄完了日	
破棄方法	

以上

5) 入札説明書等に関する質問提出時の提出	書類
-----------------------	----

※下記の[質問書]に係る様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

[質問書] に係る様式

(様式 3-4)入札説明書等に関する質問書

6) 入札辞退時等の提出書類

入 札 辞 退 届

1	件名 国道 1 7 1 号幸電線共同溝 PFI 事業									
-	上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。									
	令和	年	月	日						
1	主	所								
Ē	商号又は名	名称								
ſ	大表者氏名	Ż								
支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿										
						※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。				
						(連絡先は2以上記載すること)				
						本件責任者(会社名・部署名・氏名):				
						担当者(会社名・部署名・氏名):				
						連絡先1:				
						>+/# H- 0				

令和 年 月 日

構成企業等変更届

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地 商号又は名称

代表者氏名

印

令和6年8月20日付で入札公告のありました「国道171号幸電線共同溝PFI事業」について、入札 参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しましたが、下記の理由により、別添のとおり構成 企業【協力企業】を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る競争参加資格確認申請書及 び関係書類を添え、構成企業等変更届を提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規程に該当しない者であること、またこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

注)1. 【】は、協力企業の場合に記載する。